

令和7年度～令和11年度

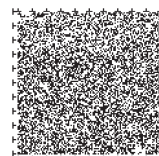
国分寺市

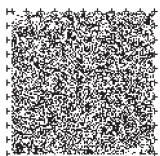
子ども若者・子育て

いきいき計画



令和7年2月
国分寺市





はじめに

本市では、「歴史をつなぎ 未来をひらく 個性がひかり輝くまち」を第2次国分寺市総合ビジョンの「未来のまちの姿」として掲げ、令和7年度から11年度までを計画期間とする「国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画」（以下「本計画」といいます。）を策定いたしました。本計画は、令和2年度から6年度までの現行計画の成果と課題を踏まえ、今後5年間における子ども・若者支援及び子育て支援の新たな指針となるものです。



本計画策定に当たっては、令和5年4月に施行されたこども基本法を受け、本計画の基本理念を見直しました。新たな理念「子育てと子育てでひとがつながり、子どもや若者一人ひとりが自分らしく、将来にわたって幸せに暮らせるまち」には、こども基本法が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けた本市の決意が込められています。

この理念のもと、子どもや若者、子育て当事者及び子育て支援者、団体等の声を大切にしながら、それぞれの成長段階や生活環境に応じた支援を行い、地域全体で子育て・子育てを支え合うまちづくりに取り組みます。

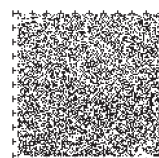
計画の実現には、市民の皆様をはじめ、地域の支援者や団体、事業者の方々など、多くの皆様の協力が不可欠です。子どもたちの笑顔があふれる国分寺市を共に作り上げていくため、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

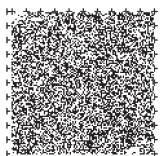
最後に、本計画の策定に当たり御協力いただいた全ての方々に深く感謝申し上げます。これからも市民の皆様と力を合わせ、「子育てするなら国分寺市がいい」「国分寺市で生まれ育ってよかった」と思っただけのようなまちの実現を目指してまいります。

令和7年2月

国分寺市長

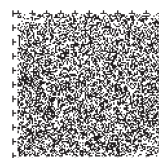
井澤邦夫





目次

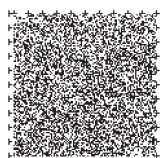
第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置付け	6
3 計画の期間	6
4 計画の対象	8
5 計画の推進	8
第2章 本市の子どもや若者、子育て環境を取り巻く状況把握	11
1 統計データからみる本市の状況	12
2 アンケート調査結果からみる本市の状況	30
3 子どもや若者からの意見聴取の結果	47
4 関係団体ヒアリングの結果	50
5 前回計画の施策評価	53
6 子どもや若者、子育て環境を取り巻く問題	55
第3章 計画の基本理念、基本目標	57
1 基本理念	58
2 基本目標	59
第4章 施策の展開	61
基本目標Ⅰ	64
基本目標Ⅱ	74
基本目標Ⅲ	88
第5章 子ども・子育て支援事業計画	97
1 「子ども・子育て支援事業計画」について	98
2 教育・保育提供区域の設定	98
3 人口の見込み	99
4 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等	100
5 地域子ども・子育て支援事業	106
資料編	129
1 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定検討委員会設置要綱	130
2 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定検討委員会名簿	132
3 国分寺市子ども・子育て会議設置条例	133
4 国分寺市子ども・子育て会議名簿	136
5 計画策定の検討経過	137
6 用語解説	139



コラム

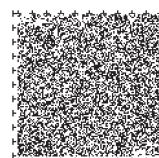
この計画を読むときに役立つ情報を、コラムとしてまとめました。計画を読むガイドとして、ぜひ御活用ください。

こども基本法とは？	3
子どもの権利条約について	4
こども？子ども？子供？	5
計画に書いてあること	7
子どもや若者、子育て当事者からの意見聴取・意見反映	9
計画第4章と第5章の関係	63
ヤングケアラーについて	73
こども家庭センターとは	77
医療的ケア児とは	87
子どもや若者の居場所	89
国分寺市プレイステーション	92
教育・保育給付認定	98
児童福祉法の改正のポイント	118



第1章

計画策定に当たって



1 計画策定の背景と趣旨

我が国の急速な少子化・高齢化の進行は、労働人口の減少や社会保障負担の増加、地域コミュニティの希薄化や活力低下など、社会の在り方に大きな影響を与えています。また、新型コロナウイルス感染症の発生は、テレワークの普及による多様な働き方など、社会に大きな変化をもたらしました。

子どもを取り巻く環境は、デジタル化への対応、グローバル化の加速、価値観の多様化などにより大きく変化しています。こうした社会の変化を踏まえ、社会全体での子育て・子育てを支える体制づくりが必要です。

(1) 国の取組

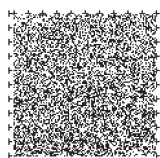
これまで国では、平成24年8月に子ども・子育て関連3法（①子ども・子育て支援法、②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）を整備し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。

就学前児童については、平成29年6月に待機児童の解消を目指して「子育て安心プラン」を公表し、保育施設の整備や保育士の確保を進めました。令和2年12月には、さらに保育の受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域のあらゆる子育て資源の活用を進める「新子育て安心プラン」を公表しました。

就学児童については、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定しました。また、平成30年9月には、この取組をさらに推進するため「新・放課後子ども総合プラン」を策定して、放課後児童対策を一層強化し、子どものウェルビーイングの向上と共働き・共育での推進を図るため、令和5年12月に「放課後児童対策パッケージ」を取りまとめました。

若者や子育て世帯については、平成28年2月に、子ども・若者育成支援施策の総合的な推進を図る「子供・若者育成支援推進大綱」を策定しました。令和5年12月には、希望する若い世代が結婚し、子どもを持ち、安心して子育てができる社会の実現に向けて、若者・子育て世帯の所得増加や社会全体の構造・意識の変革、切れ目のない支援などを掲げた「こども未来戦略」を策定しました。

全ての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、令和5年4月には「こども家庭庁」を発足し、こども基本法を同時に施行しました。市町村には「市町村こども計画」の策定を努力義務とし、令和5年12月にこども基本法に基づき、こども政策を総



合的に推進するため、「こども大綱」を策定しました。この「こども大綱」は、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子どもの貧困対策に関する大綱」を一元化し、子ども・若者施策に関する基本的な方針や重要事項等を包括的に定めています。また、令和6年4月施行の児童福祉法の改正においては、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化が図られています。



こども基本法とは？

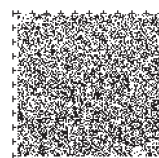


日本国憲法及び子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の精神にのっとり、全ての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、こども政策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月にこども基本法が施行されました。

こども基本法では、こども政策を総合的に推進するための政府の方針として、「こども大綱」を策定することを定めています。「こども大綱」は、全ての子どもや若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」を目指しています。これは、全ての子どもや若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築くことや、自立した個人として、ひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のことです。

この社会の実現に向けて、子どもや若者とともに社会をつくるという認識の下で、意見表明の機会づくりや意見を持つための様々な支援を行い、実効性のある社会参画・意見反映を進めていく必要があります。

本市においても、こども基本法の下に本計画を策定し、子どもや若者、子育て当事者に関わる取組を推進していきます。





子どもの権利条約について



子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、世界中の全ての子どもたちが持つ人権（権利）を定めた条約です。「人権」とは、「誰もが生まれながらに持っている、人間らしく幸せに暮らす権利」です。子どもの権利条約では、子どもは「弱くて大人から守られる存在」ではなく「ひとりの人間として人権を持っている」と考え、大人と同様にひとりの人間として持つ様々な権利を認めると同時に、成長の過程にあって保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。

子どもの権利条約には、以下の4つの原則があります。

差別の禁止

全ての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況など、どんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます。

子どもの最善の利益

子どもに関することが決められ、行われるときは、「その子どもにとって最も良いことは何か」を第一に考えます。

生命、生存及び発達に関する権利

全ての子どもの命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

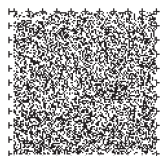
子どもの意見の尊重

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

（２）東京都の取組

東京都では、平成27年3月に「東京都子供・子育て支援総合計画」を策定し、令和2年3月には第2期計画として改訂しました。この計画では、保育所の整備や保育士の確保、幼稚園・保育所の一体的運営を推進することで、待機児童の解消や子育て支援の強化を図っています。

平成27年8月には「東京都子供・若者計画」を策定し、令和2年4月には第2期計画として改訂しました。この計画では、子どもや若者の健全な成長を支えるための施策を総合的に推進しています。令和5年1月には、子ども目線で捉え直した政策の現在地と、子どもとの対話を通じた継続的なバージョンアップの指針として「こども未来アクション」を策定しました。その後、「こども未来アクション2024」、「こども未来アクション2025」と毎年改訂し、子どもや若者の意見を反映させた施策を一層強化しています。



また、令和3年4月には、「東京都こども基本条例」を施行し、子どもの権利が尊重され、幸せに過ごせる社会の実現を目指しています。この条例は、「子どもの権利条約」の精神に基づき、子どもの意見を尊重し、その権利を守るための基本的な枠組みを定めています。

（３）国分寺市の取組

国分寺市（以下「本市」といいます。）では、国分寺市地域福祉計画の子どもや若者、子育て分野の計画として、平成27年3月に「国分寺市子育て・子育ていきいき計画（第3期次世代育成支援対策地域行動計画）（子ども・子育て支援事業計画）」を策定しました。また、令和2年3月には、子どもや子育て支援施策に加え、新たに若者支援施策を盛り込んだ「国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（計画期間：令和2年度から6年度）」（以下「前回計画」といいます。）を策定しました。計画策定後は、計画に基づき、各施策や事業の進捗管理及び評価を行ってきました。

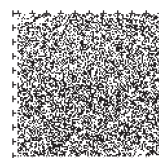


コラム

こども？子ども？子供？



この計画では、原則として「子ども」という表記を使用しています。しかし、国や東京都の公文書では「こども」や「子供」といった表記も見られます。この計画において「子ども」を採用している一方で、法律や条例、他の計画の名称など固有名詞（例えば、「こども家庭庁」や「東京都子供・子育て支援総合計画」など）については、その原典の表記をそのまま使用しています。このように、文脈や出典に応じて表記が異なる場合がありますが、この計画の本文中では一貫性を保つため、原則として「子ども」を使用しています。

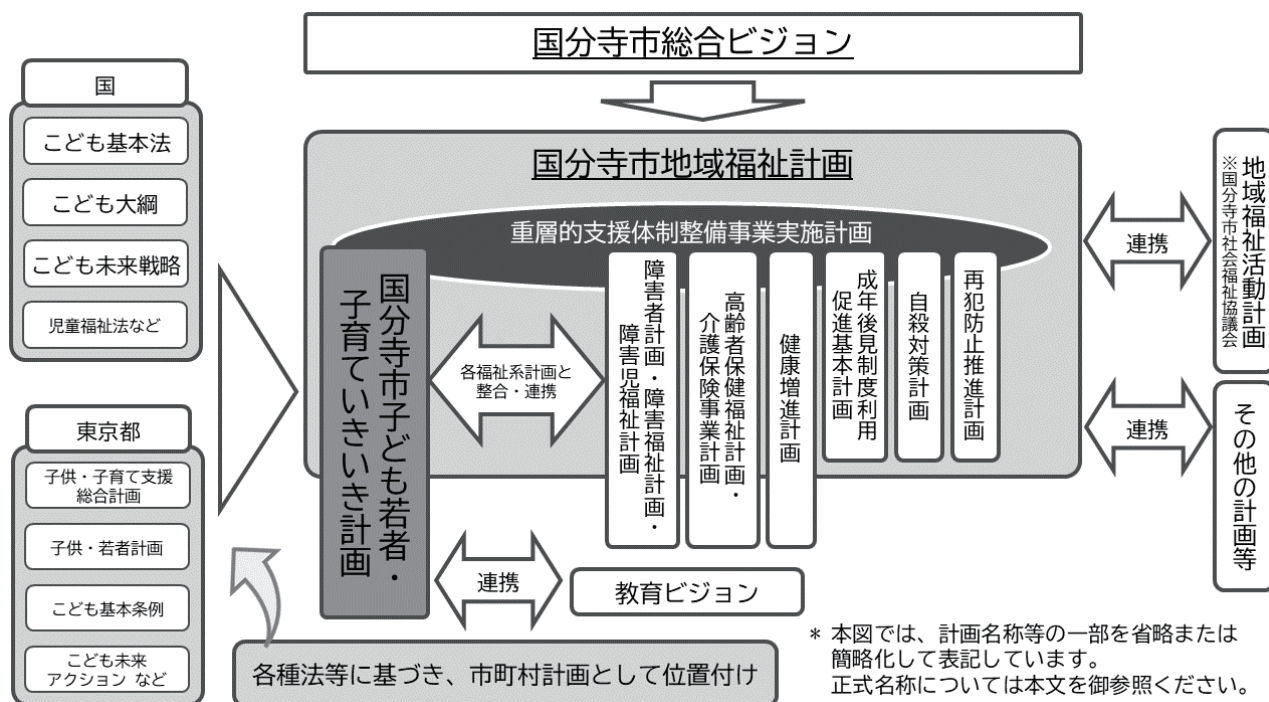


2 計画の位置付け

本計画は、子どもや若者、子育て支援施策を推進する総合的な計画として「第2次国分寺市総合ビジョン」や「第2次国分寺市地域福祉計画」などの上位・関連計画と整合性・連携を図りながら、本市における今後の子どもや若者、子育て支援施策の具体的な方向や取組内容について定めるものです。

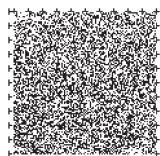
また、本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として策定されるものであり、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に基づく「成育医療等に関する計画」を包含しています。

そのほか、「こども大綱」の子どもや若者施策に関する方針や、子どもの貧困対策に係る市の方針としても位置付けています。また、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」や令和6年4月施行の児童福祉法の改正内容も反映しています。



3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、令和7年度から11年度までの5か年を計画期間とします。



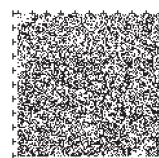
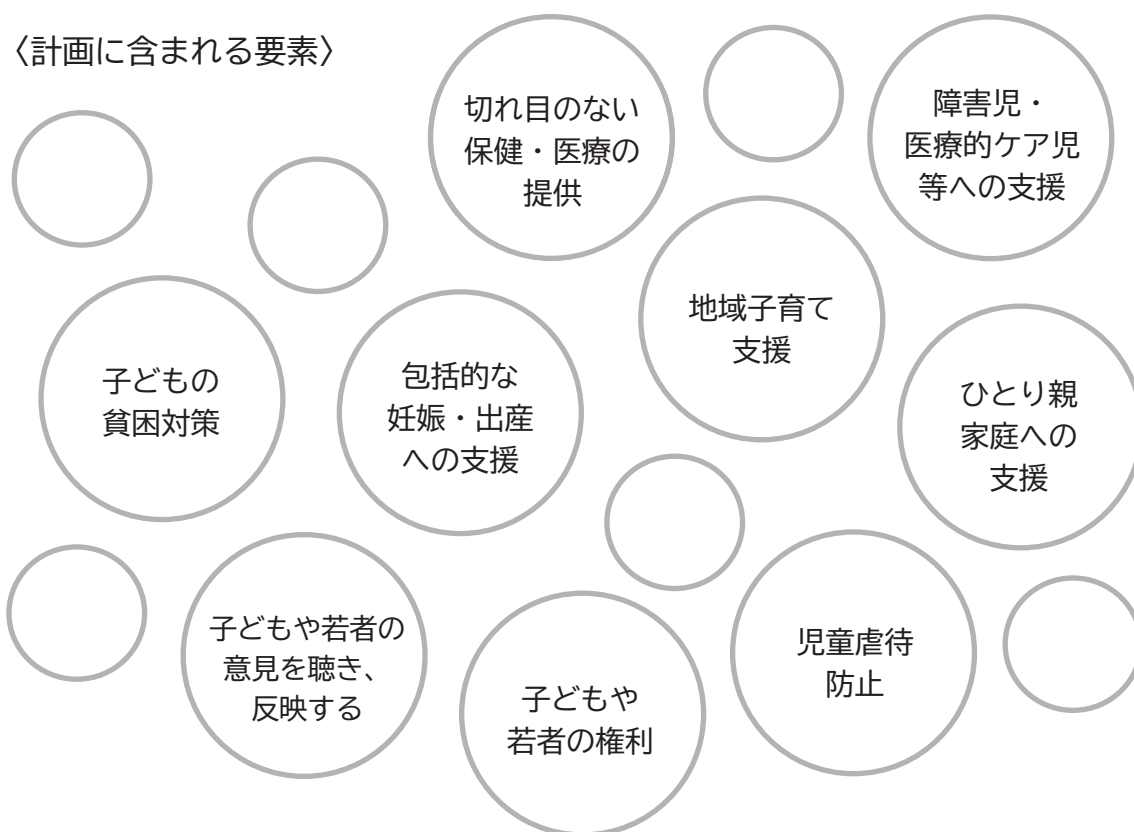


計画に書いてあること

この計画では、こども基本法に基づくこども大綱をもとに、地域の特徴や課題、住民のニーズなどを調査し、それらの情報を参考にしながら施策を展開します。計画には、市が子どもや若者、子育て当事者に関わる施策を進めるに当たって大切にしたいことや、実際にどのように取組を進めるのかを記載しています。特に、子どもや若者の権利を保障することや、子どもや若者、子育て当事者の意見を聴き、取組に反映すること、地域における子育て支援や妊娠・出産に関わる包括的な支援、子どもの貧困対策、ひとり親家庭への支援、障害児や医療的ケア児等への支援、切れ目のない保健・医療の提供等について記載しています。

市は、この計画に基づいて、子どもや若者、子育て当事者に関わる施策を総合的に推進していきます。

〈計画に含まれる要素〉



4 計画の対象

本計画は、子どもや若者、子育て当事者である保護者や家族、地域における支援者や団体など、子育て・子育てに関わる人や団体等を対象としています。子ども・若者とは、心身の発達の過程にある全ての者とし、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て、成人期への移行期にある者が、個々の発達の度合い等に応じた適切な支援を受けつつ、地域で幸せに暮らしていけるまちづくりを推進します。

5 計画の推進

(1) 子どもや若者、子育て当事者からの意見聴取

本計画の策定に当たっては、無作為抽出で選ばれた市民3,000人にアンケート調査を実施しました。また、こども基本法第11条では、こども施策を策定、実施、評価するとき、子どもや若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずることを国や地方公共団体に義務付けていることから、本計画策定のための基礎的情報の収集手段の一つとして、子どもや若者からの意見聴取（インタビュー等）も併せて行いました。

(2) 市民参加や関係機関との連携

本計画で掲げる基本理念を具現化するための各施策は、健康、教育など多岐にわたっています。計画を効率的かつ効果的に進めるため、市民参加の積極的な働きかけや各関係機関との連携をより深められるよう取組を進めます。

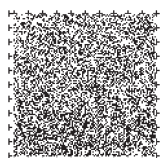
(3) 庁内各部署の連携

本計画は、様々な計画の位置付けを包含しているため、健康、教育など多岐にわたる各施策を具現化するためには、庁内各部署間の連携を深める必要があります。各部署が連携し、一体となって計画を効率的かつ効果的に推進することで、計画の基本理念を具体的な施策として実現します。

(4) 計画の進捗管理・評価方法

本計画に基づく取組の実施に当たっては、年度ごとに進捗状況の点検評価を行うものとします。計画の進捗状況及びその評価については、子どもの保護者や子ども・子育て支援事業に従事する者、識見者などで構成される「国分寺市子ども・子育て会議」に報告し、意見を求めます。

また、計画期間中においても、本計画に関わる施策の動向、ニーズや社会の変化等も踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。





子どもや若者、子育て当事者からの意見聴取・意見反映



こども基本法では、国や地方自治体がこども政策を進める際には、子どもや若者などの意見を反映することが義務付けられています。

また、こども大綱は、こども政策の基本的な方針の一つとして、「子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」ことを挙げています。このように、計画づくりにおいても、その内容及び策定のプロセスが子どもや若者の視点で、その最善の利益を第一に考えて進められることが求められています。

国の取組として、こども家庭庁は子どもや若者の意見を広く聴いて、制度や政策に反映するため、「こども若者★いけんぱらす」を実施しています。こども家庭庁をはじめ、各省庁が子どもや若者の意見を聴いて反映させることで、子どもや若者が政策を決める過程に主体的に参画する機会を提供します。

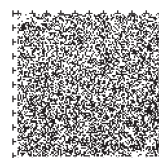
東京都では、「こども都庁モニター」や「中高生政策決定参画プロジェクト」、「こどもワークショップ」など、子どもや若者の意見を聴き、政策に反映する取組を実施しています。

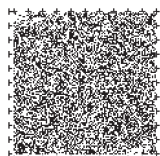
本市においても、この計画の策定に当たり、子どもや若者、子育て当事者にアンケートを実施するとともに、直接意見を聴く機会を設けました（p.47）。また、事業を実施する際にも、子どもや若者、子育て当事者や子育て支援者・団体等の意見を聴く機会を設け、事業に反映させていきます。

この計画を評価する際には、計画期間中に各事業において、どのような意見聴取・意見反映が行われたのか評価する仕組みを作ります。

<意見聴取の例>

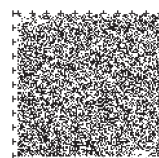
- ・児童館にポストやノートを置くなど、自由に意見を言える環境を作っています。
- ・いじめ防止フォーラムを開催し、小中学生による意見交換を行っています。
- ・旧庁舎用地複合公共施設について、どのような使い方であれば利用したくなるか、旧庁舎用地周辺の小中学生にアンケートを実施しました。





第2章

本市の子どもや若者、 子育て環境を取り巻く 状況把握



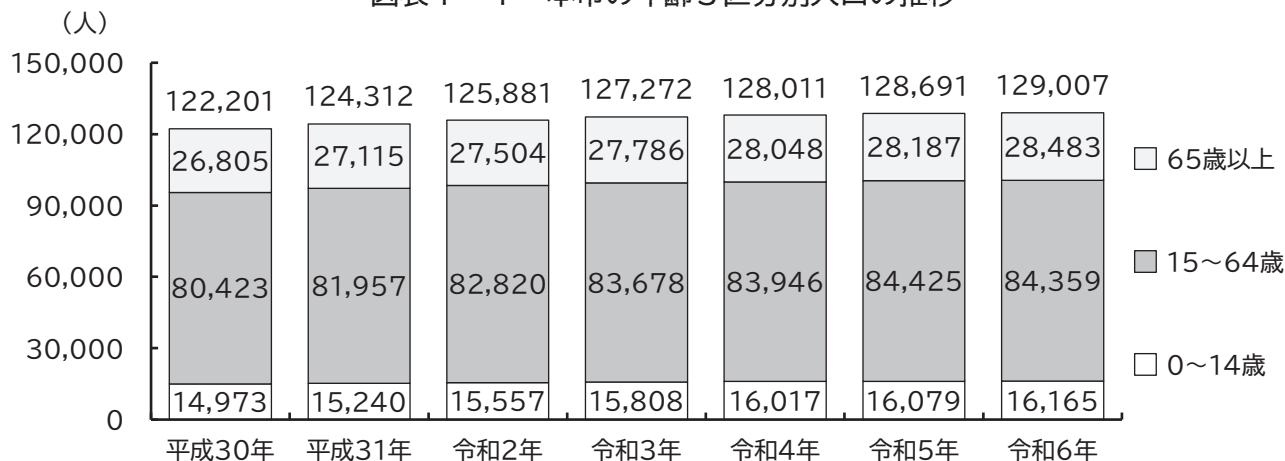
1 統計データからみる本市の状況

(1) 子どもの人口状況

国分寺市の総人口は増加傾向で推移しており、今後もこの傾向は一定期間継続することが見込まれていますが、令和22年の132,061人をピークに、それ以降は減少傾向になることが見込まれています。

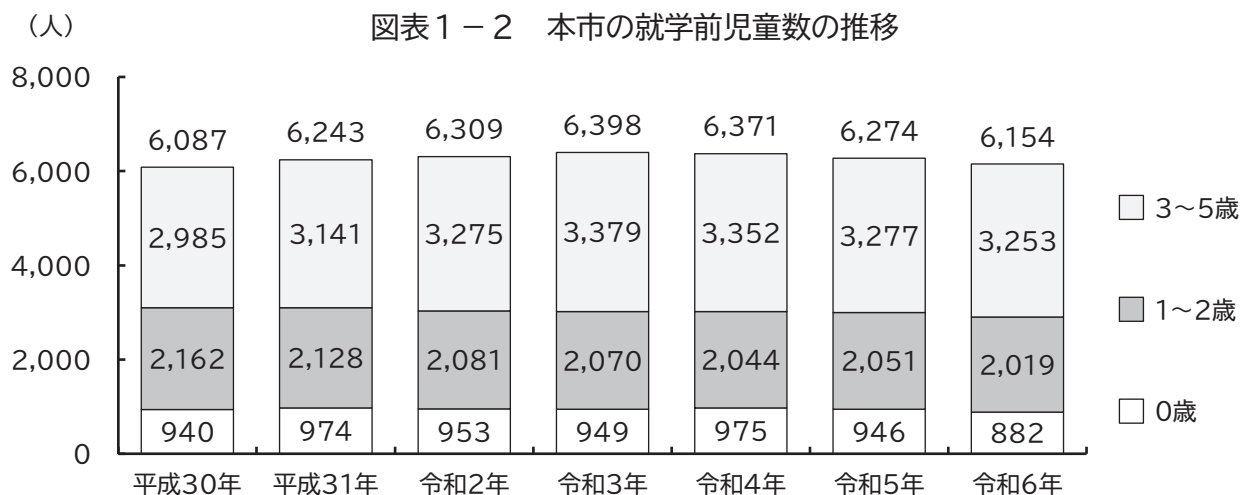
年代別に見ると、「0～5歳」の就学前年代では、既に令和3年をピークに減少に転じています。

図表1-1 本市の年齢3区分別人口の推移

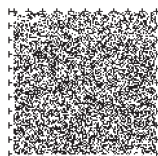


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

図表1-2 本市の就学前児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

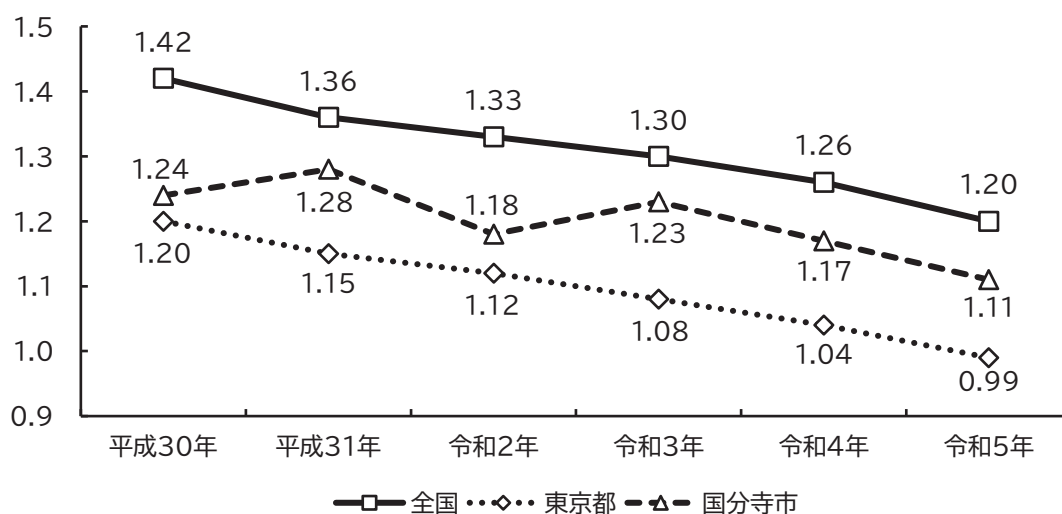


(2) 妊娠・出産を取り巻く状況

「15～49歳」の女性の年齢別出生率の合計である合計特殊出生率※の推移を見ると、各年での増減はあるものの、減少傾向にあることから、子どもの人口の自然減少の要因となっています。本市の母の年齢別出産割合を見ると、「25～39歳」が約9割を占めています。令和5年における30歳以上の女性の出産割合は、81.7%となっており、東京都77.1%、全国66.9%より高くなっています。

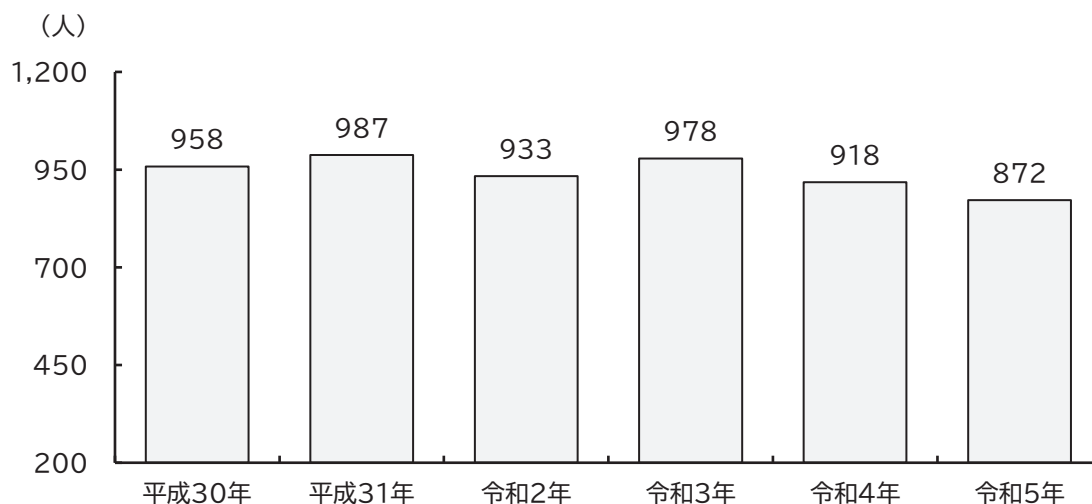
※15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産むことが見込まれる子どもの数の指標のことです。

図表2-1 合計特殊出生率の比較

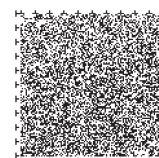


資料：東京都福祉保健局「人口動態統計」(各年1月1日)
厚生労働省「人口動態調査」(各年1月1日)

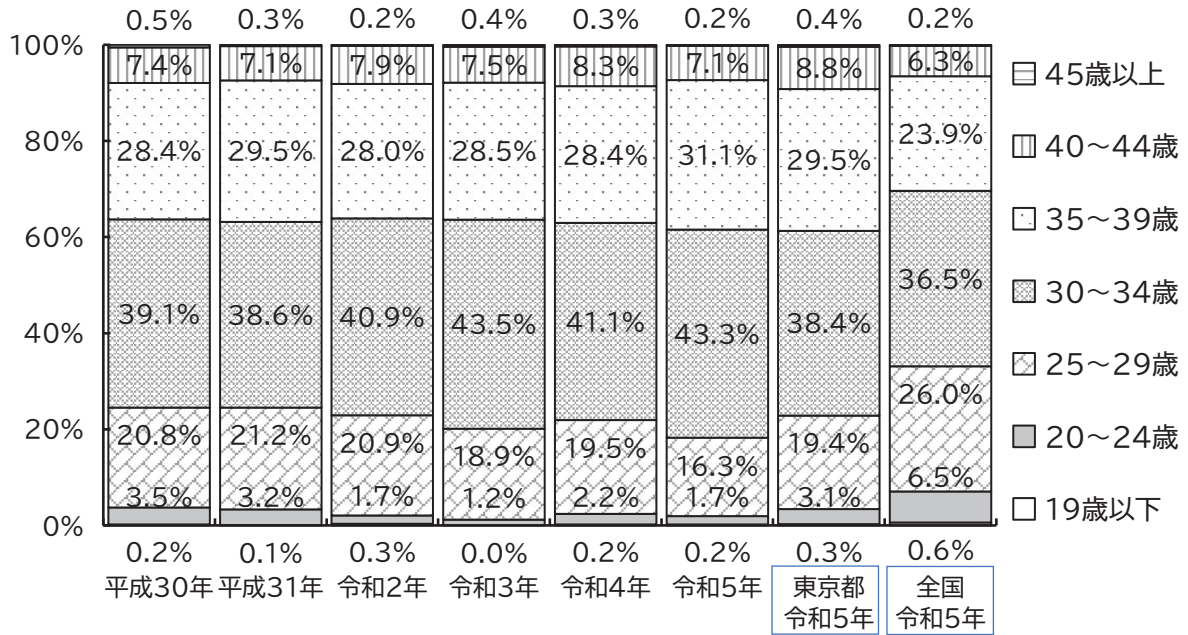
図表2-2 本市の出生数の推移



資料：東京都福祉保健局「人口動態統計」(各年1月1日)



図表2-3 本市における母の年齢階層別出生割合の推移

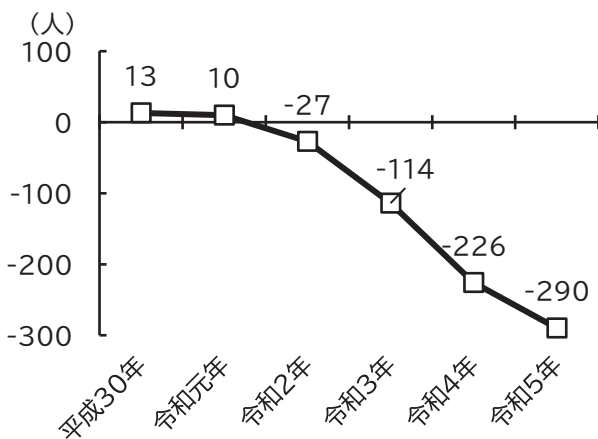


資料：東京都福祉保健局「人口動態統計」（各年1月1日）
厚生労働省「人口動態調査」（各年1月1日）

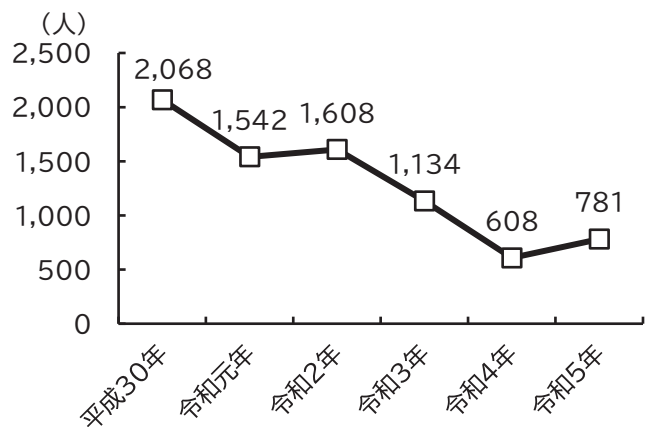
（3）市域の人口動態

本市の自然動態（出生数と死亡数の差）と社会動態（転入者数と転出者数の差）の推移を見ると、どちらも減少傾向にあります。近年の人口増加は、マイナスとなっている自然純増を社会純増が補っていることがわかります。

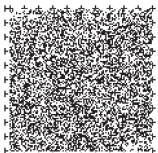
図表3-1 本市の自然動態の推移



図表3-2 本市の社会動態の推移



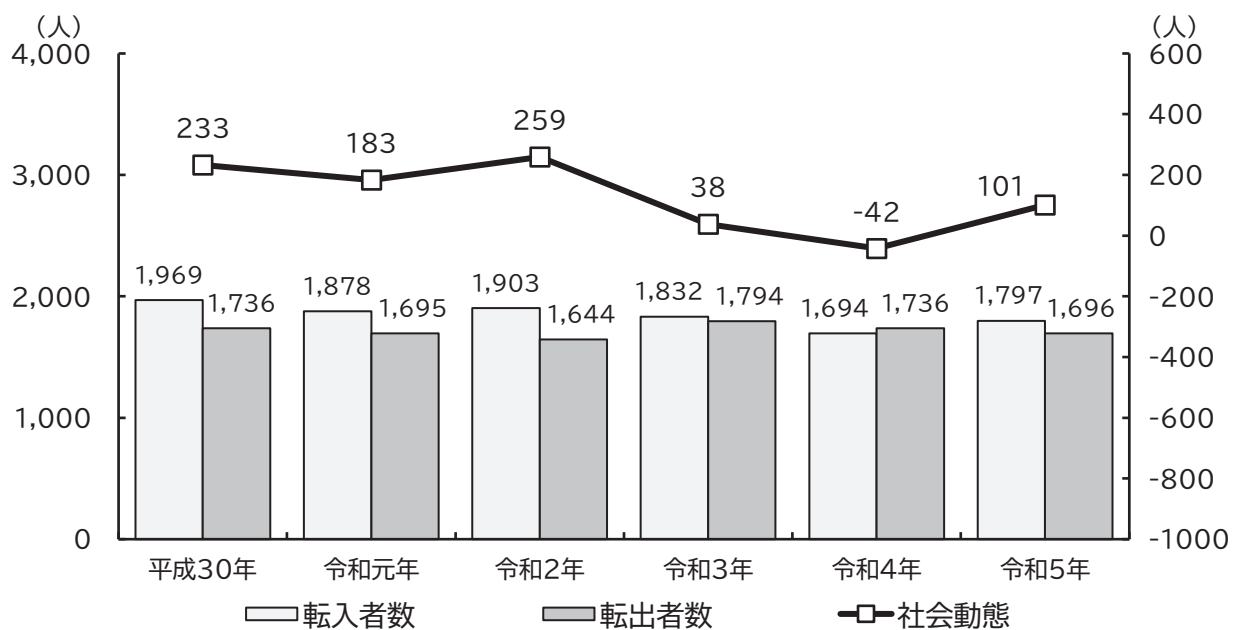
資料：国分寺市統計（各年間）



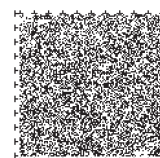
本市における母の年齢階層別出産割合の約9割を占める「25～39歳 女性」の転入・転出の傾向は、本市の近い将来の人口の推移に影響を与えることが考えられます。

本市の「25～39歳 女性」の社会動態の状況を見ると、令和2年をピークに減少傾向でしたが、令和5年に増加に転じています。

図表3-3 本市の「25～39歳 女性」の社会動態の推移



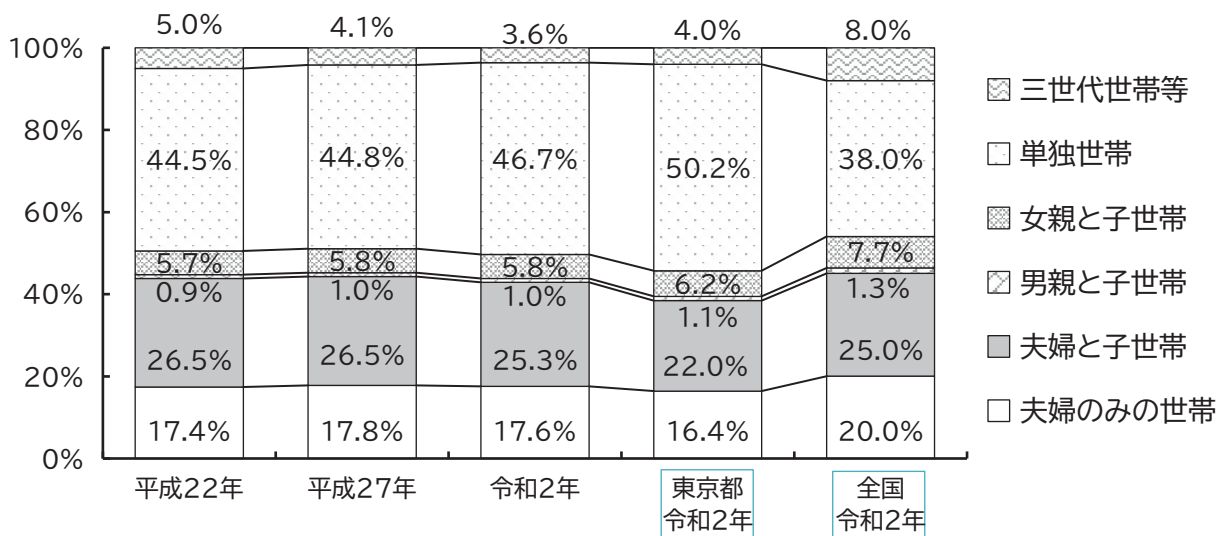
資料：住民基本台帳人口移動報告（各年間）



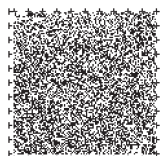
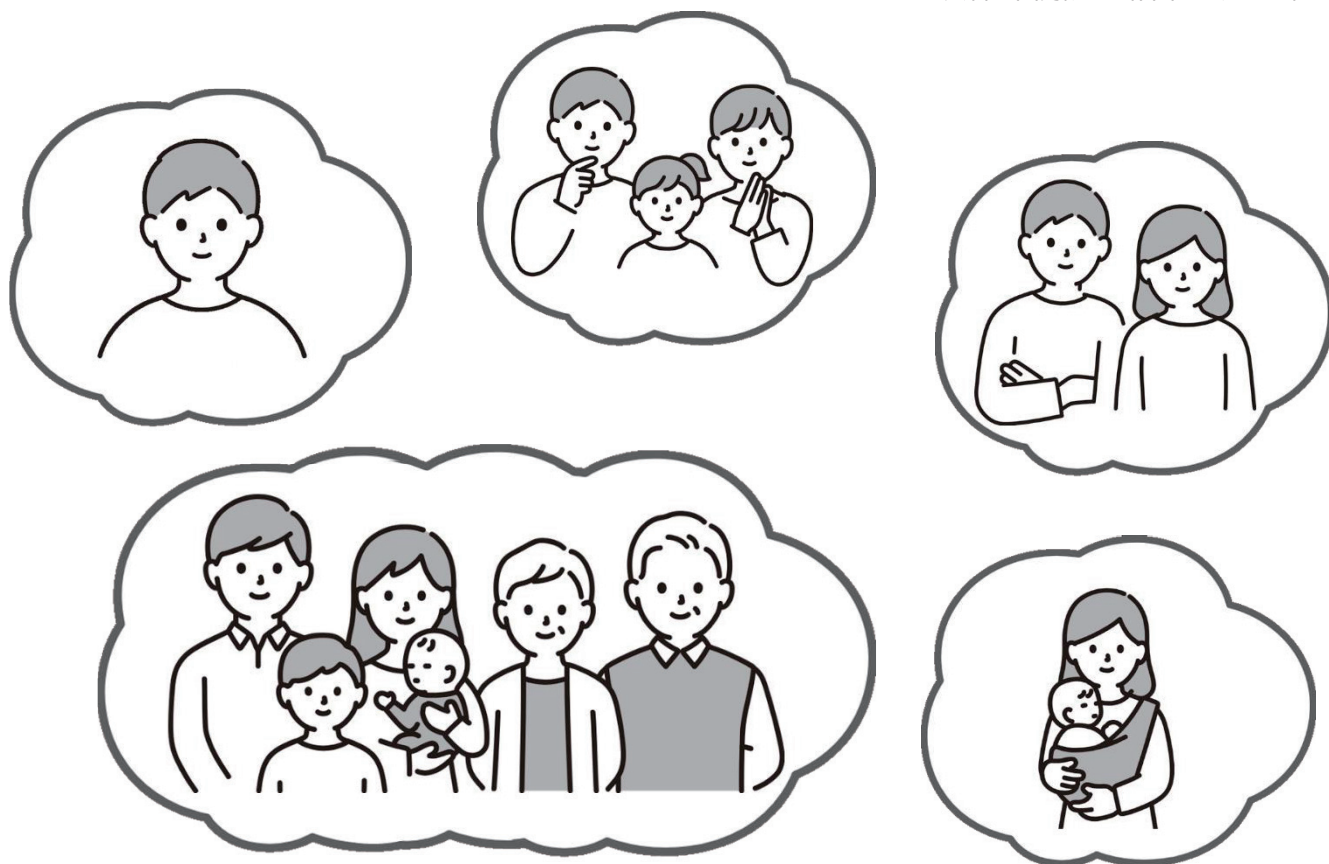
(4) 家族形態

本市の一般世帯の構成比の推移を見ると、単独世帯の割合が高くなっている一方で、夫婦と子世帯及び三世代世帯等の割合が低くなっています。また、東京都と比較すると、夫婦と子世帯の割合が高くなっており、全国と比較すると三世代世帯等の割合が低くなっています。

図表4-1 一般世帯の構成割合の推移と全国、東京都、本市との比較

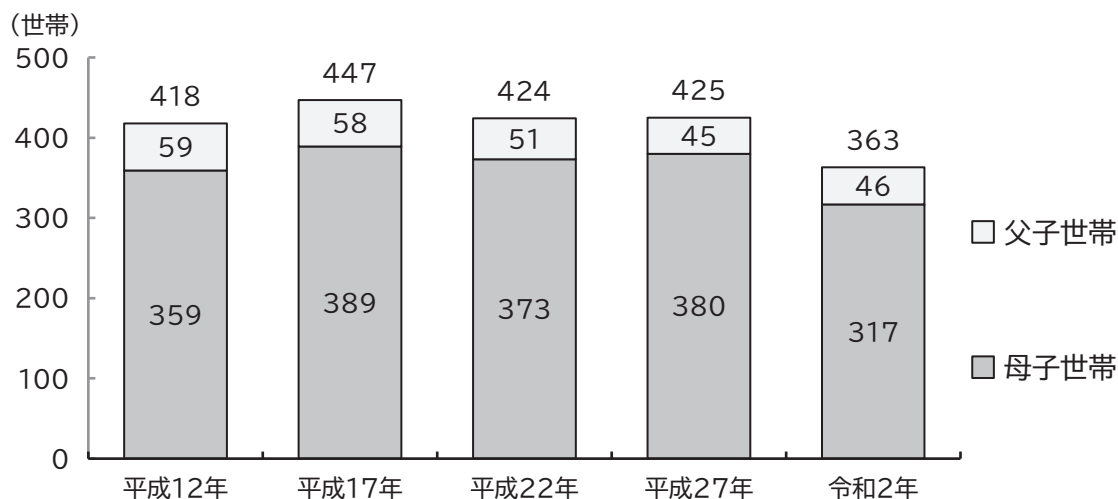


資料：国勢調査（各年10月1日）



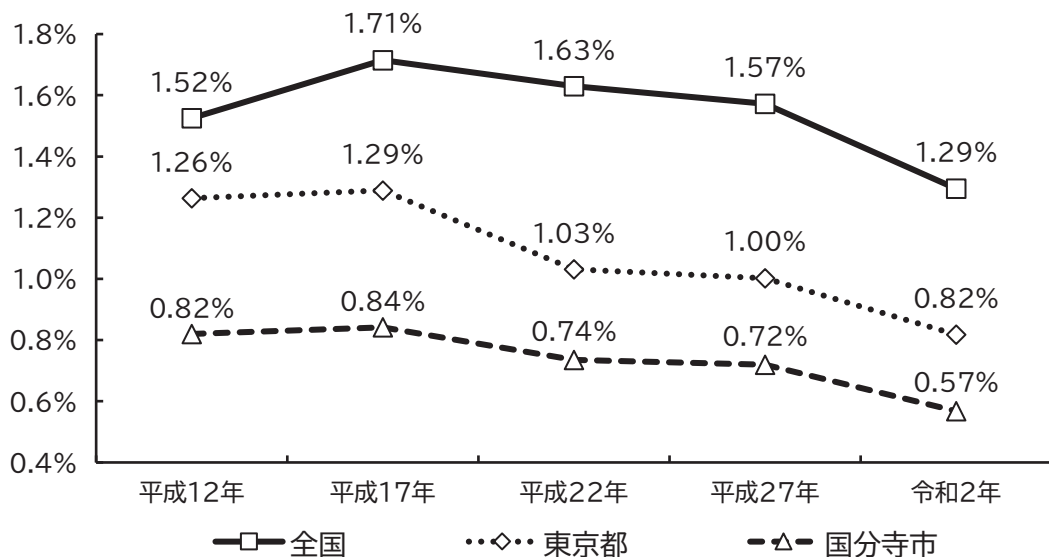
本市のひとり親世帯数の推移を見ると、平成17年以降減少傾向にあります。また、令和2年における一般世帯に占めるひとり親世帯の割合は0.57%となっており、東京都0.82%や全国1.29%と比較すると低くなっています。一般世帯に占めるひとり親世帯の割合は、全国、東京都及び本市とも平成17年以降、減少傾向となっています。

図表4-2 本市のひとり親世帯の推移

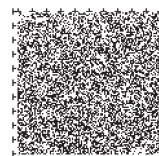


資料：国勢調査（各年10月1日）

図表4-3 ひとり親世帯の割合の推移



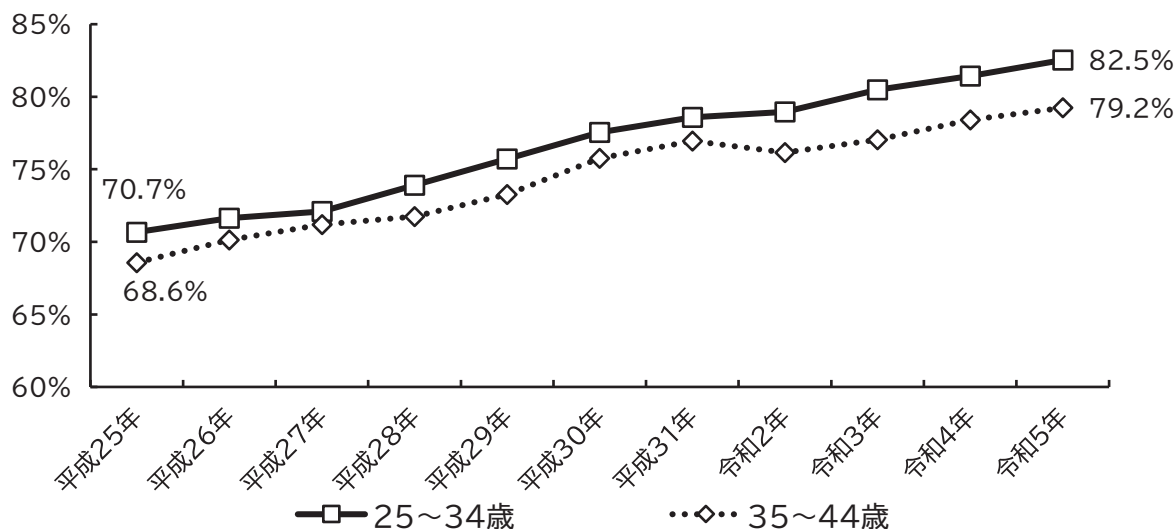
資料：国勢調査（各年10月1日）



(5) 女性と男性の就業状況

全国の女性の年代別就業率の推移を見ると、「25～34歳」「35～44歳」とともに、年々増加しています。

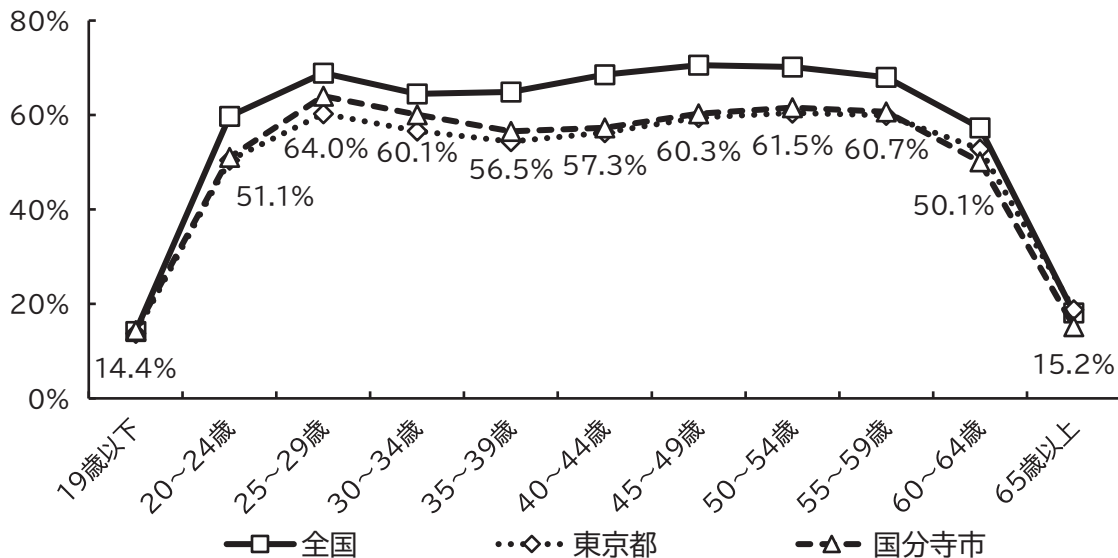
図表5-1 全国の女性の年代別就業率の推移



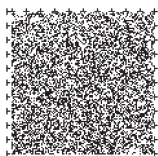
資料：労働力調査 基本集計 全都道府県 地域別 年次別

全国、東京都、本市の女性の年齢階層別就業率の比較を見ると、本市では「25～29歳」が最も割合が高く64.0%となっています。全国、東京都と比較すると、20～59歳の世代では、全国より低く、東京都よりやや高くなっています。

図表5-2 全国、東京都、本市の女性の年齢階層別就業率の比較



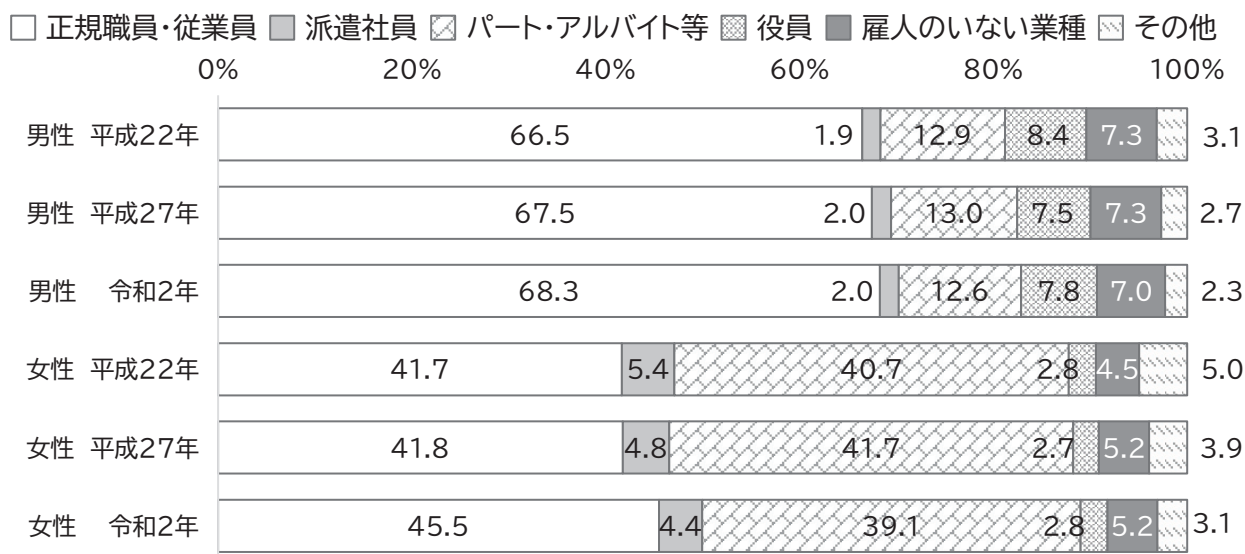
資料：国勢調査（令和2年10月1日）



女性の就業形態を経年でみると、平成27年までは非正規職員である「派遣職員」と「パート・アルバイト等」の割合の合計が「正規職員・従業員」の割合よりも高くなっていましたが、令和2年において逆転しました。

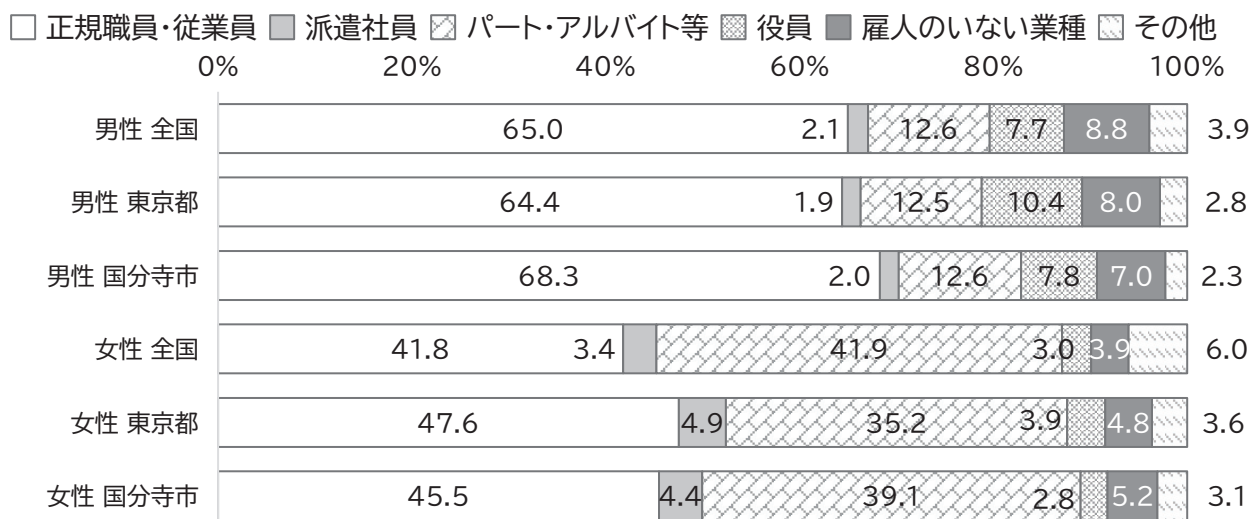
女性の就業形態別就業率を地域差でみると「正規職員・従業員」の割合は全国に比べて高いものの東京都より低くなっています。また、「派遣職員」と「パート・アルバイト等」の合計割合は全国に比べて低く、東京都より高くなっています。

図表5-3 本市の就業形態別就業率（15歳以上）の推移

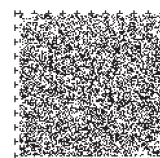


資料：国勢調査（各年10月1日）

図表5-4 全国、東京都、本市の就業形態別就業率（15歳以上）の比較

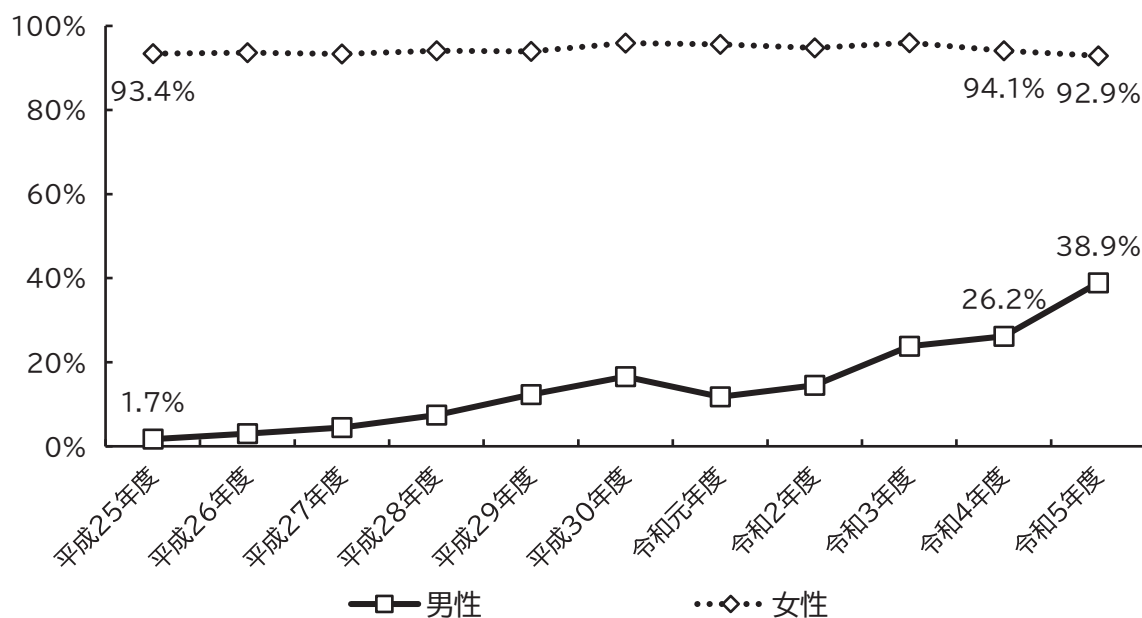


資料：国勢調査（令和2年10月1日）

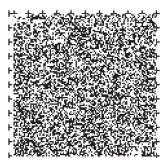


令和5年度における東京都の育児休業取得率は、男性38.9%、女性92.9%であり、男性の取得率は、前年度調査（26.2%）から12.7ポイント上昇しています。一方、女性の取得率は、前年度調査（94.1%）から1.2ポイント減少しました。

図表5－5 東京都の育児休業取得率の推移

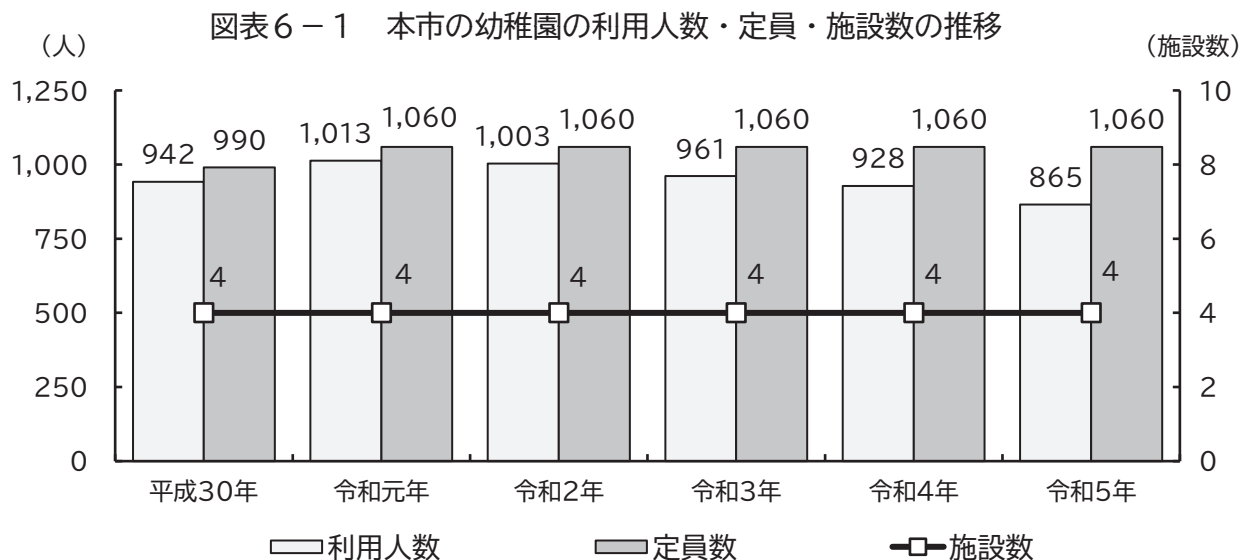


資料：令和5年度 東京都 男女雇用平等参画状況調査結果報告書

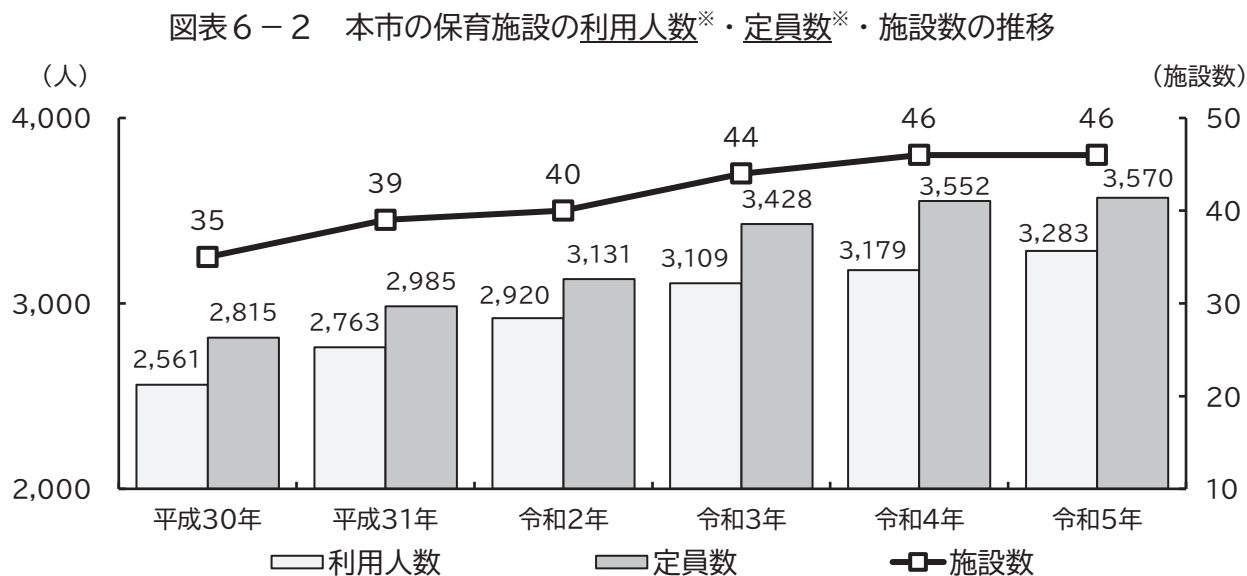


(6) 教育・保育に関する定員と利用状況

本市の幼稚園・認可保育所の利用状況等をみると、幼稚園は、令和元年以降定員数に変化はありませんが、利用人数は令和元年をピークに減少しています。一方、認可保育所は、保育ニーズの高まりに合わせて施設を整備したことで定員数が増加し、定員総数としては、各年それぞれ利用人数を上回った定員の確保ができているものの、各年齢別で見ると、主に1・2歳児の保育ニーズに対して十分な定員数を確保できていないことから、待機児童が発生しています。

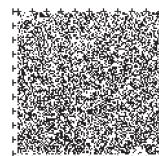


資料：学校基本調査ほか（各年5月1日）

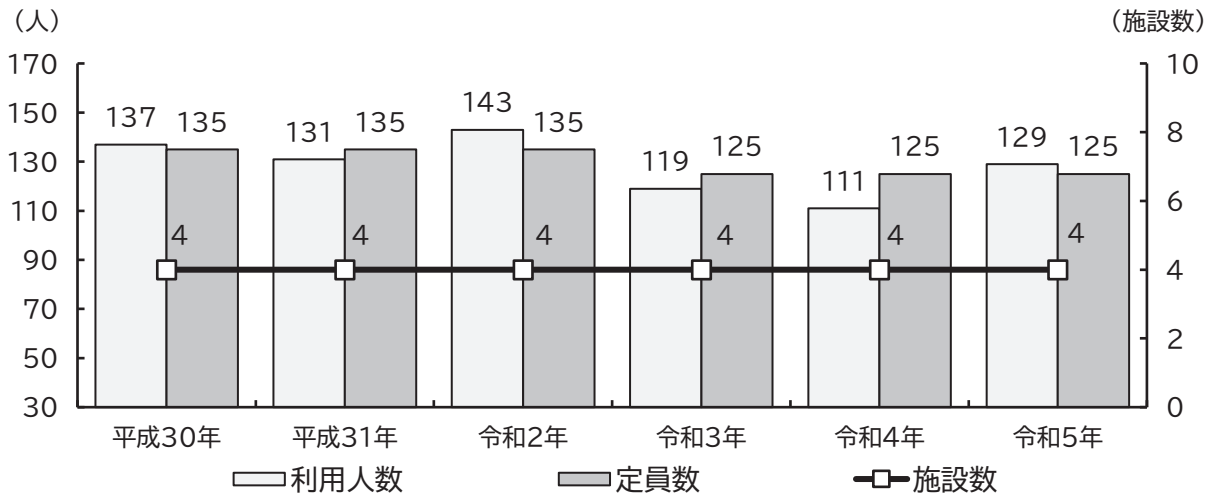


※利用人数…市内・市街の保育施設（新制度）に入所する児童（国分寺市民の総数）
 ※定員数…市内認可保育所及び家庭的保育事業における利用定員総数（弾力化含む）

資料：庁内資料（各年4月1日）



図表6-3 本市の認証保育所の利用人数・定員・施設数の推移

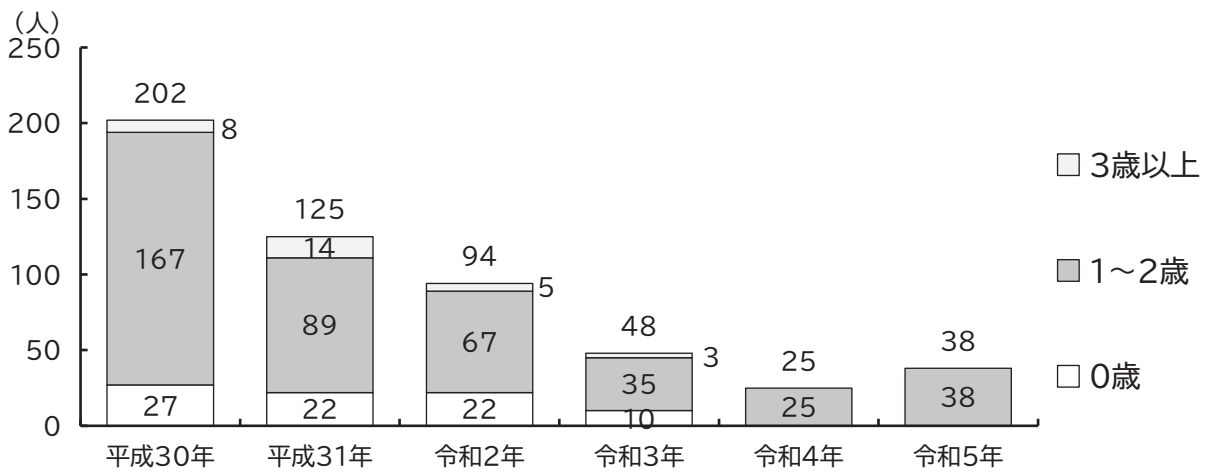


*弾力化による受入を実施している場合、利用人数が定員を上回ることがあります。

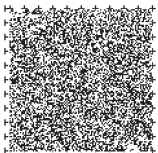
資料：庁内資料（各年4月1日）

本市の待機児童数の推移を見ると、令和5年にはやや増加しているものの、過去5年の推移で見ると減少傾向にあります。

図表6-4 本市の待機児童数の推移

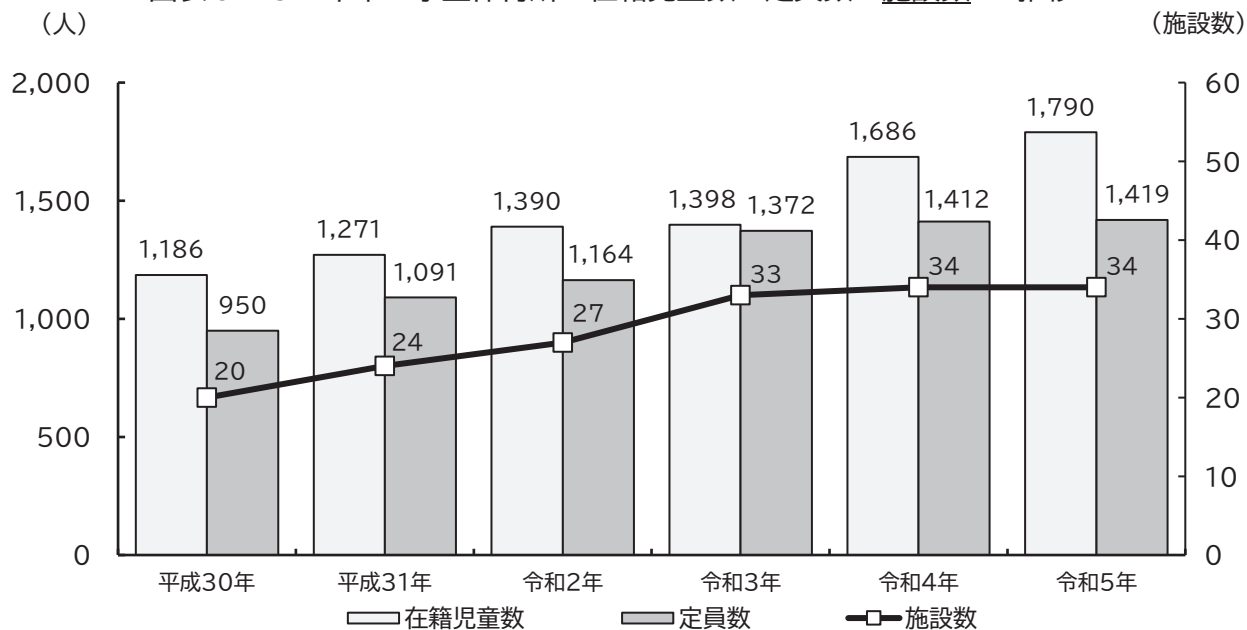


資料：庁内資料（各年4月1日）



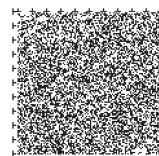
本市の学童保育所の在籍児童数は定員数を上回っており、施設が狭い状況にあります。さらに、母親の就業率の上昇による利用ニーズは高まっており、在籍児童数は増加傾向にあります。

図表6-5 本市の学童保育所の在籍児童数・定員数・施設数※の推移



※施設数…1支援単位を1施設として計上しています。

資料：庁内資料（各年4月1日）



(7) 子育て支援サービスの実施状況

本市の各子育て支援サービスは、以下の通りです。なお、令和2年度から4年度までについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部利用者が減少しています。

図表7-1 地域子育て支援拠点事業

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数（施設）	7	8	8	8	8
実施回数（回）	1,100	1,214	1,393	1,559	1,566
延べ人数（人）	46,686	26,553	35,043	48,074	54,551

資料：庁内資料

図表7-2 ファミリー・サポート・センター事業

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用会員	1,587	1,340	1,385	1,429	1,450
援助会員	248	231	246	246	264
両方会員	14	7	8	9	7
合計	1,849	1,578	1,639	1,684	1,721

資料：庁内資料

図表7-3 一時預かり事業

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園型	1号認定による利用	33,630	19,634	20,702	20,519
	2号認定による利用	13,074	16,693	19,404	19,962
幼稚園以外		2,317	1,162	1,318	1,339

資料：庁内資料

図表7-4 病児・病後児保育事業

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1日当たり定員	18	22	22	22
年間利用延べ人数	150	346	312	966
実利用人数	57	138	150	482

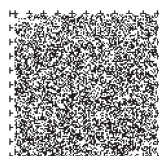
資料：庁内資料

図表7-5 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用延べ人数	26	39	61	53

資料：庁内資料



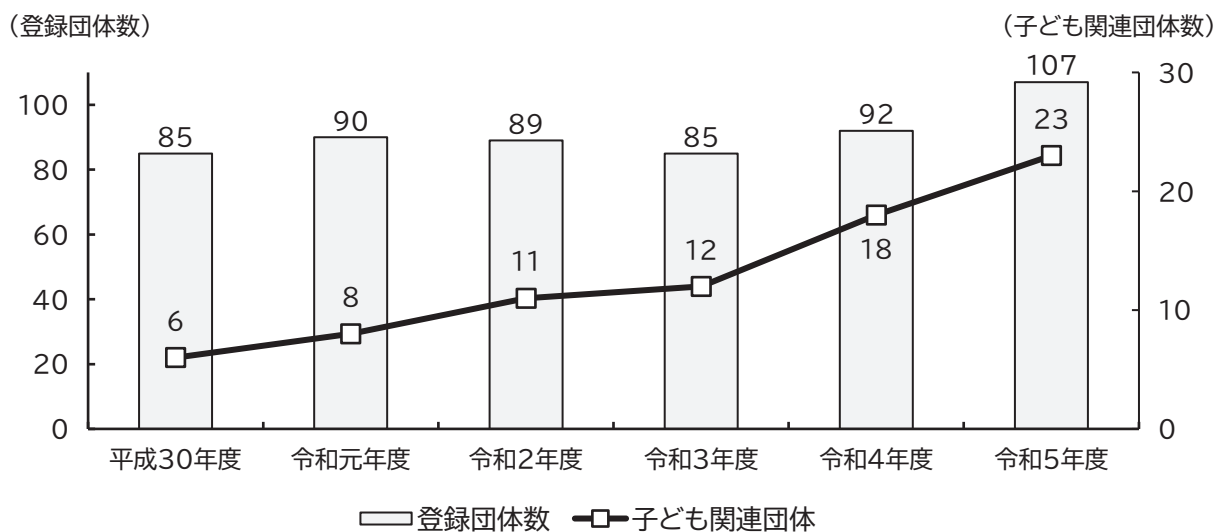
(8) ボランティアの状況

本市のボランティア登録団体等の登録数の推移を見ると、登録団体数は90団体前後で推移している一方、子ども関連団体は年々増加しています。

東京都における、子どものいる夫婦のボランティア活動の行動者率※において「子どもが6歳未満」と「子どもが6歳以上」とで比較すると、「共働き」家庭では、「子どもが6歳以上」が高く、「夫のみ就業」家庭の「妻」は、「子どもが6歳未満」が高くなっています。

※社会参加活動を含み過去1年間にその行動をした人の割合のことです。

図表8-1 本市のボランティア登録団体等の登録数の推移

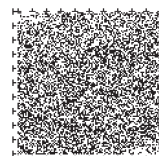


資料：国分寺市社会福祉協議会事業報告書

図表8-2 東京都子どものいる世帯就業・子の状況別
ボランティア活動の行動者率

	共働き		夫のみ就業	
	夫	妻	夫	妻
総数	13.4%	25.0%	18.6%	33.5%
子どもが6歳未満	10.7%	19.6%	11.6%	39.5%
子どもが6歳以上	14.5%	27.3%	20.8%	31.5%

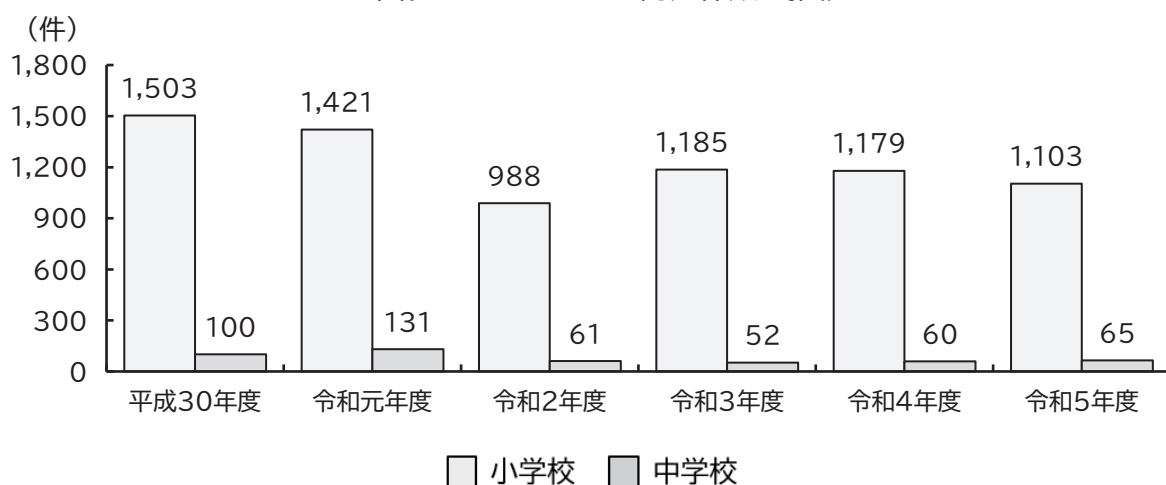
資料：社会生活基本調査（令和3年10月20日）



(9) 子どもや若者を取り巻く環境

いじめ認知件数においては、各年でばらつきはあるものの、過去5年の推移で見ると、小学校、中学校ともに減少傾向にあります。

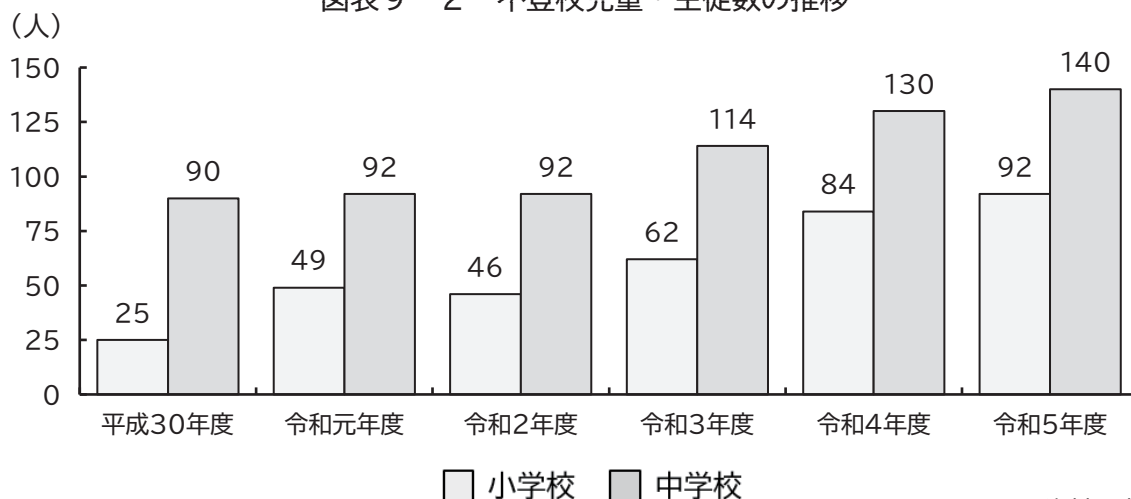
図表9-1 いじめ認知件数の推移



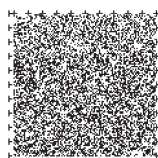
資料：庁内資料

不登校児童・生徒は小学校、中学校ともに増加傾向にあります。文部科学省は令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要において「不登校の理由は様々なので一概には言えない」としつつも、「コロナ禍の長期化で生活環境が変化したことや、学校生活での様々な制限で交友関係が築きにくくなったことなどが背景にある」と分析しています。

図表9-2 不登校児童・生徒数の推移



資料：庁内資料



各種相談状況は、以下の通りです。

図表9－3 各種相談件数（初回相談）の推移

単位：件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子どもと子どもを育てる家庭の総合相談	582	561	508	517	439
虐待に関する相談	202	184	184	205	166
子どもの発達相談	196	163	226	167	255

資料：庁内資料

特定妊婦は、おおむね横ばいの人数で推移しています。特定妊婦とは、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいいます。

図表9－4 特定妊婦の人数の推移

単位：人

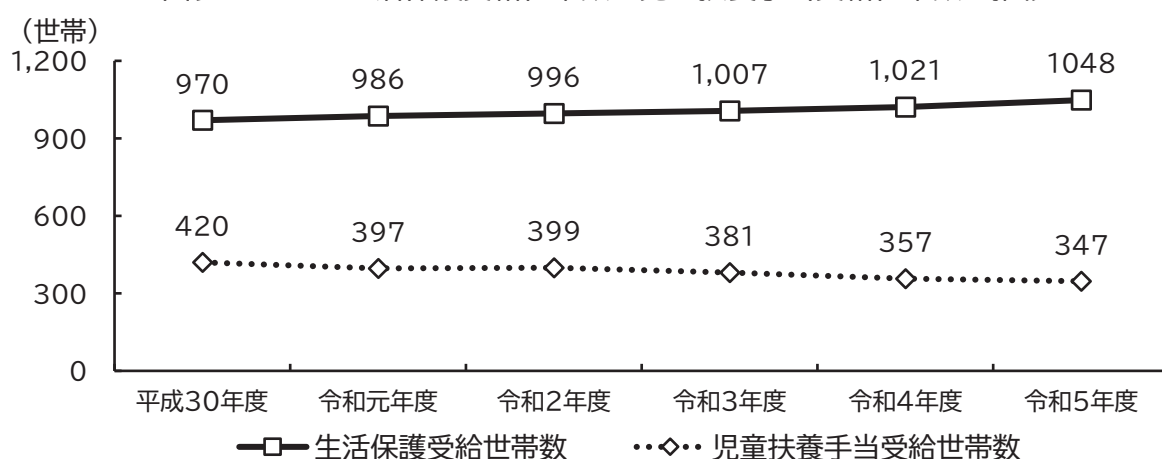
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定妊婦の人数	10	7	13	8	10

資料：庁内資料

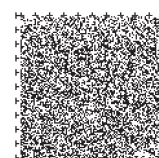
（10）子育て家庭を取り巻く経済状況

生活保護受給世帯数は、緩やかに増加を続けています。一方、児童扶養手当受給世帯数は、およそ緩やかな減少を続けています。

図表10－1 生活保護受給世帯数と児童扶養手当受給世帯数の推移



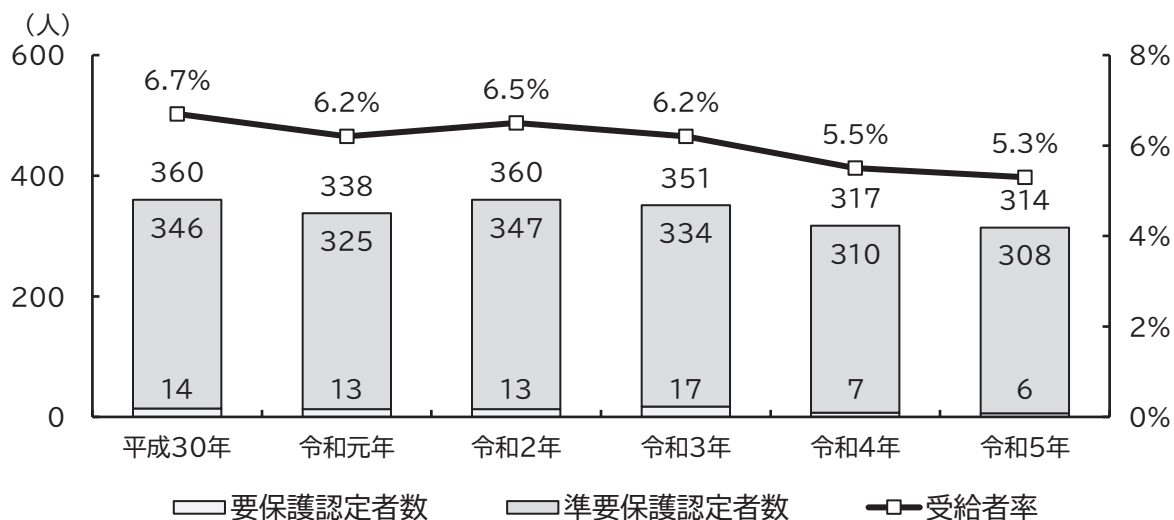
資料：庁内資料



要保護認定者と準要保護認定者※の合計を見ると、小学生、中学生ともに令和2年以降減少傾向にあります。また、就学援助の認定者も減少していますが、学習支援事業の一環として実施する無料学習塾の利用人数は、令和2年以降増加傾向にあります。

※要保護認定者とは生活保護を受けている世帯の児童、準要保護認定者とは市教育委員会が要保護認定者に準ずる程度に困窮していると認める児童のことを言います。

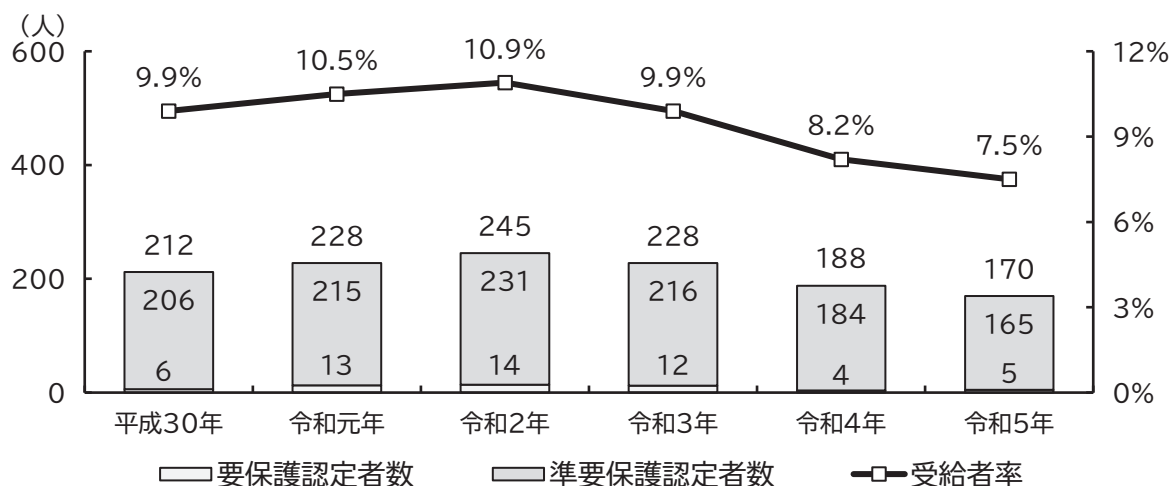
図表 10-2 要保護認定者数と準要保護認定者数、受給者率※の推移（小学生）



※受給者率 = (要保護認定者 + 準要保護認定者) / 市立小学校児童生徒数 × 100

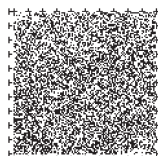
資料：庁内資料（各年5月1日）

図表 10-3 要保護認定者数と準要保護認定者数、受給者率※の推移（中学生）

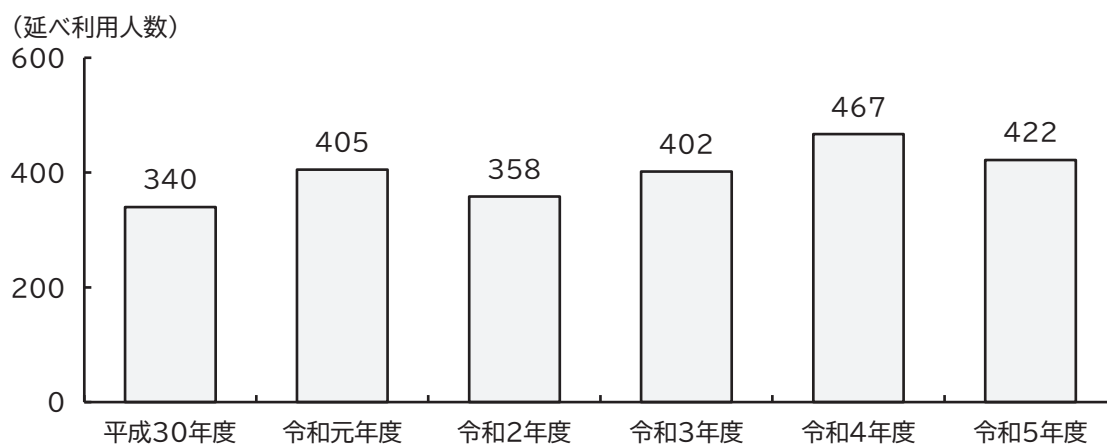


※受給者率 = (要保護認定者 + 準要保護認定者) / 市立中学校児童生徒数 × 100

資料：庁内資料（各年5月1日）

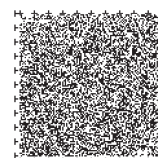


図表 10-4 無料学習塾※利用者の推移



※経済的な理由で子どもの学習環境を整えることが難しい世帯を対象に実施しており、ボランティア講師が個別指導やイベントを行う事業です。子どもの居場所としての役割もあります。

資料：庁内資料



2 アンケート調査結果からみる本市の状況

(1) アンケート調査の実施概要

① 調査の目的

アンケート調査は、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（計画期間：令和7年度から11年度）策定の基礎資料として、市民の生活実態やニーズ等を把握することを目的に実施しました。

② 調査対象

住民基本台帳から無作為抽出

③ 調査期間

令和5年10月4日から10月26日

④ 調査方法

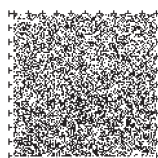
郵送による配付、郵送・インターネットによる回答

⑤ 回答状況

調査区分	配付数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	1,000通	全体：496通 郵送：278通 WEB：218通	全体：49.6% 郵送：27.8% WEB：21.8%
小学生とその保護者	1,000通	全体：430通 郵送：162通 WEB：268通	全体：43.0% 郵送：16.2% WEB：26.8%
12歳から18歳 (中学生・高校生年代)	500通	全体：139通 郵送：64通 WEB：75通	全体：27.8% 郵送：12.8% WEB：15.0%
18歳から39歳	500通	全体：125通 郵送：58通 WEB：67通	全体：25.0% 郵送：11.6% WEB：13.4%

⑥ 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0％にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0％を超える場合があります。
- ・帯グラフの見やすさの観点から0.0（％）の表示を省略しています。
- ・数字の重なりが発生するグラフの一部では、無回答の数値の表記をグラフ右に表示しています。
- ・平成30年度調査比較がないものは、平成30年度に実施していない、または比較困難なため表示していません。



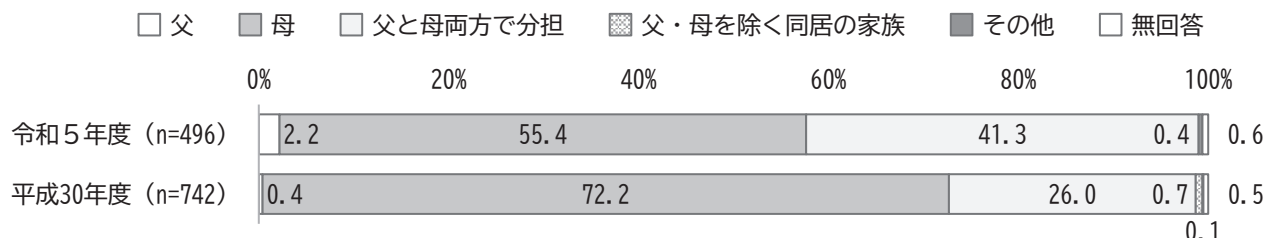
(2) 調査結果

○ 家庭内での子育ての役割分担について（就学前児童保護者・小学生保護者）

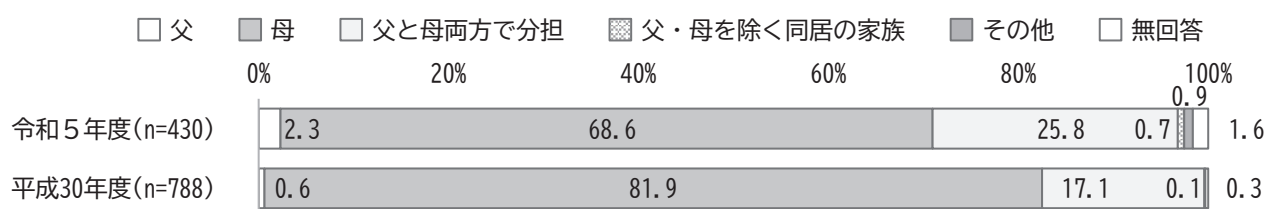
就学前児童保護者、小学生保護者ともに前回調査時よりも「父と母両方で分担」の割合が高くなっています。育児の役割の偏りが少なくなっていることがわかります。

A 食事や身の回りの世話

（就学前児童保護者）

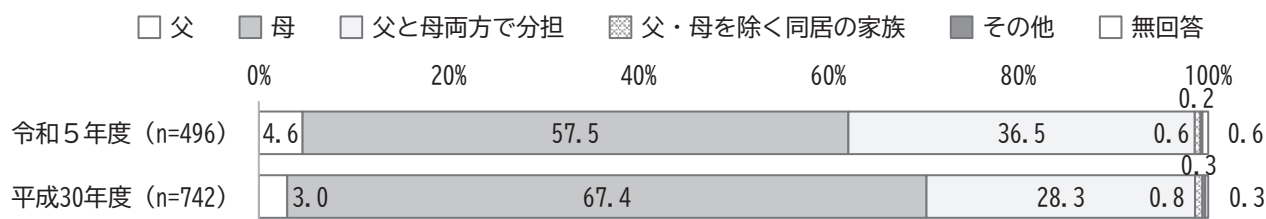


（小学生保護者）

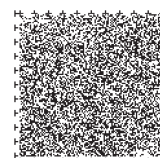
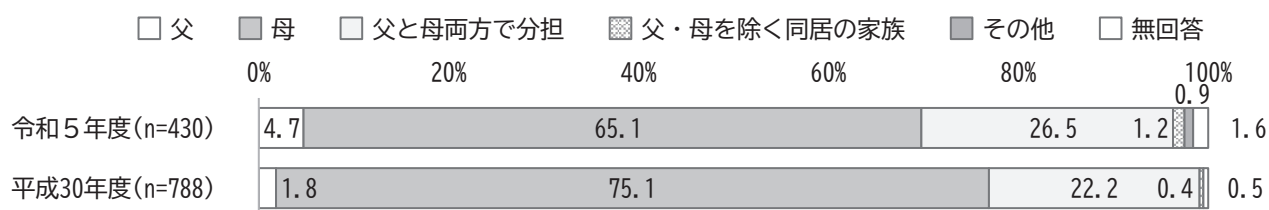


B 洗濯や部屋の掃除

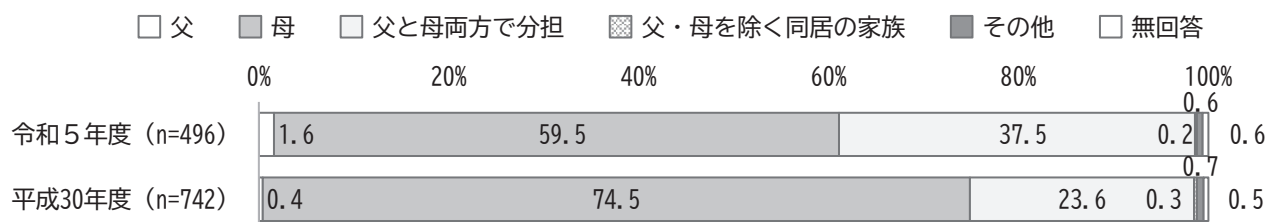
（就学前児童保護者）



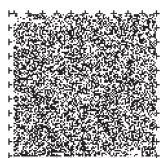
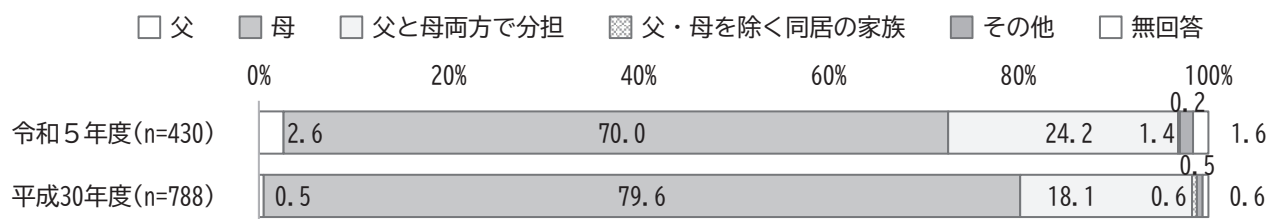
（小学生保護者）



C 病気の時の世話 (就学前児童保護者)



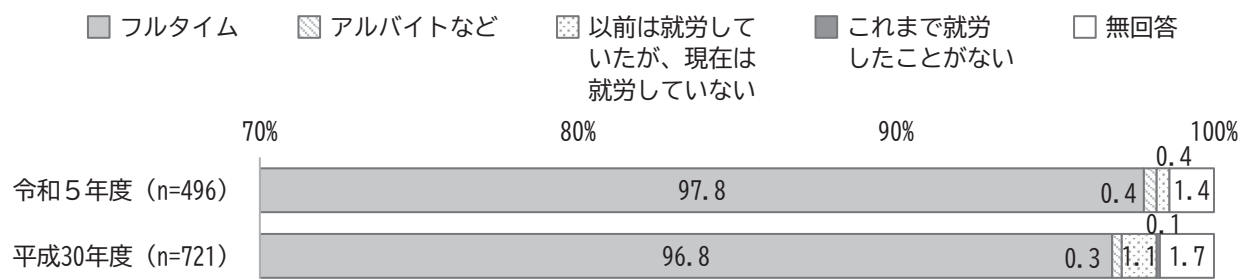
(小学生保護者)



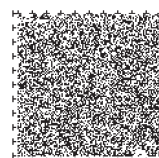
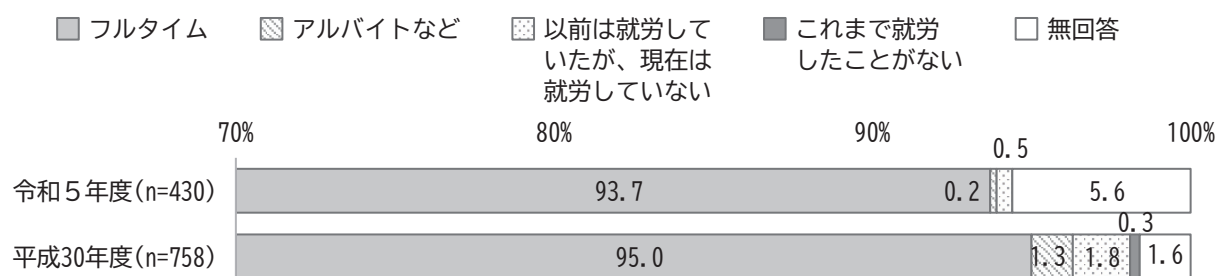
○ 父の就労状況（自営業、家族従事者含む）について（就学前児童保護者・小学生保護者）

就学前児童保護者・小学生保護者ともに、前回と同様に「フルタイム」の割合が最も高くなっています。

（就学前児童保護者）



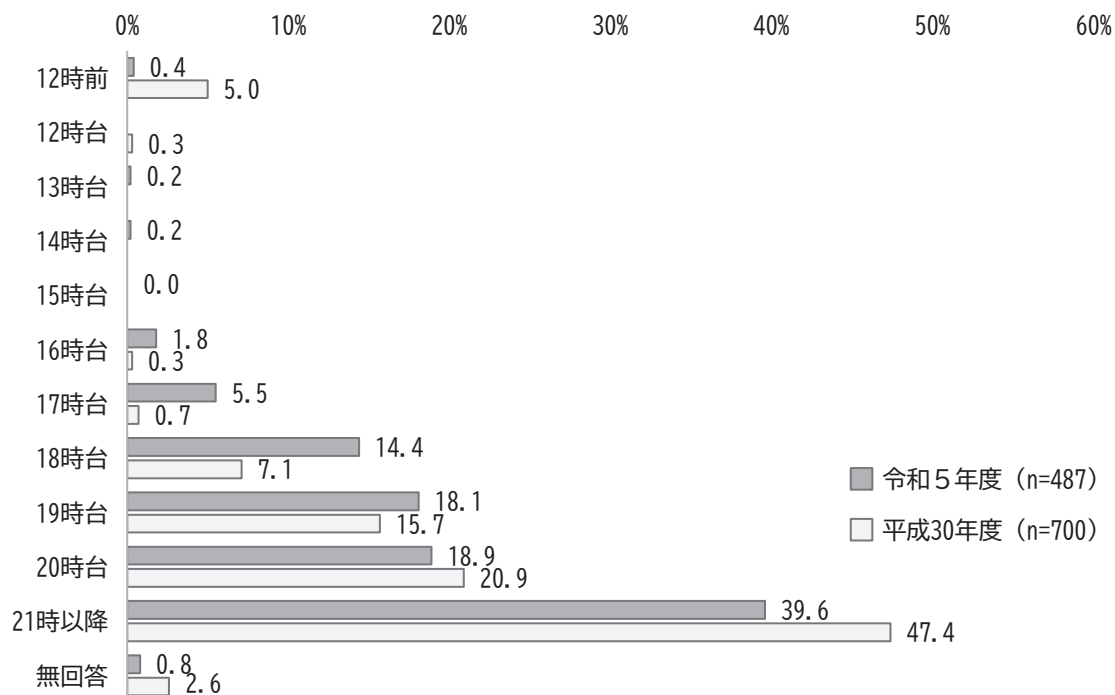
（小学生保護者）



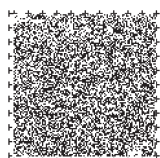
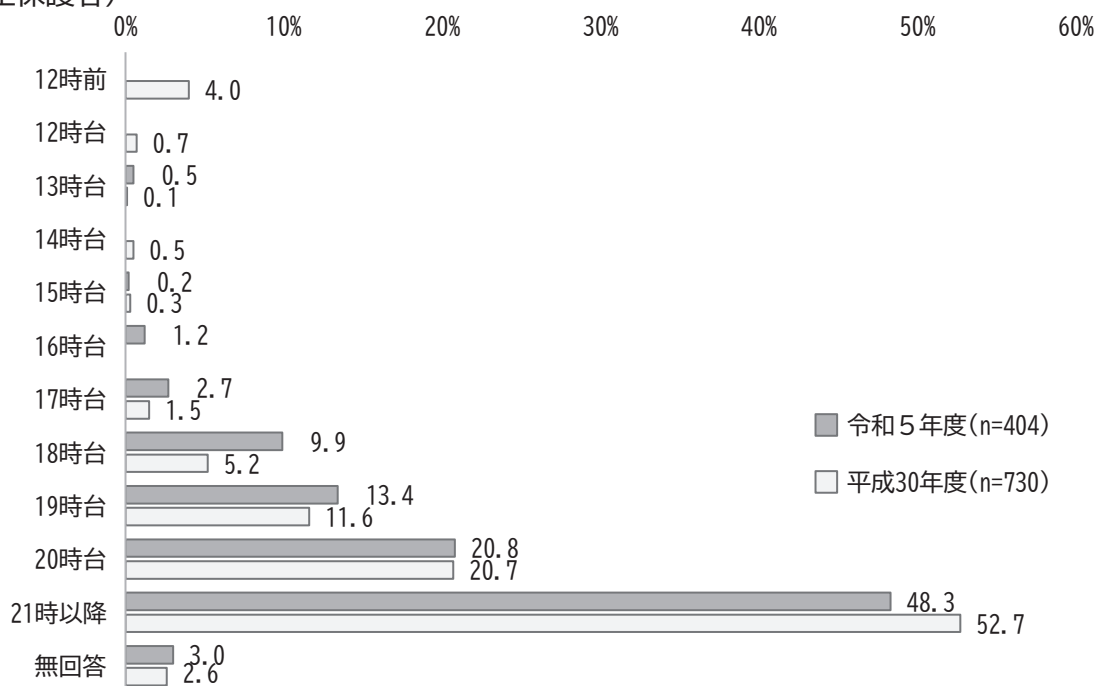
○ 父の就労状況について（帰宅時間）（就学前児童保護者・小学生保護者）

就学前児童保護者・小学生保護者ともに、前回と同様に「21時以降」の割合が最も高くなっていますが、前回調査よりも全体的に早くなっており、育児に参加できる機会が増加していることがうかがえます。

（就学前児童保護者）



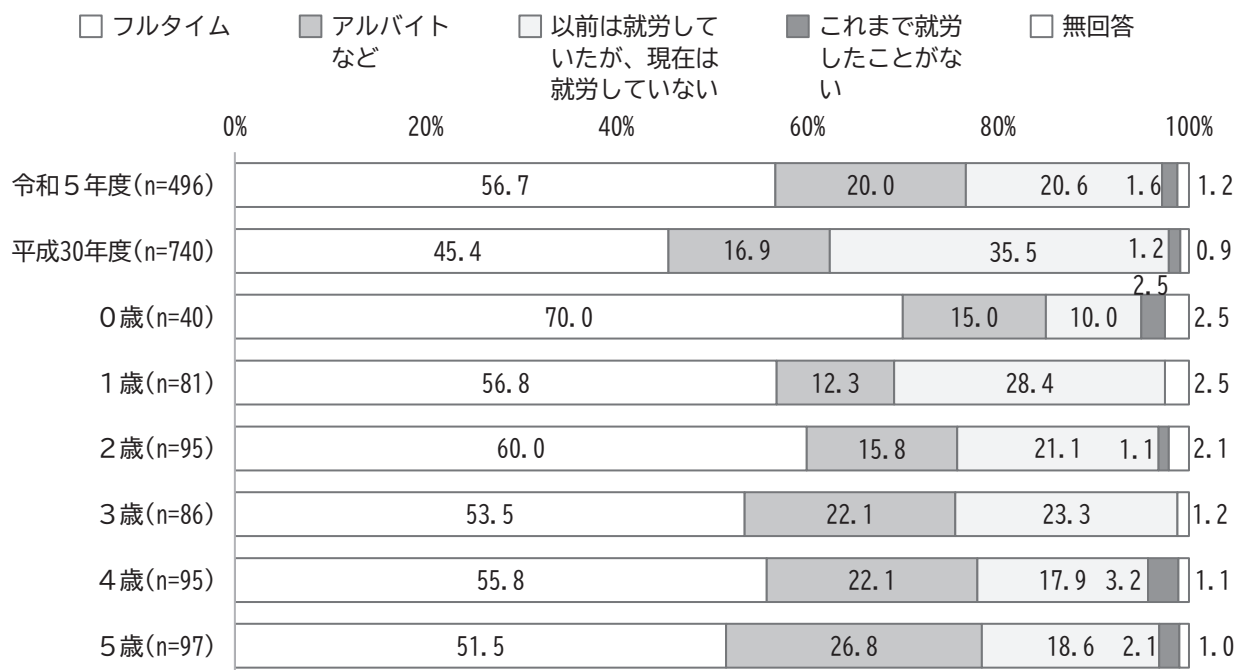
（小学生保護者）



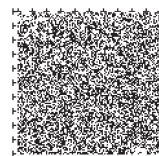
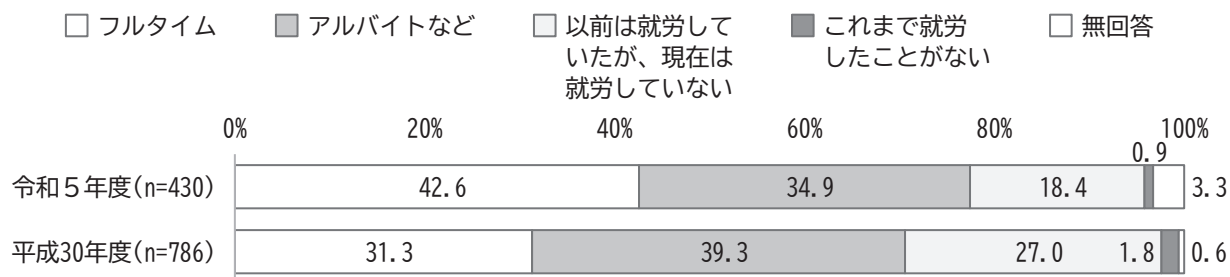
○ 母の就労状況（自営業、家族従事者含む）について（就学前児童保護者・小学生保護者）

就学前児童保護者・小学生保護者ともに、前回と比較して「フルタイム」の割合が高くなっています。

（就学前児童保護者）



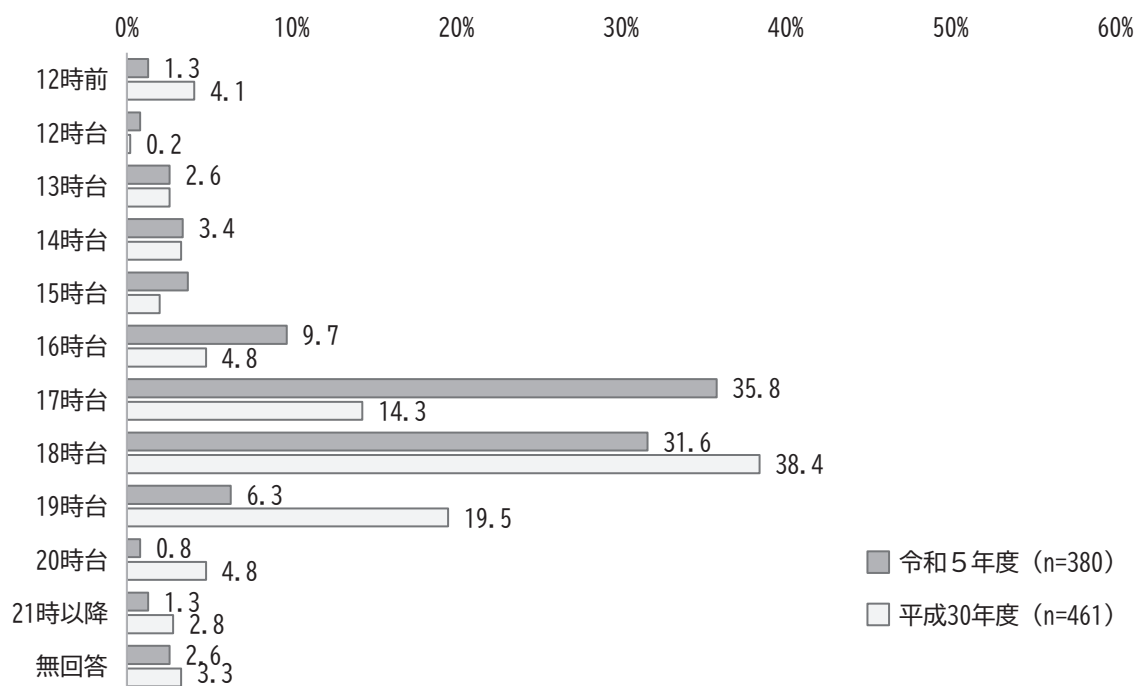
（小学生保護者）



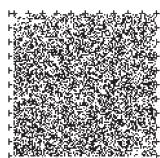
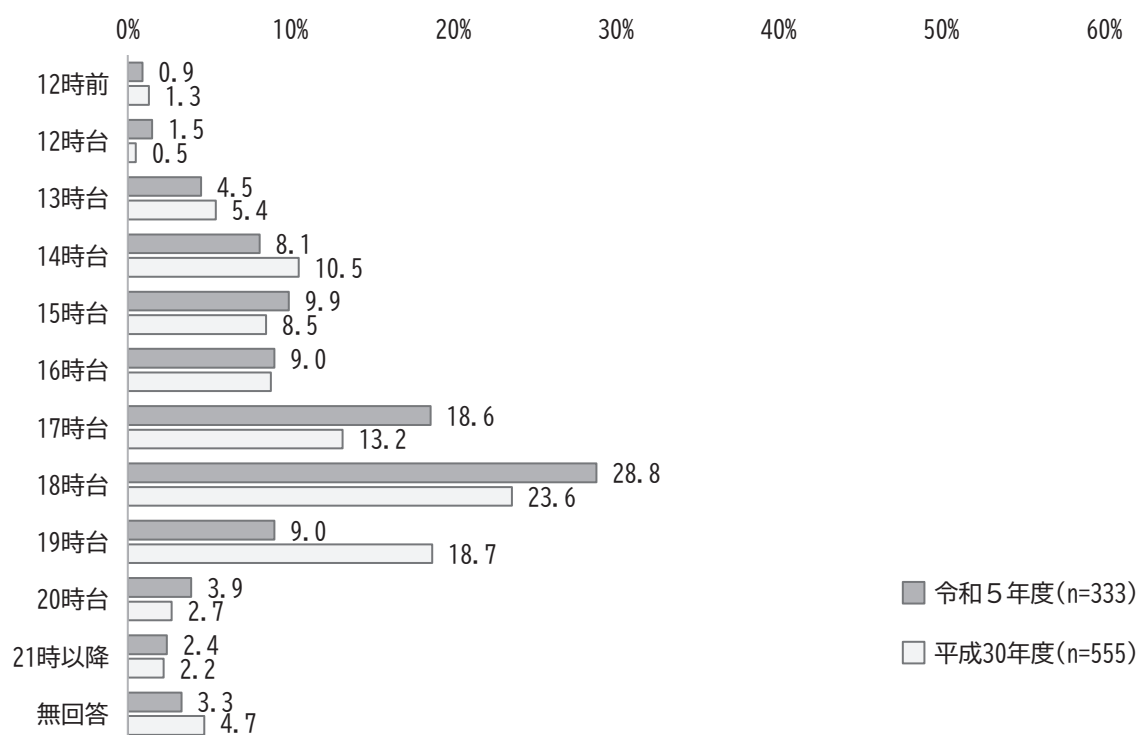
○ 母の就労状況について（帰宅時間）（就学前児童保護者・小学生保護者）

就学前児童保護者・小学生保護者ともに、父と同様に、前回調査よりも全体的に早くなっており、育児に参加できる機会が増加していることがうかがえます。

（就学前児童保護者）



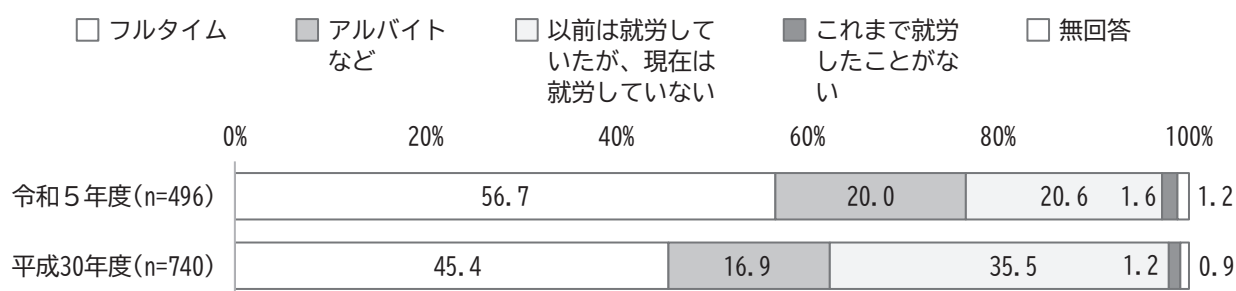
（小学生保護者）



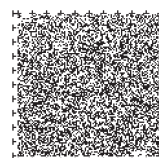
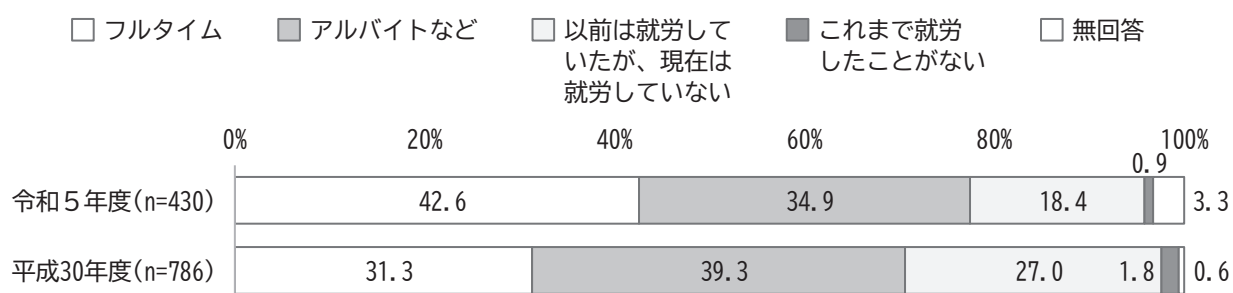
○ 母の就労状況について（雇用形態）（就学前児童保護者・小学生保護者）

就学前児童保護者・小学生保護者ともに、前回調査時よりも「フルタイム」の割合が増加しています。また、子どもの年齢が低いほど「フルタイム」の割合が高い傾向にあります。背景には、就業希望者が増加していることや育児休業の普及により育児による退職が減少したこと、出産・育児期間からの復職が容易になったことなどが考えられます。また、育児休業の普及は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合の減少にも影響していることが考えられます。

（就学前児童保護者）



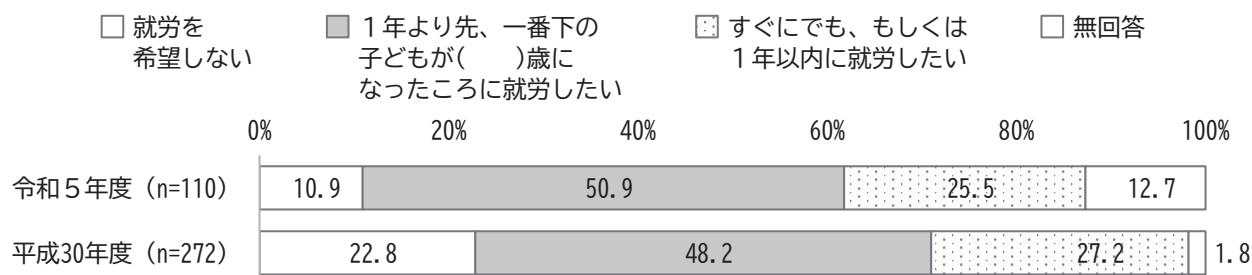
（小学生保護者）



○ 母の就労希望について

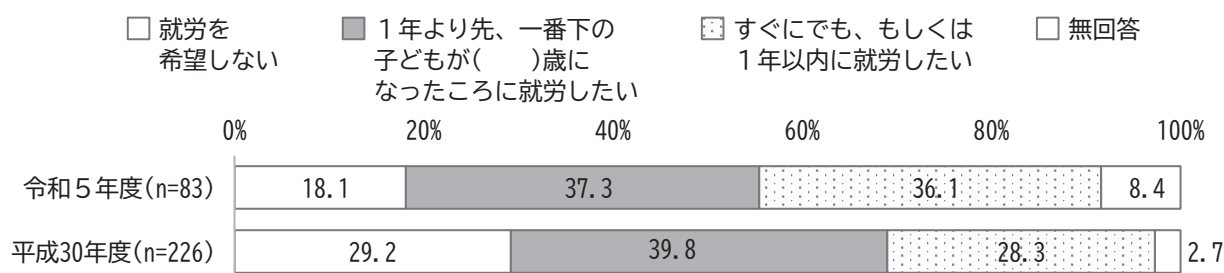
就学前児童保護者・小学生保護者ともに、「1年より先、一番下の子どもが()歳になったところに就労したい」の割合が最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が高くなっています。

(就学前児童保護者)



*「一番下の子どもが()歳になったところに就労したい」という回答について、「3歳」の回答が25.0%と最も高く、次いで「6歳」「7歳」の回答がそれぞれ12.5%です。

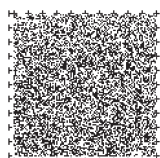
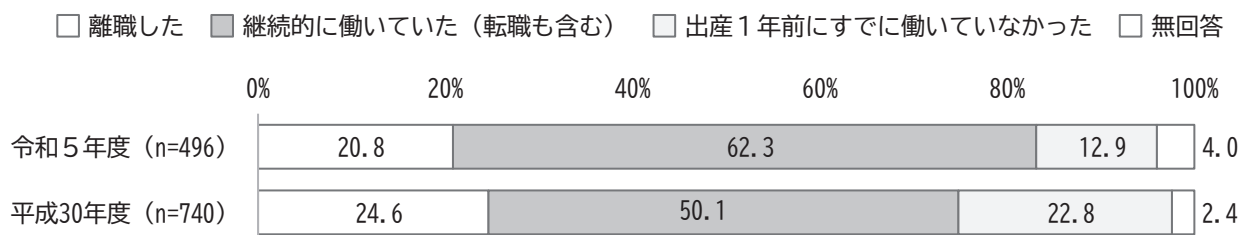
(小学生保護者)



*「一番下の子どもが()歳になったところに就労したい」という回答について、「10歳」の回答が19.4%と最も高く、次いで「13歳」の回答が12.9%です。

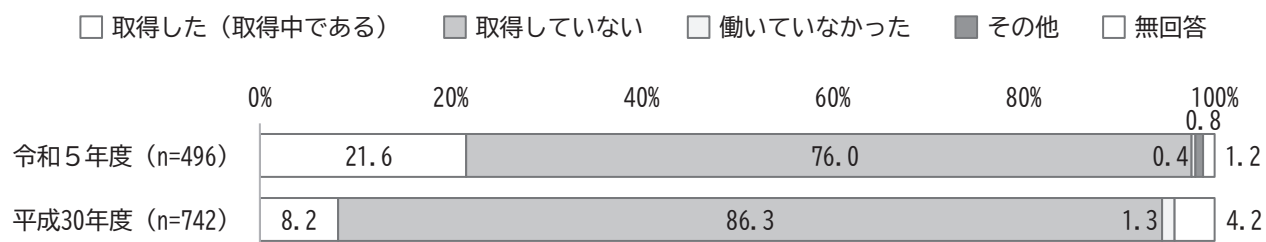
○ 母の出産前後の離職の有無（就学前児童保護者）

前回よりも「離職した」の割合が減少し、「継続的に働いていた（転職も含む）」が増加していることから、出産・育児と仕事の両立がしやすい社会へと変化していることがうかがえます。



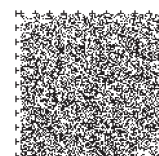
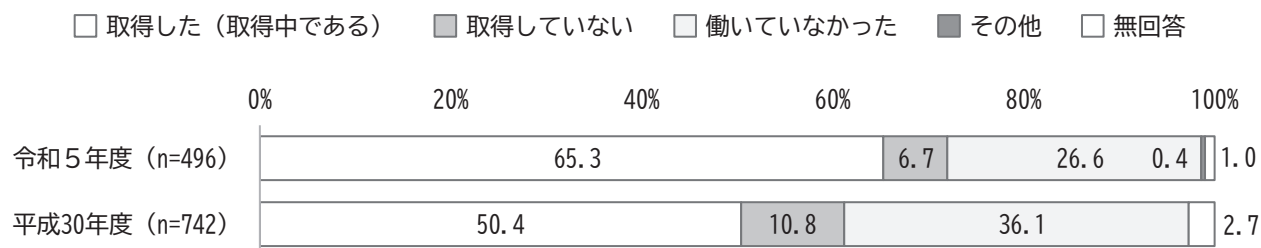
○ 父の育児休業の取得について（就学前児童保護者）

前回よりも「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。育児休業の取得が普及してきています。



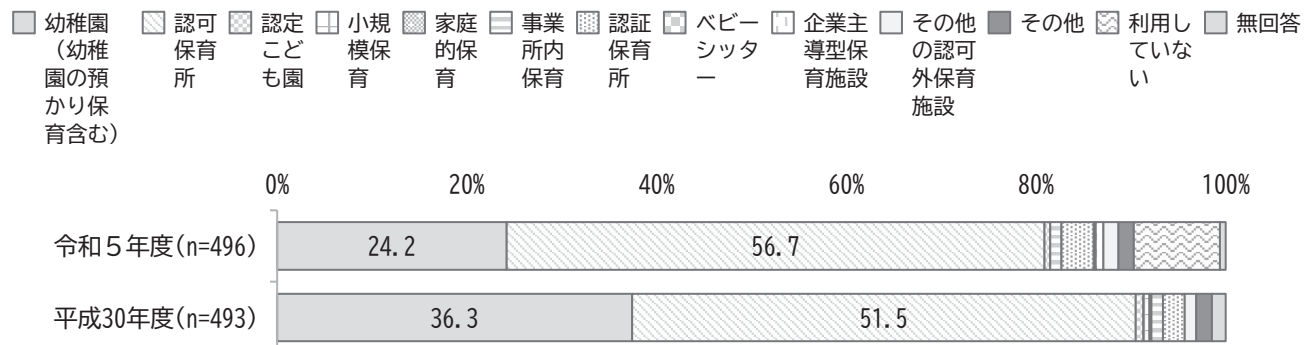
○ 母の育児休業の取得について（就学前児童保護者）

父と同様、前回よりも「取得した」の割合が増加しています。育児休業の一般化に加え、就労形態が正社員化していることが考えられます。また、育児休業の取得における男女差は依然として大きい状態が続いています。



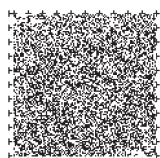
○ 子どもが利用している施設等（就学前児童保護者）

「幼稚園」を利用している人の割合が減少し、「認可保育所」を利用している人の割合が増加しています。これは、母の就業率が高まっていることが影響していると考えられ、今後の就学前児童人口とともに推移についても注視していく必要があります。



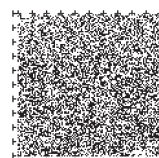
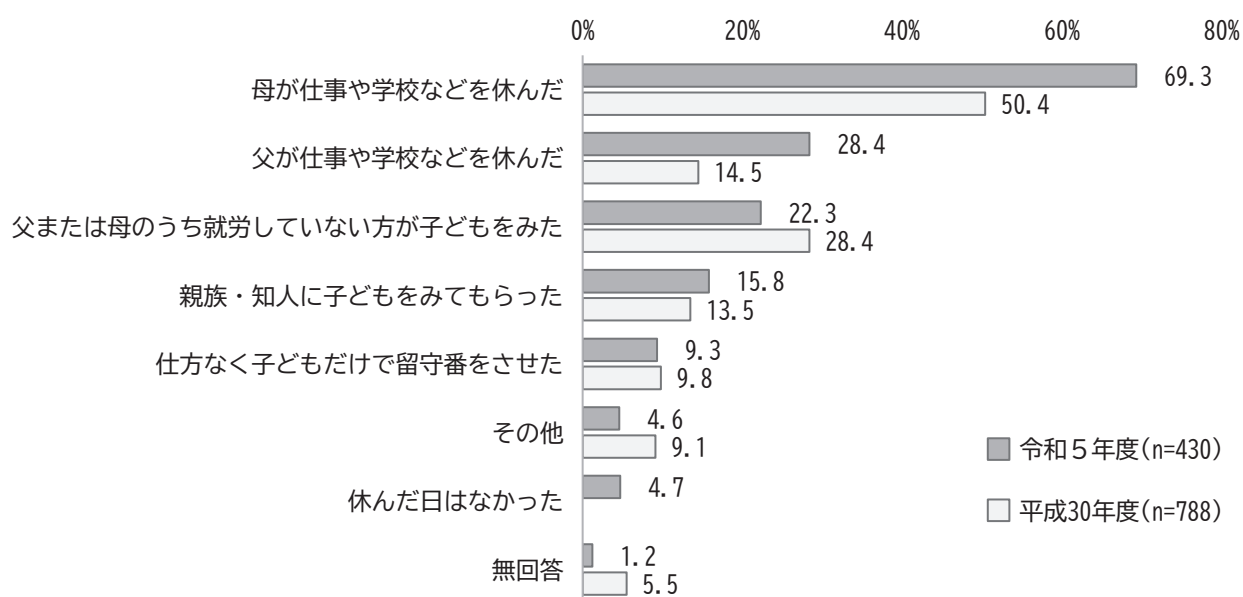
（単位：％）

	幼稚園（幼稚園の預かり保育含む）	認可保育所	認定こども園	小規模保育	家庭的保育	事業所内保育	認証保育所	ベビーシッター	企業主導型保育施設	その他の認可外保育施設	その他	利用していない	無回答
令和5年度 (n=496)	24.2	56.7	0.6	0.0	0.0	1.2	3.4	0.2	0.8	1.6	1.6	9.1	0.6
平成30年度 (n=493)	36.3	51.5	0.8	0.6	0.2	1.2	2.2	-	-	1.2	1.6	-	1.4



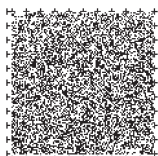
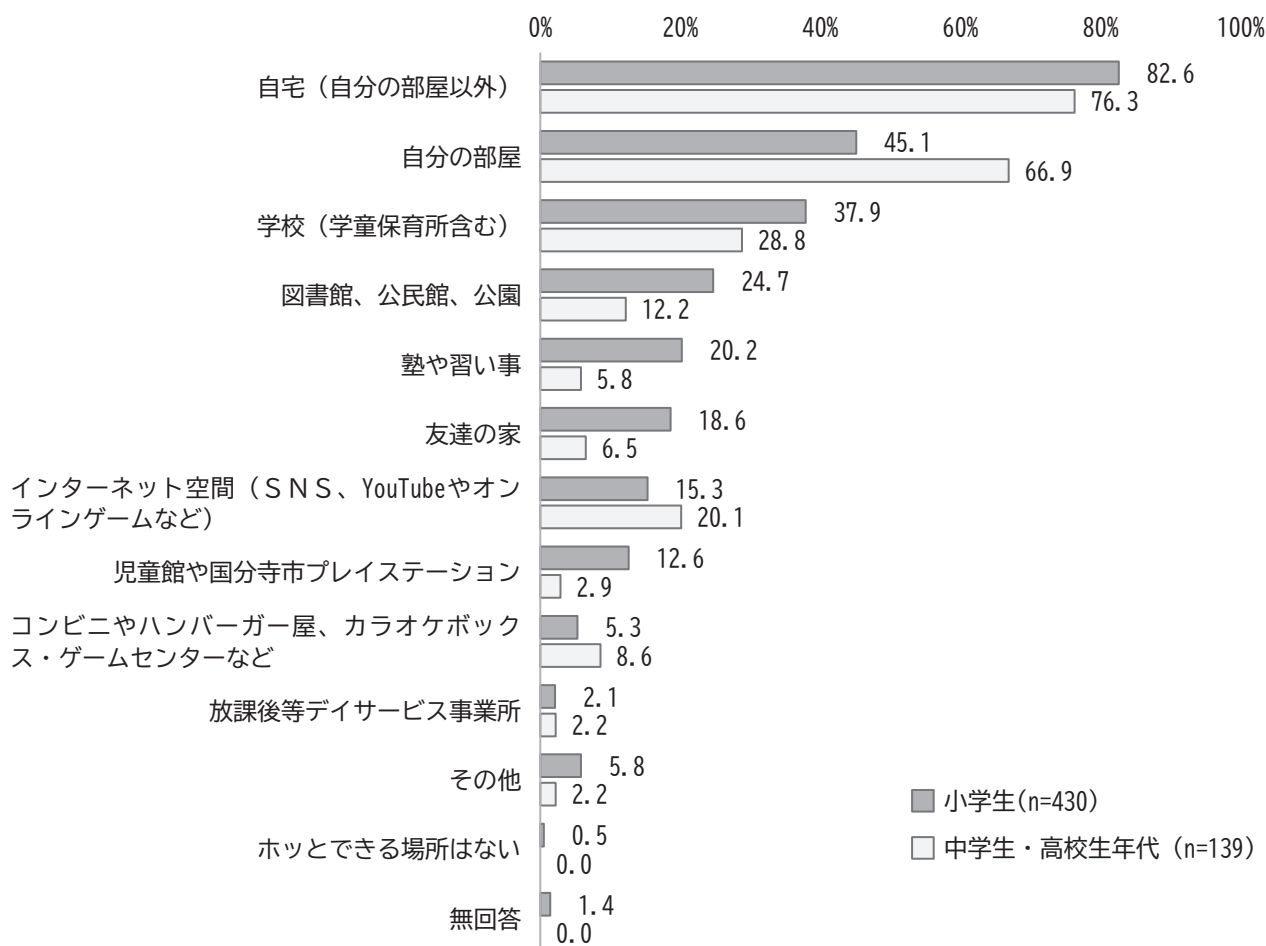
○ 子どもが病気やケガなどで小学校を休んだときの対処方法（小学生保護者）

母のフルタイムでの就業が増えていることから、「父または母のうち就労していない方が子どもをみた」が減少し、「母が仕事や学校などを休んだ」「父が仕事や学校などを休んだ」が増加しています。一方、「その他」の回答のうち、記述にて「在宅勤務・テレワークなどで対応した」という回答が多くありました。共働き家庭、特にフルタイムの増加は、病児・病後児支援等のニーズを増加させますが、一方で保護者が在宅で子どもの面倒を見ながら働ける環境も徐々に普及しつつあることから、サービスの供給量を考慮する上で注意が必要です。



○ ホットとできる場所（小学生、中学生・高校生年代）

ホットとできる場所を小学生、中学生・高校生年代で比較すると、「自宅（自分の部屋以外）」「学校（学童保育所含む）」「図書館、公民館、公園」「塾や習い事」「友達の家」「児童館や国分寺市プレイステーション」が小学生で多い回答項目となっており、「自分の部屋」「インターネット空間（SNS、YouTubeやオンラインゲームなど）」については、中学生・高校生年代で多い回答項目となっています。



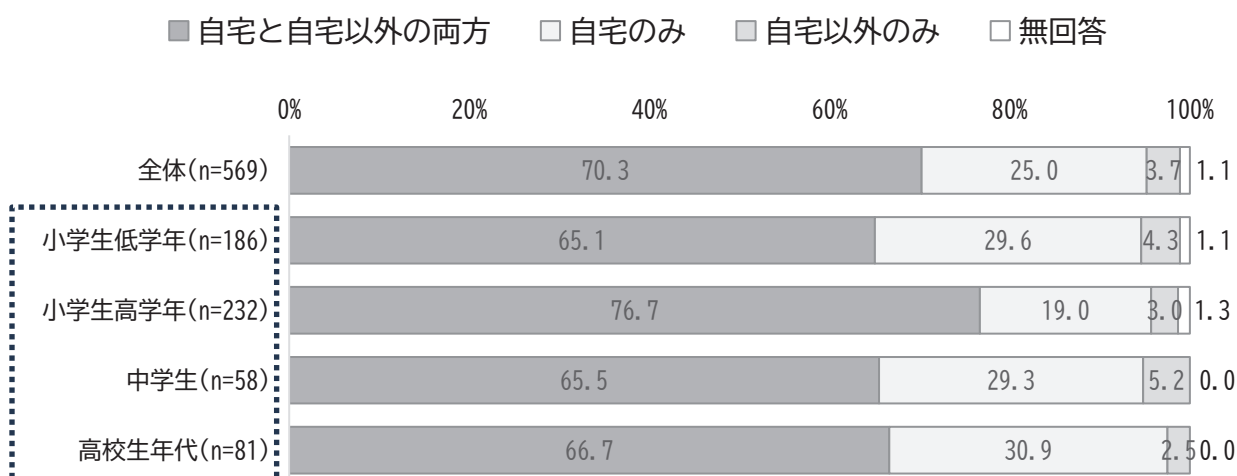
○ ホットとできる場所の数（小学生、中学生・高校生年代）

ホットとできる場所についての回答を、「自宅と自宅以外の両方」「自宅のみ」「自宅以外のみ」の3つの区分に分け集計したところ、「自宅と自宅以外の両方」が約7割に対して、「自宅以外のみ」と回答した、自宅が居場所ではない子どもが全体で3.7%います。

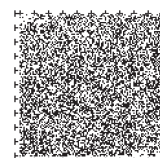
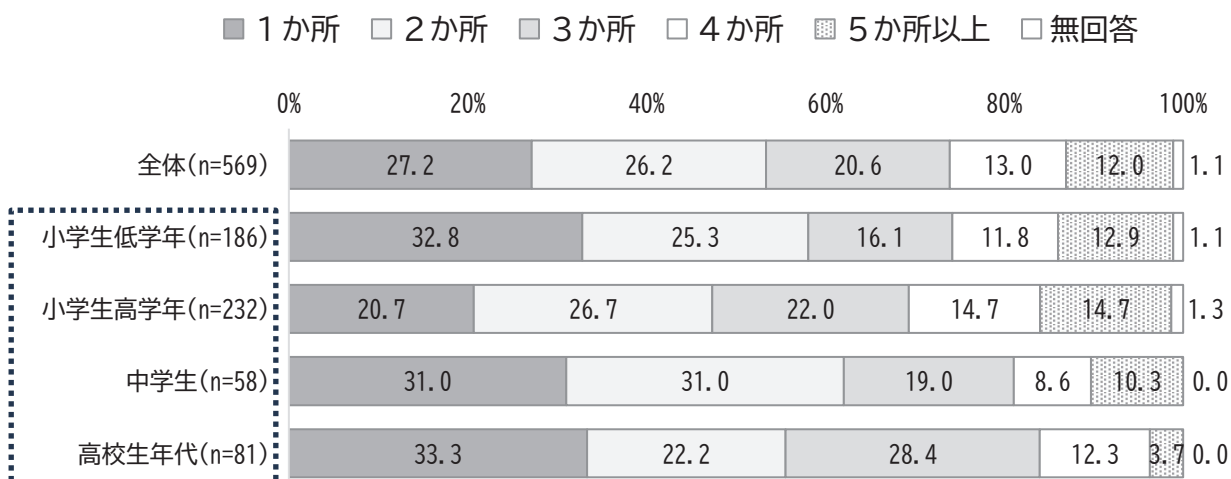
また、居場所について、選択した数を集計したところ、「1か所」の割合が多くなっています。

国の「こどもの居場所づくりに関する指針」においても、居場所を持てていることや、その居場所が複数あることは、自己肯定感や将来への希望などの自己認識の前向きさに関係し、子どもの育ちにとって極めて重要であるとされていることから、子どもが複数の居場所を持てるよう、多様な地域の居場所づくりが求められていることがうかがえます。

（自宅と自宅以外に分けて集計）

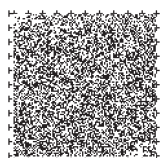
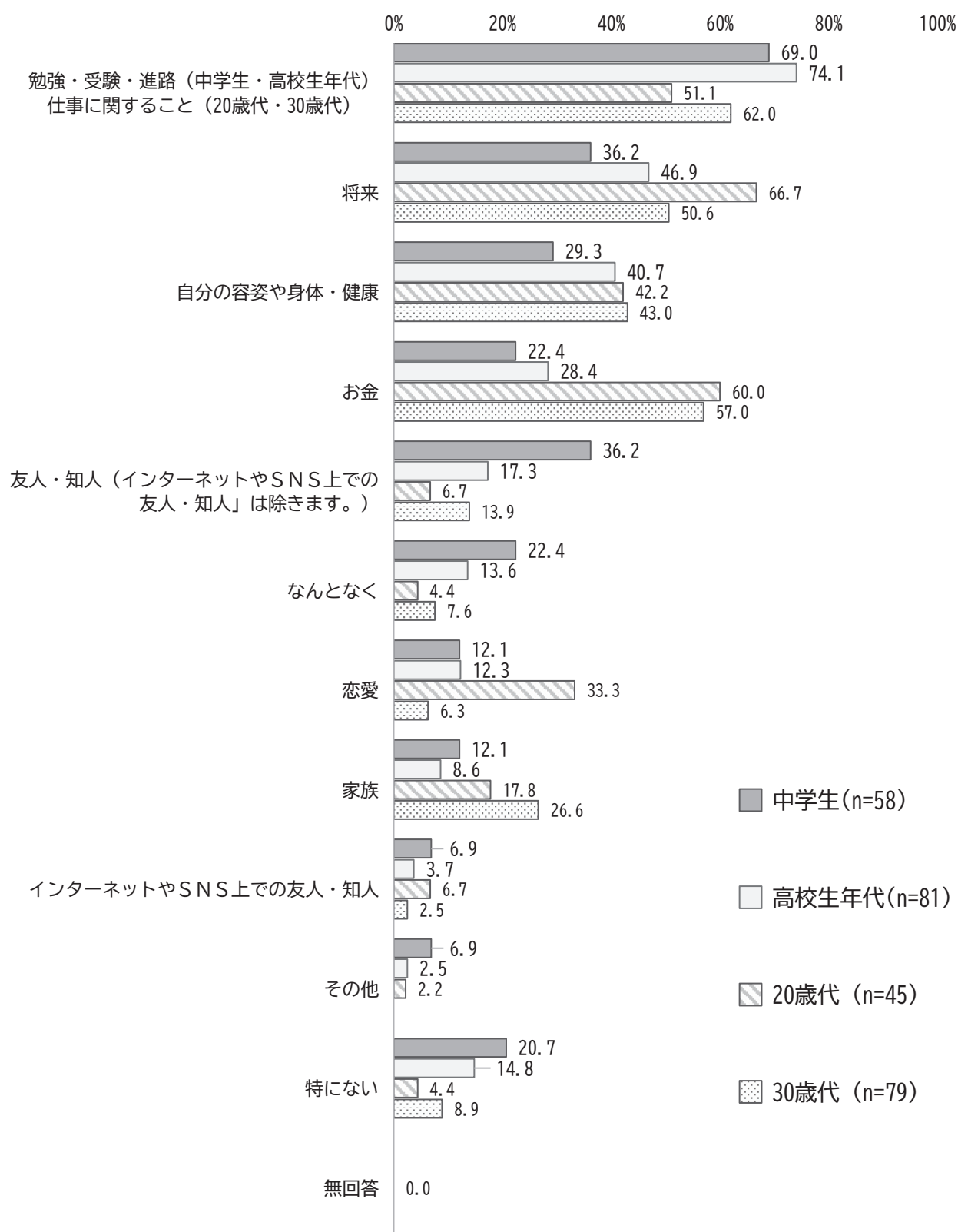


（選択した数を集計）



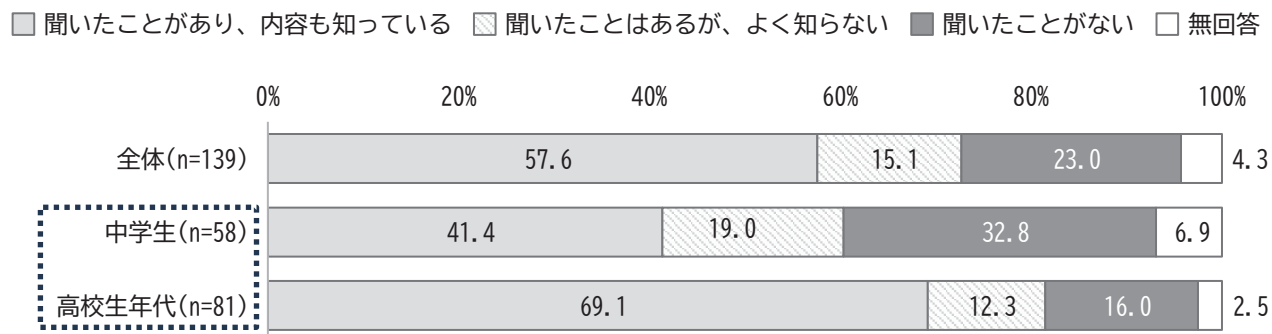
○ 不安や悩みを感じたこと（中学生・高校生年代、20歳代・30歳代）

中学生・高校生年代で最も多い回答項目は、「勉強・受験・進路」、20歳代が最も多い回答項目は「将来」「お金」、30歳代が最も多い回答項目は「仕事に関すること」となっています。

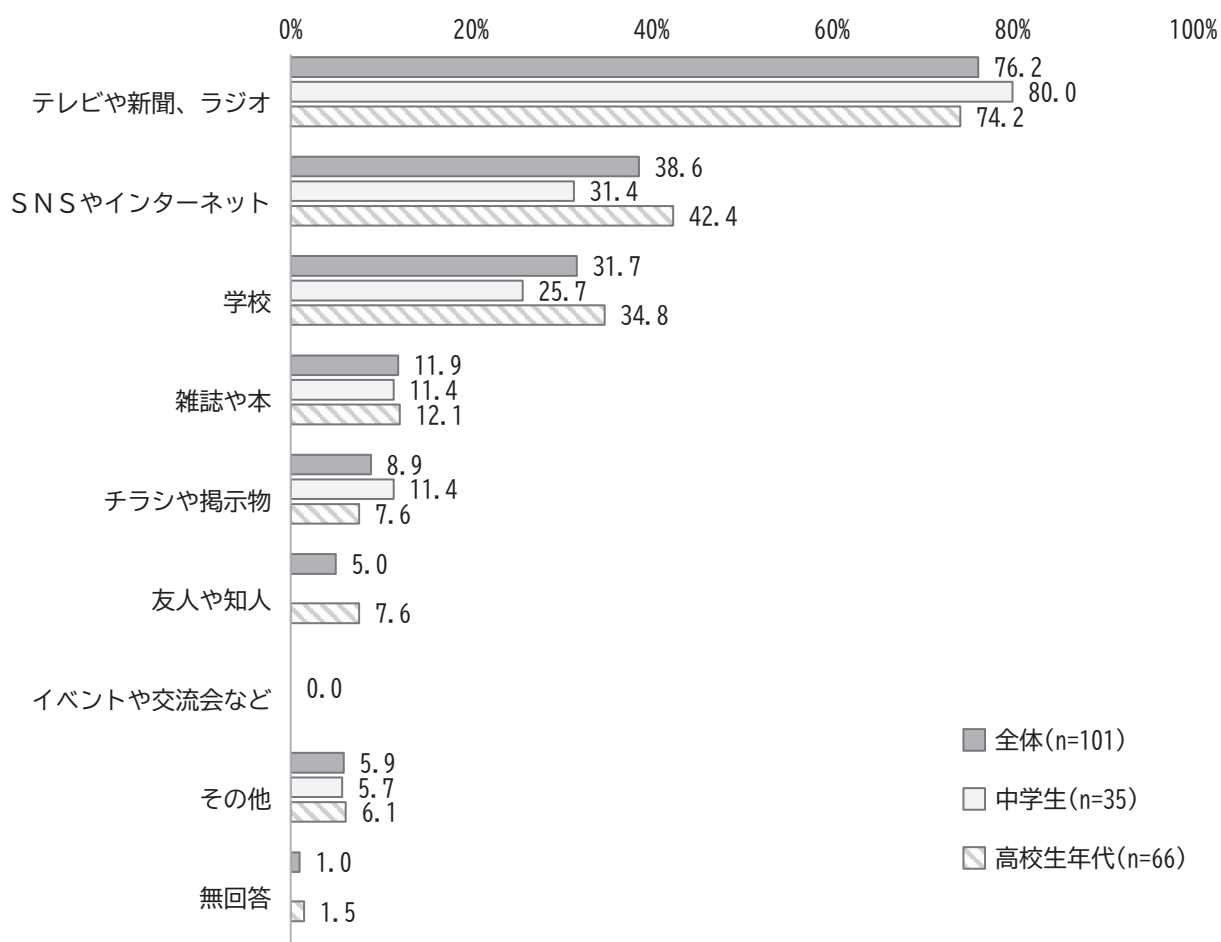


○ ヤングケアラーの認知について（中学生・高校生年代）

ヤングケアラーを「聞いたことがあり、内容も知っている」割合は全体では5割を超えており、中学生よりも高校生年代の認知割合が高くなっています。

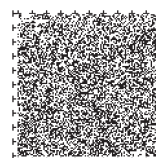


ヤングケアラーという言葉はどこで聞いたことがあるかについて、「テレビや新聞、ラジオ」の割合が76.2%と最も高く、次いで「SNSやインターネット」の割合が38.6%となっています。

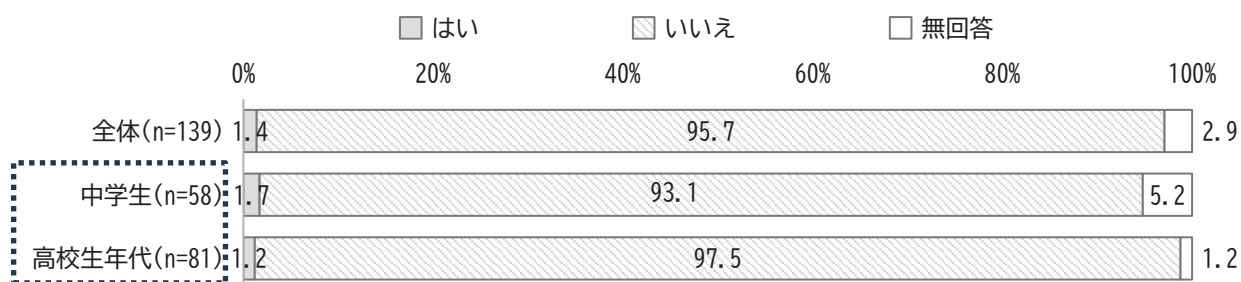


「その他」回答

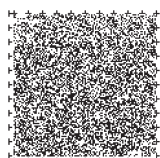
・母：2件 ・親 ・おうちの人 ・模試の文章 ・学校の授業中にテレビで知った



自身をヤングケアラーだと思うかについて、中学生・高校生年代全体の回答は「いいえ」の割合が95.7%、「はい」の割合が1.4%となっています。



「お世話が必要な人はどなたですか」という質問については、「きょうだい」1件と、その他回答が1件となっています。「自身をヤングケアラーだと思うか」に対して「はい」と回答した人の中で、自身に起こっていることとして、「友人と遊べないことがある」、「特にない」という回答がそれぞれ1件となっています。



3 子どもや若者からの意見聴取の結果

(1) 実施目的

子どもや若者から意見を聴取する取組は、こども基本法第3条及び11条に基づき、以下を目的に実施しました。

- ・子どもや若者が年齢や発達の程度に応じて自分の意見を表明する機会及び社会的活動に参加する機会を確保するため
- ・国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（計画期間：令和7年度から11年度）を策定するに当たり、子どもや若者から意見を聴き、計画に反映させるため

(2) 実施対象・時期・人数

- ・実施対象 就学前児童（5歳児）から若者（大学生・大学院生）まで
- ・実施時期 令和5年7月から令和6年2月まで
- ・実施人数 166人（実人数）

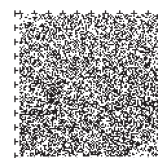
(3) 実施方法

市職員が各施設を訪問し、施設の職員等と協力しながら、個人またはグループによるインタビューやワークショップを実施しました。

(4) 実施内容

実施内容はこども基本法第3条及び子どもの権利条約をもとに検討し、「子どもや若者にとっての居場所」を主なテーマとしました。

区分	主な質問内容
就学前児童	保育園や幼稚園は楽しいですか/何をしている時が一番楽しいですか 保育園や幼稚園で困っていることはありますか 保育園や幼稚園、家のどこにしていると嬉しい気持ちを感じますか
小学生	施設はどのくらいの頻度で利用していますか/施設の利用目的は何ですか 施設ではどのようなときが楽しいですか/どのような理由からですか 今利用している施設とは別に、欲しい施設や場所がありますか
中学生 高校生年代	施設はどのくらいの頻度で利用していますか/施設の利用目的は何ですか 施設の魅力（好きなこと、楽しいこと）は何ですか 施設の改善して欲しいことや、望むことは何ですか
若者	これまでに自分にとっての居場所があると感じた経験がありますか それはどのようなときでしたか/どのような理由からですか あなたが必要とする居場所やあったら良いと思う居場所がありますか それはどのような理由からですか



(5) 実施結果

居場所について

(就学前児童)

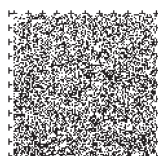
- ・「園で何をしているときが一番楽しいですか」という質問に対して、「園庭で遊ぶとき」や「友達と遊ぶとき」という回答が多く、遊ぶ時間を楽しんでいる傾向がありました。園庭での遊び以外では、お絵描き、折り紙、塗り絵などの創作活動が好まれていることがわかりました。また、鬼ごっこなどの体を動かす遊びも人気で、遊びの機会を通じて運動を楽しんでいる様子もうかがえました。
- ・友達との関係については、「友達と仲良く遊びたい」「友達との関わりが楽しい」という回答が多くありました。「園で困っていることはありますか」という質問に対しては、「友達との喧嘩」という回答が多くあり、子どもたちが友達との関係性を重視していることがわかります。

(小学生)

- ・「学校は楽しいですか」という質問に対して、「楽しい」と回答した子どもが多くいました。「楽しい」と回答した子どもにその理由を聴くと、「先生が優しい」「図工が好き」という回答がありました。一方で、「楽しくない」と答えた子どもに理由を聴くと、「授業が面倒くさい」「校庭が暑い」という回答がありました。
- ・児童館内に学童保育所がある施設では、学童保育所に通っていた習慣や友達と過ごしやすさを理由に、4年生以降も継続して児童館で過ごしているという回答が多くありました。施設の魅力として、「友達と会える、遊べる」「漫画がある」「(施設にあるものや持参した)ゲームで遊べる」「優しい職員に会える」「工作ができる」「ボール遊びができる」などの回答がありました。
- ・ホッとできる場所について質問したところ、児童館・学童保育所等を利用する子どものほとんどは、利用している施設をホッとできる場所として回答していました。また、児童館や学童施設以外でホッとできる場所としては、自宅や学校のスペース、近所の駄菓子屋、通っている塾という回答もありました。
- ・ホッとできるときについて質問したところ、「友達と一緒にいるとき」「自分がしたい遊びができているとき」といった回答が多くありました。

(中学生・高校生年代)

- ・施設(国分寺市プレイステーション)の過ごし方については、「勉強」という回答が多くありましたが、その他には「イラストを描く」「ゲーム」「卓球」「友達とおしゃべり」などの回答があり、それぞれが自身で過ごし方を選び取っている様子がうかがえました。
- ・施設(国分寺市プレイステーション)の魅力については、「火おこしができる」「料理ができる」「Wi-Fiが利用できる」「夜遅くまで遊べる」「うるさくしても良く、自習ができる、飲食ができる」などの回答がありました。また、「体調面から午前中は活動できないので、夕方に開催している夕暮れカフェは参加しやすい」という回答もありました。
- ・施設(国分寺市プレイステーション)を知ったきっかけとしては、「中学生の時に配布されたチラシ」「市報」「友人や親からの紹介」などの回答がありました。また、「通信制の学校に在籍しているため、人と関わりたくて通うようになった」「弟が家で騒いでしまうため、ここに来るようになった」という回答もありました。



(若者)

- ・必要とする場所についての質問では、交流・出会いについての回答が多くあり、同じ趣味を持つ人と繋がりたい、スポーツなどを通じた多世代交流、コミュニケーションの場が欲しいなどの回答がありました。一方で、「趣味を分かち合う環境を維持しつつ、自分と違う意見を言ってくれる人を見つけている」「大学生がもっと地域に関わっていくことが大事だと思う」「いろいろな人とつながることができたことで世界が広がった。大学のような開かれた環境が大事だと思う」「大人から若い世代まで幅広い年齢層の交流ができたことで、違う視点を持つことや様々な人がいることが分かった」といった回答がありました。同じ考えの人だけでなく、多様な価値観を持つ人と意見を交わしたり、交流したりすることで、成長の機会になる認識が広まっていることがうかがえます。
- ・「自分がやったことが認められる場所」「話を聴いてくれる場所」「お互いに思いやれる、モラルが守られる場所」など居心地の良さを求める回答もありました。

居場所があると感じた経験

(若者)

- ・これまでに自分の居場所があると感じた経験については、人間関係の観点から見ると、家族や友人といった個人的なつながりよりも、学校や部活動、サークルなどの組織を通じて人々と関わることで居場所を感じる人が多いようです。自分を受け入れてくれる仲間がいることや、人に頼られたとき、役割を持ったときに居場所だと感じるという回答もありました。
- ・「ありのままの自分をさらけ出すことができる、自分が否定されない」「干渉されない」「自分が大事にされている」などの居心地の良さを感じたときに、居場所と感じられたという意見もありました。
- ・実際の場所としては、学校が居場所と感じることが多く、次いで公民館や図書館などの公共施設、そして自宅が挙げられています。成長するにつれて、活動範囲が広がっていることがうかがえます。

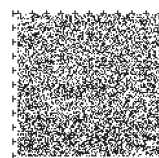
国分寺市に求めること

(中学生・高校生年代)

- ・「成績上位の子以外は市内での選択肢がないので高校を増やしてほしい」という学校に関する意見と、「緑地を保全してほしい」という自然環境に関する意見がありました。
- ・その他には、「車いすで移動ができるようにバリアフリーを進めてほしい」「サポート教室を増やしてほしい」という意見がありました。

(若者)

- ・「国分寺には学生が遊ぶ場所がない」という意見があり、具体的な場所としては、「スポーツができる大きい公園」「ボウリング場」「テーマパーク」といった回答がありました。「公園の遊具が減っていて残念」「ボール遊びできる公園がほしい」という意見もありました。



4 関係団体ヒアリングの結果

(1) 実施目的

ヒアリングは、子どもや若者の居場所づくりを支援する団体を対象に行い、居場所づくりに関する取組内容や現状、課題を把握することで、本計画の策定に際し参考とすることを目的に実施しました。

(2) 実施対象

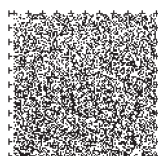
子ども若者計画課が開催する「子どもの居場所づくり関係団体懇談会」に参加している又は参加したことがある団体等（24団体）に依頼したところ、9団体から回答協力がありました。

(3) 実施時期・方法

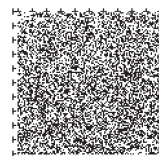
令和6年3月12日～3月26日 書面にて実施

(4) ヒアリング回答のまとめ

団体の運営主体・体制
・ 公的組織：2団体（社会福祉協議会、国分寺市民生委員・児童委員協議会） ・ 民間団体：7団体（NPO：3団体） * ボランティアの協力がある団体：全9団体中8団体
団体の活動内容（延べ団体数）
・ 体験、イベント：5団体 ・ 奉仕活動：1団体 ・ 交流：7団体 ・ 不登校児童へのケア：2団体 ・ 勉強する場所の提供：3団体 ・ 無料塾：1団体 ・ 食品提供：2団体 ・ 食堂：2団体
支援対象（延べ団体数）
・ 就学前児童：6団体 ・ 小学生：8団体 ・ 中学生：8団体 ・ 高校生：7団体 ・ 大学生：3団体 * 多くの団体において幅広い年齢層を対象にしており、子どもや若者に限らず高齢者も含めた全年代と回答した団体もありました。



子どもや若者が団体の活動に参加するきっかけ
・ポスターなどの掲示物：3団体 ・学校などで配布されるおたより、チラシ：7団体 ・ホームページ、SNS：3団体 ・口コミ：6団体
団体のスタッフが感じている子どもや若者の課題
・居場所が少ない：2団体 ・家庭環境：3団体 ・交流がもてない：2団体 例：保護者や周りの大人から、学校に行きたくない気持ちを理解してもらえないことで孤立してしまう／親や先生以外の大人と交流する機会が少ない ・障害：1団体 ・貧困：1団体 ・不登校、ひきこもり：3団体 ・勉強：3団体 ・友人関係：4団体 例：馴染めない、集団が苦手、自分のことを相談できる人がいない ・その他：5団体 例：依存症、外国にルーツがあり日本に馴染めない ・把握していない又は回答なし：4団体
団体の活動に参加したことによる子どもや若者の変化
・人との交流の機会ができた（増えた）：6団体 ・学校や勉強への意欲が向上した：4団体 ・課題の解決：1団体 例：自身の悩みを打ち明けるようになった ・自身の居場所の獲得：3団体 ・把握していない又は回答なし：2団体
運用上の課題
・利用者への周知方法：3団体 ・新規利用者を増やす方法：4団体 ・運営するための人員確保：4団体 ・事業実施場所の確保：1団体 ・その他：2団体 例：予算不足 など ・回答なし：1団体



子どもや若者への意見の聴取方法

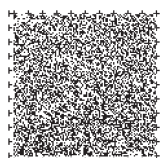
- ・アンケート：2団体
- ・手書きのノート：1団体
- ・不定期での聞き取り：4団体
- ・SNS、メール：2団体
- ・会議や話し合いの場：2団体
- ・回答なし：1団体

子どもや若者からの意見の反映の例

- ・イベント等の実施に反映：4団体
例：「食物アレルギーに対する配慮が足りないのではないか」という意見が寄せられ、開催のお知らせチラシにアレルギー情報を載せるようになった
- ・施設等への対応に反映：2団体
例：施設内で貸し出すボードゲームやおもちゃに関して意見を聴いて購入した
- ・その他：1団体
例：子どもたちの意見を聴きながら一緒に事業の内容について考え、実施している

市への意見や要望

- ・今後、放課後子どもプランなどによる学校敷地内での事業を拡充していく必要がある。また、不登校児童や中高生の居場所として、より一層児童館の重要性が増していくと思われる。
- ・市役所跡地に建設予定の複合施設デザインにフリースペースが大きく予定されている。子どもの居場所の観点から、ただの空間としてつくるのではなく、子どもたちが自由に利用しやすい居場所としての工夫、一定の事業設定（人員の配置、事業展開）を組み込むことを検討してもらいたい。
- ・子どもの居場所マップは市で継続的に更新してもらえると、支援する団体側にとっても、子どもなど閲覧する側にとっても、継続性が担保できるのではないか。
- ・スクールソーシャルワーカーとも協力して、子どもや若者の居場所づくりをしたい。
- ・学校の中に、教室に入れない児童・生徒の居場所を作って欲しい。
- ・特別支援教育の施策とは別に、不登校支援の流れや施策を計画して欲しい。
- ・不登校になった時の保護者の相談先に民間団体も入れて欲しい。
- ・子どもの発達と教育は切っても切り離せないと思うので、福祉と教育との連携を進めて欲しい。
- ・子どもの居場所づくりをしている方に不登校の児童の関わり方について知って欲しい。
- ・子どもの居場所に専門職（心理士・ソーシャルワーカー・教師など）が不定期でもいいので、滞在して欲しい。



5 前回計画の施策評価

「国分寺市子ども・子育て会議」において、これまでの「国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画」の取組について評価を行い、次のような課題や提言が挙げられています。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援について

各種子育てサービスに係る情報について、必要な人に必要な情報が適切に届くよう、サービス利用者を支援する団体や市民等を活用した周知方法も含め、情報の周知方法を検討されたい。また、サービスや制度について、必要とする市民が利用しやすいよう実施方法について検討されたい。

子育て・子育てしやすい環境整備について

認可保育所については、待機児童数の推移について注視しながらも、利用定員拡充等量的視点に重点を置いたものから、保育の質等、質的視点により重点を置いた事業の実施のあり方について検討されたい。

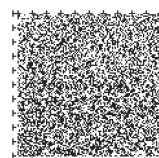
障害児保育については、認可保育所に限らず幼稚園においても受入れを行っているため、障害児がどの施設、どの事業を利用しても適切な環境や支援体制で過ごせるよう更なる支援の充実を図るに当たり、次期計画での位置付けや目標設定等について検討されたい。

学童保育所については、主に低学年児童の受入れを前提として施設整備を行ってきたが、施設の状況を見ながら、高学年の受入れについて検討されたい。

地域の子どもの居場所づくりについては、居場所の存在や実施イベント、利用システムなどについて、より市民に認知されるよう努められたい。

多様な子育て支援サービスの充実について

児童発達支援センターにおいては、市内各保育施設等との連携なども含め、子どもや保護者への寄り添った取組を期待する。



子どもや若者の健やかな成長と自立の支援について

いじめの防止については、今後も学校側が認知したいじめの全てに対応していくことができるよう、各学校において実施している取組を継続するとともに、学校以外においても、子どもや保護者が発信するＳＯＳを受け止める窓口を設けるなど、いじめの認知漏れ等が起きないように仕組みづくりについても検討されたい。

人権教育を行うに当たっては、子どもの権利条約における「参加する権利」の実現のため、子どもに自分の意見が言えることや社会に参加することの重要性を伝えることを通して、自立した子どもを育てていくことを大切にされたい。

不登校児童・生徒の支援については、不登校児童・生徒が抱える課題や問題はそれぞれ異なり、必要な支援内容もそれぞれ異なっていることから、引き続き丁寧な情報共有をはじめ個々に合わせた支援を行うとともに、より相談しやすく、支援を受けやすい環境の実現に向けて努められたい。

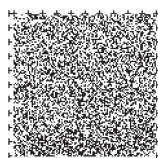
教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期について

計画に基づき認可保育所や学童保育所の整備を行い、定員拡充を図ってきたが、令和４年度に計画と実態との乖離状況について確認し、計画の中間見直しを行った。産後休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保の推進においては、産後休業及び育児休業後の保護者が希望した場合は、年度途中であっても、その子どもが教育・保育施設等へ入所できるよう、確保量を適切に見込まれたい。

病児保育事業（病児・病後児保育事業）については、量の見込みに対して、十分な量の確保ができている実績となっているが、事業の利用しづらさなどから、利用を控えられていることも予想される。今後も引き続き事業を実施するに当たっては、利用者からの意見等を把握し、利便性の向上に努められたい。

子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する東京都との連携については、障害児等特別な支援を必要とする子どもが、希望する教育・保育を円滑に受けることができるようにするため、市と事業者間におけるさらなる円滑な情報共有や、相談対応の充実が期待されるが、現状においても担当する市職員の負担の大きさが懸念されることから、職員の体制強化等の改善に努められたい。

保育士等の確保・定着に向けた取組について、保育士等の人材を確保するためには、多額の費用が掛かる現状があり、その費用負担は、保育施設や幼稚園の運営事業者に大きな負担があることから、その負担軽減に向けた仕組みについて検討されたい。



6 子どもや若者、子育て環境を取り巻く問題

(1) 子どもや若者の問題

「こども大綱」では、子どもや若者の権利を保障し、最善の利益を考え、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」を実現していくことを使命としています。そのためには、当事者である子どもや若者から意見を聴き、政策に反映していくことや、こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容について、広く市民への理解を深め、人権尊重の意識を高める啓発活動を推進する必要があります。

子どもの貧困は、経済面だけでなく、子どもの権利を多方面から侵害する深刻な問題となっています。具体的には、心身の健康、衣食住、進学の手機や学習意欲、前向きに生きる気持ちなどに影響を及ぼし、さらには社会的な孤立にもつながる可能性があります。本市においても、経済的な支援を必要とする人々の中で学習支援のニーズが高まっており、学習支援事業の利用者数が増加しています。このような状況を踏まえ、貧困状態にある子どもや家庭に対する必要な支援策を把握し、施策の強化を進めていく必要があります。

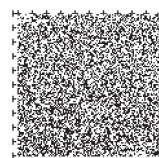
いじめ、不登校、ひきこもり、孤独・孤立、非行などの問題を抱える子どもや若者も数多くいます。関係団体ヒアリングでは、複数の団体から、子どもたちと接していて「不登校・ひきこもり」の問題を強く感じているとの意見がありました。いじめの未然防止や不登校児童・生徒への支援など、子どもや若者を取り巻く様々な問題を解決するための支援の充実を図っていく必要があります。

(2) 子育て家庭の問題

乳幼児の子育て支援については、核家族化や地域のつながりの希薄化により、助け合いによる子育て支援が受けづらい状況を生むことが考えられ、子育て支援サービスに対する需要が高まっていくことが予想されます。実際に本市の地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業などの子育て支援サービスの利用状況は増加傾向となっており、さらなる充実が求められています。

就学前児童保護者へのアンケート調査結果では、母の就労状況について、「フルタイム」の割合は、前回の調査と比べ11.3ポイント増加し56.7%となっており、本市でも就学前児童の保育ニーズが高まっていることがうかがえます。今後も高い保育ニーズが続くことが予測されますが、それに加え、多様な他者との関わりの機会の創出事業（東京都版こども誰でも通園制度）等による影響も把握しながら、教育・保育事業の充実を図る必要があります。

特に配慮が必要な家庭に対しては、総合的かつ切れ目のない支援が求められています。現在の子育て家庭が抱える問題は、複雑化・多様化しているため、相談窓口の機能強化を図り、幅広い問題に対応できる体制を整備することが必要です。また、様々な機関等との広範な協力関係を構築し、連携体制を確保することも重要です。特定の問題を抱える子育て家庭に対しては、速やか

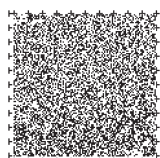


に相談等を通じて関わりを持ち、状況に応じて高齢者や障害者支援など他分野の福祉サービスとも連携して、包括的に支援する必要があります。

（３）地域における子育て支援の問題

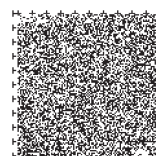
公設学童保育所では、在籍児童数の増加に伴い、施設の狭あいが問題となっています。小学生とその保護者のアンケート調査結果では、母の就労状況について、「フルタイム」の割合は、前回の調査と比べ11.3ポイント増加し42.6%となっており、学童保育所のニーズも高まっていることがうかがえます。今後の利用見込みを把握しつつ、小学４年生以降の高学年も含めた就学児童の放課後の活動場所の充実を図っていく必要があります。

多様な遊びや体験は、子どもや若者の健やかな成長の原点であり、個々の興味や能力を伸ばし、豊かな人生を築く上で重要です。子どもや若者が生涯にわたり幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できるようにするためには、子どもや若者、子育て当事者の意見を踏まえ、「こどもまんなかまちづくり」を進めるため、地域住民の理解を得た上で、子どもの遊び場の確保や保護者同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などに取り組んでいく必要があります。



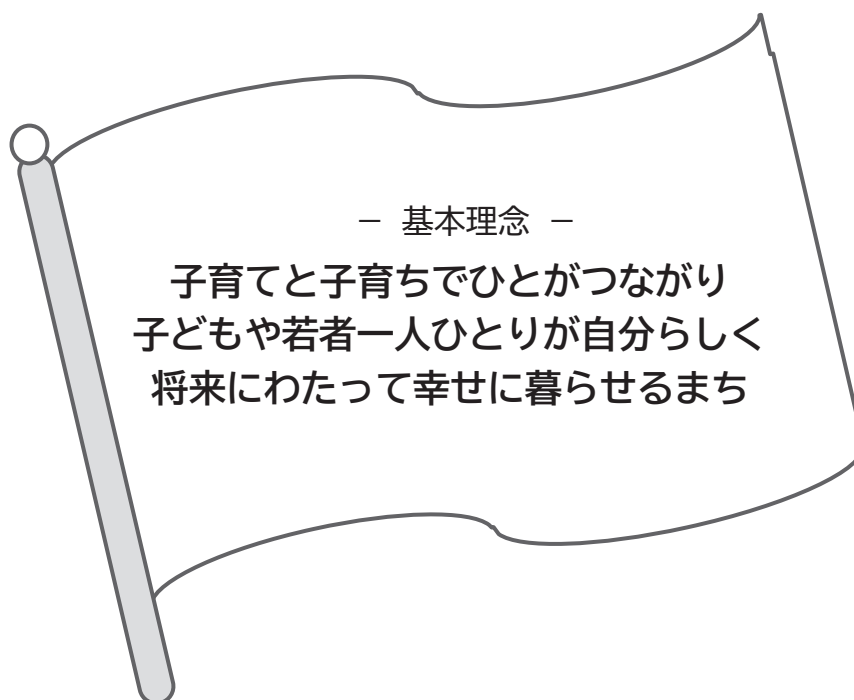
第3章

計画の基本理念、 基本目標



1 基本理念

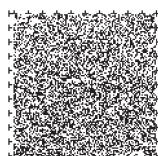
本計画の基本理念は以下のとおりです。



全ての子どもや若者が安心して未来に向かって歩むことができるよう、子どもや若者、子育て当事者、そして地域の子育て支援者・団体等の声を大切にしながら、それぞれの成長段階や生活環境などに応じた支援を行い、地域全体で子育て・子育てを支え合うまちづくりに取り組みます。

子育てと子育てを通じて人と人がつながり、全ての子どもや若者が大切な存在として認められ、将来にわたって自分らしく幸せに暮らすことができる「こどもまんなか社会」※を目指します。

※ こどもまんなか社会とは、子どもを社会の中心に据え、子どもの権利を尊重し、最善の利益を常に考慮する社会のことです。この社会では、子どもや若者が安心して過ごせる環境が整えられ、彼らの意見が政策に反映されます。また、多様な価値観が尊重され、子どもたちが健やかに成長できるよう地域全体で支え合う文化が根付いています。この理念のもと、子どもたちが未来を切り拓く力を育むための支援が行われます。（こども大綱）



2 基本目標

本計画では、基本理念を具現化するため、以下の3つの基本目標の下に、子どもや若者、子育て当事者への施策について、総合的な推進を図ります。なお、施策の推進を図るに当たっては、各施策間や関係組織等と連携するとともに、ライフステージを超えた一貫性のある取組を実施します。



基本目標Ⅰ 子どもや若者の権利を保障し、 自分らしく成長できるよう後押しします

全ての子どもや若者が、健やかに成長し、自分らしく幸せに生活することができるよう、子どもや若者の権利への理解を深める機会や、自らの意見を形成・表明する機会を提供します。

子どもや若者が直面する問題や課題に対して、個々の状況に応じた支援や、必要な援助をします。



基本目標Ⅱ 多様な家庭の状況を踏まえ、 切れ目のない包括的な支援を充実します

多様な家庭の状況を踏まえ、妊娠期から子育て・子育ての各段階にわたって、全ての子育て家庭が切れ目のない包括的な支援・サービスを受けられる環境づくりを進めます。

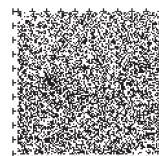
特に配慮が必要な子育て家庭には、よりきめ細やかな支援・サービスを提供することで支えます。

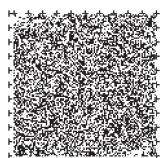


基本目標Ⅲ 子どもや若者、子育て当事者一人ひとりが 地域で安心して子育て・子育てできる環境を整えます

子どもや若者、子育て当事者一人ひとりが地域で安心して過ごせる居場所づくりを進めます。

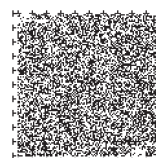
地域全体で子育て・子育てを支え合う環境づくりに取り組むことで、子育て家庭と地域との交流を図ります。





第4章

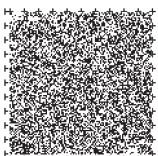
施策の展開



施策の体系

基本目標	施策	新規	こ家	5章	通番	重点事業	ページ
【基本目標Ⅰ】 子どもや若者の権利を保障し、自分らしく成長できるよう後押しします	【施策1】 子どもや若者の権利への理解を深める機会を提供します		●		1	学校全体での人権教育の取組の充実	66
			●		2	いじめ防止に向けた取組の充実	66
					3	障害への理解促進・普及啓発事業	66
					4	たがいの性や性の多様性を理解し、尊重するための学習機会の提供	67
					5	児童虐待防止に関する啓発活動	67
					6	地域ネットワーク機能強化による児童虐待の早期発見及び深刻化防止	67
					7	子ども読書活動推進計画事業	68
					8	小・中学生被爆地派遣（ピースメッセンジャー）	68
					9	史跡駅伝事業	68
					10	ジュニアサマー野外活動交流会	69
	【施策2】 困難を抱える子どもや若者を支援します	●	●		11	生活困窮者自立支援事業（学習支援事業）	71
					12	受験生チャレンジ支援貸付事業	71
					13	不登校児童・生徒の教育環境の整備	71
					14	学校生活支援シートの活用の推進	72
					15	ヤングケアラー支援（啓発・支援体制構築）	72
					16	ひきこもり支援事業（ネットワーク構築）	72
【基本目標Ⅱ】 多様な家庭の状況を踏まえ、切れ目のない包括的な支援を充実します	【施策1】 子育て家庭へのサービスを充実します	●	●	●	17	出産・子育て応援事業	78
			●		18	地域子育て相談機関の整備	78
			●		19	両親学級	78
			●		20	離乳食講習会	79
			●	●	21	産後ケア事業及び産後家事・育児支援事業	79
			●		22	乳幼児健康診査（3～4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査）	80
					23	休日診療・休日深夜診療事業	80
				●	24	乳幼児・義務教育就学児・高校生等医療費助成事業	80
		●		●	25	保育コンシェルジュ事業	81
		●			26	未就園児の定期的な預かり事業	81
					27	保育人材の確保・定着のための取組	81
					28	基幹型保育所システム事業	82
	【施策2】 特に配慮が必要な子育て家庭を支援します	●	●		29	児童福祉分野と母子保健分野の一体的な相談支援体制の構築	84
					30	母子・父子自立支援プログラム策定事業	84
		●			31	ひとり親家庭自立支援給付金事業	84
					32	児童に対する発達相談及び支援体制の整備・充実	85
					33	障害児保育事業	85
					34	障害児支援の提供体制の整備	85
					35	障害児相談支援	86
		●			36	医療的ケア児の支援	86
		●			37	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業	86
【基本目標Ⅲ】 子どもや若者、子育て当事者一人ひとりが地域で安心して子育て・子育てできる環境を整えます	【施策1】 子どもや若者の居場所を充実します			●	38	地域の子どもの居場所づくりの推進	89
				●	39	学童保育所整備事業	90
				●	40	放課後子どもプラン	90
		●			41	児童館における行事の充実	91
					42	児童館ランドセル来館事業	91
					43	公民館子ども対象事業	91
					44	国分寺市プレイステーション事業	92
	【施策2】 子育て家庭と地域の交流を推進します	●	●		45	地域における子育て支援体制づくり	94
		●			46	保育所等における地域子育て支援事業	94
					47	こくぶんじ青空ひろば	94
			●	●	48	親子ひろば事業の充実	95
					49	公民館における保育・託児付事業の実施	95

※「新規」…本計画における新規事業 「こ家」…こども家庭センター関連事業 「5章」…第4章と第5章の両方に記載のある事業





計画第4章と第5章の関係



この計画は、こども基本法や子ども・子育て支援法など、複数の法律等に基づいて策定しています。本市では、市民の皆さんにとってより分かりやすい計画にするために、これらの法律等に基づいて策定する複数の計画を一体的にまとめ、子ども・若者・子育て支援施策の総合的な計画としています。

この計画において、第4章では、子ども・若者・子育て支援施策のうち、第3章に記載する基本理念・基本目標に基づいた施策や、特に力を入れて取り組む事業を「重点事業」として記載しています。これにより、本市が重点的に推進する施策や事業の全体像を把握できるようにしています。施策の体系図（p. 62）では、重点事業をそれぞれの施策の下に記載していますが、実際には複数の施策にまたがって取り組む事業もあり、施策の枠を超えて柔軟に展開しています。

また、第5章では、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として定められた事業等を記載しています。ここでは、法令に基づき計画に必ず記載が必要な事業等を掲載しており、保育所や幼稚園などの教育・保育施設、地域子育て支援拠点事業などの地域子ども・子育て支援事業について、需要と供給の見込み及びその確保方策を具体的に示しています。

なお、第4章の重点事業の中に第5章に記載が必要な事業が含まれる場合は、両章で重複して記載しています。これにより、重要な事業の位置づけを多角的に確認できるようにしています。また、この章立ての構成により、市の施策の方向性と法定要件を満たす計画を明確にするとともに、基本理念・目標と法令に基づく事業の関係性を整理することで、より分かりやすい計画となるよう努めました。

第4章

市町村こども計画

（こども基本法第10条第2項）

市町村行動計画

（次世代育成支援対策推進法第8条）

市町村子ども・若者計画

（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項）

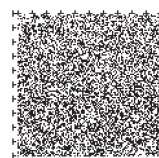
成育医療等に関する計画

（成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針）

第5章

市町村子ども・子育て支援事業計画

（子ども・子育て支援法第61条）



基本目標Ⅰ 子どもや若者の権利を保障し、自分らしく成長できるよう後押しします

施策1 子どもや若者の権利への理解を深める機会を提供します

現状 課題

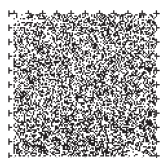
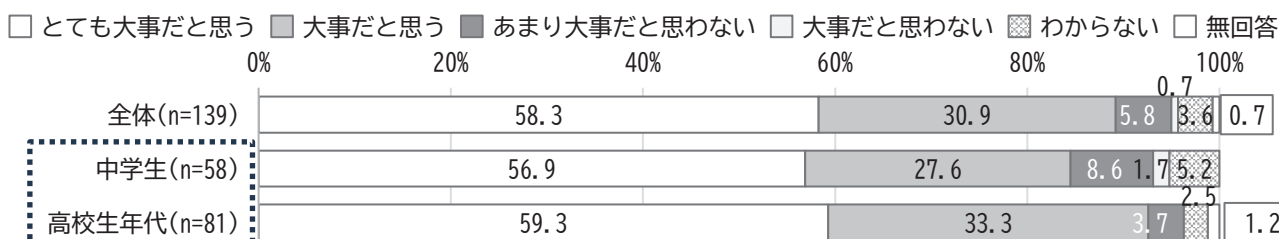
全ての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現を目指すため、令和5年4月にこども基本法が施行されました。本市においても、子どもや若者をかけがえのない存在として尊重し、その権利を保障するための取組を進めています。市内の学校では、人権教育や多様性への理解を深める教育活動を行うとともに、児童会・生徒会において、いじめ防止のための意見交換フォーラムを実施するなど、児童や生徒が主体となった人権啓発活動に取り組んでいます。また、子どもや若者等に関わる施策を進めるに当たっては、子どもや若者、子育て当事者等の意見を聴き、取組に反映させることが必要です。

アンケート調査では、中学生・高校生年代の約9割が「自分の意見が言えて、聞いてもらえること」や「差別や暴力を避けること」を「大事」だと回答しています。子どもや若者が自分の意見を表明し、その意見が尊重されることや、差別や暴力から守られる環境を確保することが重要です。

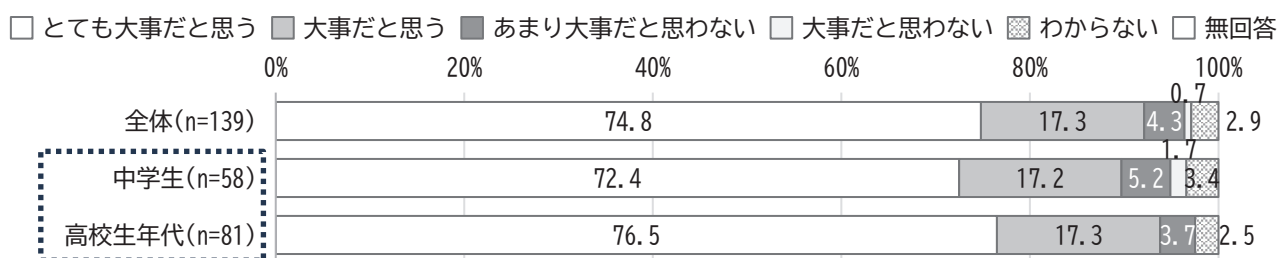
本市のいじめや虐待の相談件数はやや減少傾向にありますが、いじめや虐待は子どもや若者の尊厳を損ない、心身に深刻な影響を及ぼすことから、これらの問題を未然に防ぐための取組が不可欠です。さらに、子どもや若者が多様な学びや遊び、体験など活動を通じて社会参画の機会を持つことで、自己肯定感を高め、社会での役割を見つける力を育むことが重要です。子どもや若者の尊厳を守り、安全で安心して成長できる環境を整備するため、社会全体での理解促進と権利の周知・啓発活動の強化が必要です。

全ての子どもや若者のウェルビーイングを実現するため、貧困、虐待、いじめ、不登校の状況にある子どもや若者、障害のある子どもや若者、医療的ケアを必要とする子どもや若者、外国にルーツを持ち言語や文化の違いにより困難を抱える子どもや若者、家庭の事情で親と暮らすことができない子どもや若者など、様々な状況に置かれた子どもや若者がいることを理解し取組を進めることが重要です。

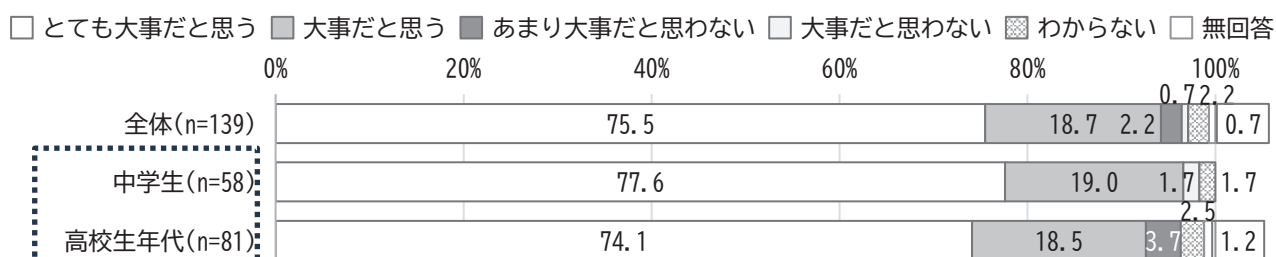
【自分の意見が言えて、聞いてもらえること】



【性別や出身国、肌の色、障害の有無などで差別されないこと】



【暴力や言葉や態度で傷つけられないこと】



方向性

子どもや若者の権利を保障し、一人ひとりが権利の主体であることを教育や学習の機会を通じて啓発します。学校においては、「すべての人を大切にするまち宣言」に基づく人権教育を強化し、子ども自身の権利に対する理解を深めることを重視します。また、いじめ防止や差別への対策を重要な社会的課題として捉え、いじめの早期発見・早期対応を強化するとともに、障害や性の多様性への理解を促進します。いじめ防止のための教育活動を充実させることで、自分自身を大切に、他者を尊重する姿勢を育みます。児童虐待については関係機関との密接な連携を図り、虐待の予防と早期発見・早期対応に努めます。さらに、社会体験や自然体験、野外活動等を通じて、子どもや若者が多様な価値観に触れ、自分らしく成長できる環境を確保できるよう、子どもや若者の権利への理解を深める機会を提供します。

本計画における「新規事業」と「こども家庭センター関連事業」

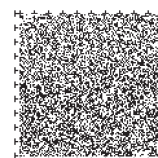
この第4章では、施策を進めるに当たっての重点事業を記載しています。重点事業のうち、本計画における「新規事業」と「こども家庭センター関連事業」については、以下の通り示しています。

新

…本計画における新規事業

こ家

…こども家庭センター関連事業

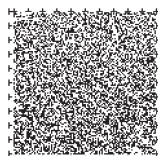


重点事業

通番 1	学校全体での人権教育の取組の充実		学校指導課
事業内容	各学校における人権教育の全体計画や年間指導計画に基づき、児童・生徒の発達段階に応じて人権尊重の意識を高めることができるよう、全教育活動を通じて人権教育の充実を図る。		
事業目標	「すべての人を大切にするまち宣言」を踏まえ、各学校が人権教育に取り組み、子どもたちが互いの人権を尊重する態度を育てる。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	人権教育の全体計画や年間指導計画を見直し、改善を図った学校数	市内全小・中学校 (15校)	市内全小・中学校 (15校)

通番 2	いじめ防止に向けた取組の充実		学校指導課
事業内容	児童・生徒が自分を大切にするとともに、他者を認め、いじめを許さない勇気を持ち、互いに思いやりを持ちながら生活することができるよう、「国分寺市子どもいじめ虐待防止条例」に基づき、学校・家庭・地域が一体となっていじめ防止教育の充実に取り組む。		
事業目標	学校と子ども・保護者の信頼関係を構築し、いじめに関する対応を適切に行う。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。」という問いに、肯定的な回答をした児童・生徒の割合	小学校 95.2% 中学校 94.7%	小学校 98.0% 中学校 96.0%

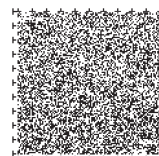
通番 3	障害への理解促進・普及啓発事業		障害福祉課
事業内容	障害を理由とする差別の解消を推進するため、市内の小中学生に対し普及啓発活動を行う。		
事業目標	お互いを思いやる心を育み、障害や障害のある人への理解促進を図る。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	普及啓発活動の実施	実施 (参考：ヘルプカード・ヘルプマーク普及啓発グッズとチラシの配布)	継続実施



通番4	たがいの性や性の多様性を理解し、尊重するための学習機会の提供		人権平和課
事業内容	男女平等推進センターにおける講座等を通じて、「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康／権利)」及び性の多様性への理解促進を図る。		
事業目標	たがいの性の尊重や生殖に関する自己決定権について、定期的に情報を提供することや啓発する機会を設ける。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	市民向け講座又は職員向け研修の開催回数	市民向け講座1回 職員向け研修2回	市民向け講座または職員向け研修1回

通番5	児童虐待防止に関する啓発活動	こ家	子育て相談室
事業内容	児童虐待防止のため、市民に向けて様々な媒体を用いて児童虐待防止に関する啓発活動を行う。		
事業目標	市民への啓発活動を行うことで、児童虐待防止への理解促進を図る。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	①市報・ホームページ掲載 ②講演会の実施 ③全小・中学校への訪問啓発 ④街頭での防止キャンペーンの実施	各1回	各1回

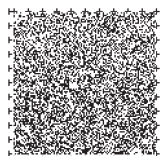
通番6	地域ネットワーク機能強化による児童虐待の早期発見及び深刻化防止	こ家	子育て相談室
事業内容	要保護児童対策地域協議会※の調整機関職員と協議会を構成する関係機関等の支援関係者（以下、地域ネットワーク構成員という。）への研修及び専門性向上のための学識経験者を招聘した会議等を実施するとともに、地域ネットワーク構成員で密な連携を図り、養育環境に不安のある児童等の状況を早期に把握して、虐待を防止する。 ※虐待を受けている子どもや支援を必要とする家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を行うために、情報交換や支援内容の協議を行う場です。		
事業目標	地域ネットワーク構成員の専門性強化及び連携強化を図ることで、児童虐待の発生予防、早期発見及び深刻化防止を図る。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	①保育施設・学校への巡回訪問回数 ②要保護児童対策地域協議会の開催	①59回 ②実施	①70回 ②継続実施



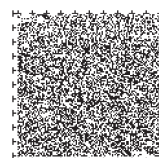
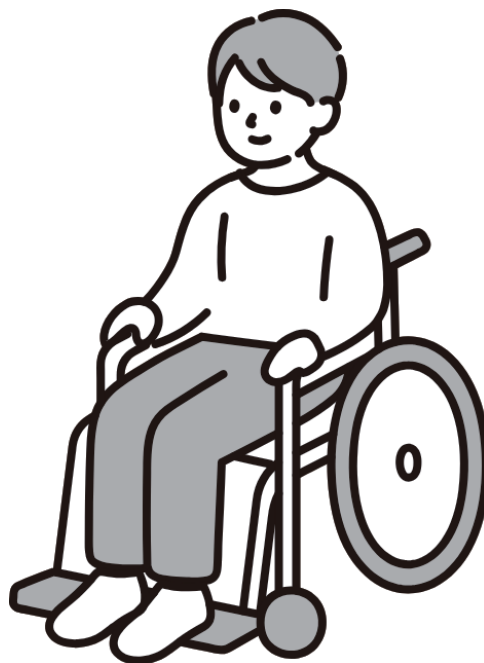
通番 7	子ども読書活動推進計画事業		図書館課
事業内容	図書館で、本の貸出・返却等のカウンター業務や本の修理、子どもたちへのおすすめ本を選ぶ等を体験する「一日図書館員」を実施する。		
事業目標	図書館での体験事業を実施して、子どもたちの読書への興味や関心を高め、主体的な読書活動につなげる。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	「一日図書館員」実施館数	3 館	市内全 5 館

通番 8	小・中学生被爆地派遣（ピースメッセンジャー）		人権平和課
事業内容	次世代を担う子どもたちを被爆地へ派遣し、平和に関わる行事等の参加や被爆体験者の講話の聴講、平和記念資料館等を見学する機会を提供する。		
事業目標	児童・生徒が、核兵器と戦争の悲惨さや平和の大切さについて認識を深め、平和をつくる意識を醸成する。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	ピースメッセンジャーの実施回数	1 回	1 回

通番 9	史跡駅伝事業		スポーツ振興課
事業内容	一般の部（中学生以上）、小学3・4年生の部、小学5・6年生の部のほか、小学1・2年生とその保護者がペアで参加できるファミリーランを種目とし、参加者の意欲を高め、安全・安心に参加できるよう大会を運営する。		
事業目標	史跡武蔵国分寺跡を活用した駅伝を開催することで、子どもや若者の体力向上や健康増進を目指すとともに、市の歴史や自然に触れる体験の機会を提供する。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	参加者人数	262 人	350 人



通番 10	ジュニアサマー野外活動交流会		スポーツ振興課
事業 内容	国分寺市の子どもが佐渡市の自然や文化に触れ、佐渡市の子どもたちとスポーツなどの活動を通して交流を深める機会を提供する。		
事業 目標	佐渡市との友好関係を次世代に継承するとともに、子どもの豊かな心の成長を促進する。		
数値 目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	参加者満足度	85%	85%



施策2 困難を抱える子どもや若者を支援します

現状 課題

経済的な困難を抱える子どもや若者は、学びや進学之机会を十分に得られないことで、心身の発達や学習意欲を損なうことがあります。こうした状況が続くと、健全な成長や将来の夢を実現する機会が制約され、経済的に困難な状況が次の世代に引き継がれてしまう可能性もあるため、社会全体としてこの連鎖を断ち切ることが必要です。また、不登校・ひきこもりの問題は、個々の児童・生徒・若者の心身の問題、家庭環境、学校での人間関係、学業のストレスなど、様々な要因が絡み合っており、個別の状況に応じたきめ細やかな対応が求められています。さらに、ヤングケアラーは、家族のケアを日常的に担うことで学業や交友関係に支障をきたし、本来得られるはずの自身の成長や生活を楽しむ機会を十分に確保できていない可能性があります。家庭内のプライベートな問題であるため、周囲から支援対象であると認識されにくく、本人や家族も自覚がなく問題が表面化しにくいことから、地域社会や福祉、教育等の関係機関が連携して把握し、対応することが重要です。

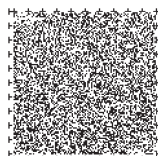
このように、子どもや若者が直面する困難は多様で複雑化しているため、経済的支援の強化、教育機会の平等な提供、多様な背景を持つ子どもや若者への包括的な支援が不可欠です。社会全体で協力し、子どもや若者が安心して成長し、豊かな未来を築ける環境を整備することが求められています。

方向性

全ての子どもや若者が家庭環境に左右されることなく、学びの機会や進学之机会を得られるよう、教育環境を整備し支援を強化します。この取組の一環として、学校現場においては、スクールソーシャルワーカーが社会福祉の専門知識を生かし、問題解決に向けた支援を行います。

特に経済的な困難を抱える子どもや若者に対しては、教育を受ける権利を保障し、本人たちが持つ能力を最大限に発揮できるよう、経済的支援や学習の機会を提供します。また、不登校の児童・生徒については、学びの機会を確保するとともに、社会との接点を持ちやすくするための環境づくりを進めます。さらに特別支援教育では、児童・生徒一人ひとりの特性やニーズに応じた長期的で一貫した支援を提供し、その可能性を広げられるよう努めます。ヤングケアラーの問題に関しては、当事者を含む市民や関係者の認知度を高めるための啓発活動を推進して、気づきを促し、福祉、介護、医療、教育などの関係機関と連携することで早期発見に努め、必要な支援につなげます。これらの取組を通じて、ヤングケアラーが適切な支援を受け、学業に励んだり友人と過ごしたりできるよう、相談支援体制の整備を進めます。

子どもや若者が抱える複雑な問題に対しては、市関係部署のほかに保健所や児童相談所などの支援機関が連携してネットワークを構築し、包括的な支援を行います。

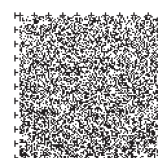


重点事業

通番 11	生活困窮者自立支援事業（学習支援事業）		生活福祉課
事業内容	家庭の経済的な事情で学習塾に通えない、家庭教師がつけられない小学3年生から中学3年生を対象に、ボランティア講師による個別指導、交流行事や地域イベントへの参加を通じた学習支援・居場所づくりを行う。		
事業目標	生活困窮世帯(生活保護世帯を除く)の子どもに対して、学習支援等を行う。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	利用者数	41人	45人

通番 12	受験生チャレンジ支援貸付事業		生活福祉課
事業内容	一定所得以下の世帯の子どもへの学習などの支援を目的とし、東京都が主体となって実施する事業で、学習塾などの費用や、高校や大学などの受験費用について貸付を行う。また、貸付対象である学校へ入学した場合、免除申請を行うことにより返済が免除（償還免除）される。		
事業目標	「受験生チャレンジ支援貸付事業」の貸付要件を満たし、制度の利用を希望する家庭の子どもが、制度を活用することで、受験にチャレンジできる環境を整える。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	貸付決定件数	72件	75件

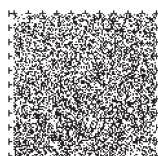
通番 13	不登校児童・生徒の教育環境の整備		学校指導課
事業内容	学校と教育委員会が連携し、不登校児童・生徒の状況を丁寧に把握するとともに、教育機会の確保に向け、サポート教室や <u>トライルーム（教育支援センター）</u> ※、オンライン授業やバーチャル・トライルーム等を活用しながら、それぞれの状況に応じた必要な支援を行う。 ※不登校である子どもたちが社会的自立や学校復帰等を目指して『学び合う場』のことで、学習内容を決め、指導員の支援を受けながら、自分のペースで学習を進めます。		
事業目標	不登校児童・生徒が自身に合った学びを選択して学習に取り組めるよう支援する。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	不登校児童・生徒全員が <u>学校内外の機関</u> ※の指導や相談につながっている学校数 ※サポート教室、トライルーム、医療機関、民間施設等を指しています。	4校	10校



通番 14	学校生活支援シートの活用の推進		学校指導課
事業内容	障害のある児童・生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、特別支援教育における指導・支援の充実を図るため、学校生活支援シートを作成する。学校生活支援シートは、進級にあわせて引継ぎながら活用する。		
事業目標	児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた指導・支援の充実を図る。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	学校生活支援シートの作成を必要とする児童・生徒のうち、実際に作成・活用されている児童・生徒の割合	100%	100%

通番 15	ヤングケアラー支援（啓発・支援体制構築）	新 < こ家 >	子育て相談室
事業内容	関係機関がヤングケアラー支援に必要な知識を持って携われるよう、普及・啓発活動を行う。また、ヤングケアラー・コーディネーター※を中心に各機関が連携し、支援を要する子どもや家庭に関する情報を共有することで、必要な制度や相談窓口につなげる。 ※専門知識等を有する職員がヤングケアラーについての周知や支援体制の構築を図るとともに、相談対応や個別支援の中心的な役割を担います。		
事業目標	ヤングケアラーが適切な支援につながるができるよう、各支援機関で包括的に支援する体制を構築する。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	ヤングケアラー・コーディネーターによる市内小・中学校や支援機関等への巡回相談回数	5回	20回

通番 16	ひきこもり支援事業（ネットワーク構築）		子ども若者計画課
事業内容	社会生活を円滑に営む上での困難を有する義務教育終了後の 15 歳からおおむね 39 歳を支援する。		
事業目標	一人ひとりの多様性や個性を生かして、全ての人が幸せに暮らし、将来に夢や希望を持って生活できる社会作りを推進する。		
数値目標	指標	令和 5 年度実績	令和 11 年度目標
	国分寺市若者支援地域ネットワーク会議の実務者会議の開催回数	4 回	4 回





コラム ヤングケアラーについて



ヤングケアラーは、子ども・若者育成支援推進法において「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国や地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行うことで、健やかな成長に必要な遊び・学びの時間や、自立に向けた勉強・進学準備等の時間を失うなど、家族のケアが身体的・精神的に重い負担となっている可能性があります。ヤングケアラーの支援は、一人ひとりの子どもや若者の状況や心情を踏まえ、その最善の利益のために、個別に判断・支援をすることが重要です。

本市におけるヤングケアラーの支援については、「第4章 施策の展開」通番15「ヤングケアラー支援（啓発・支援体制構築）」（p.72）に記載しています。

家事や家族の世話の例

障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。

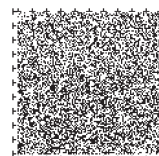
家族に代わり、弟妹や障害・病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。

家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。

アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族の対応、世話をしている。

日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。

障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。



基本目標Ⅱ 多様な家庭の状況を踏まえ、切れ目のない包括的な支援を充実します

施策1 子育て家庭へのサービスを充実します

現状 課題

核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭が親族や地域からの支援を受けにくくなっている状況があります。これにより、育児に対する不安や孤立感が増し、育児の負担が保護者に集中することが多くなっています。アンケート調査によると、「家事や仕事と子育てとの両立」や「しつけや教育に関すること」「お子さんの発育・健康状態」について、不安や悩みを抱える保護者がおおむね5割を超えていることがわかりました。

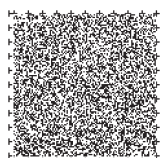
また、女性の就業率の増加や働き方の変化により、子育て家庭それぞれのニーズも多様化しています。アンケート調査に回答した就学前児童保護者のうち、父の98.2%、母の76.7%が就労しており、現在就労していない母のうち76.4%は将来的な就労を希望しています。このことから、保育サービスのニーズが高まっていることがわかります。

全国的な保育士不足のなか、多様化する保育ニーズの増加等に対応し、保育サービスを安定的に提供するためには、それを支える保育人材を確保することがますます重要な課題となっています。

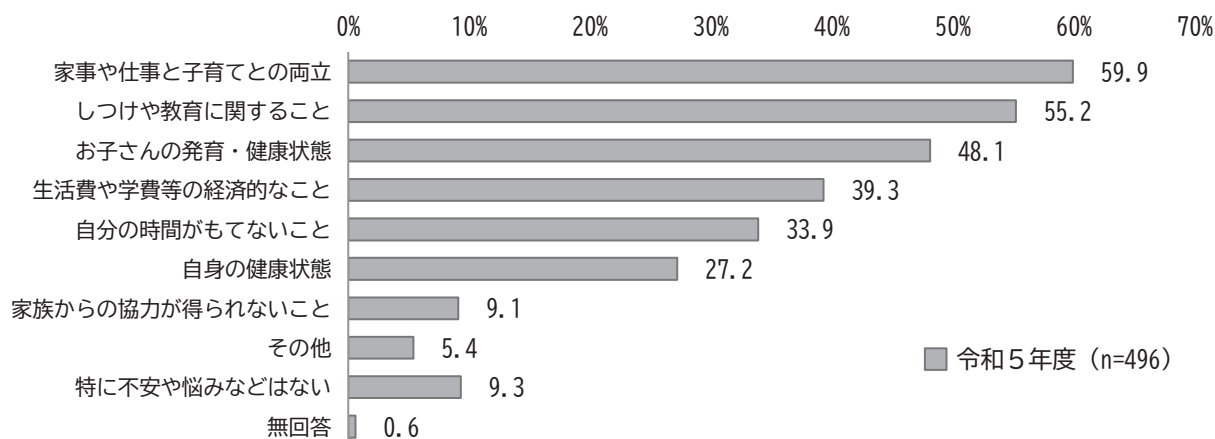
保健医療の分野においても、子どもの心身の健やかな成育のみならず、保護者や妊産婦の健康保持、育児不安の軽減などメンタルヘルスへの支援も含め、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が求められています。また、休日や夜間に受診できる医療機関の周知が十分ではないことが明らかになっており、情報について就学前児童保護者の21.2%、小学生保護者の22.1%が知らないと回答しています。

子育て家庭が孤立せず、必要な支援を受けられる環境を整備するためには、保護者が妊娠・出産・育児に関する悩みや不安を気軽に相談できる体制が求められています。高いニーズがある「助産師・保健師の家庭訪問」や「妊婦面接」などを全ての家庭に提供し、支援が必要な家庭を早期に把握して適切に対応することが重要です。そのため、妊娠期から子育て期にわたる支援をより強化し、子育て家庭がいつでも必要な支援を受けられるようにするため、令和4年6月の児童福祉法改正により、子育て世代包括支援センターと市町村子ども家庭総合支援拠点の機能を一体化した「こども家庭センター」の設置が義務付けられました（努力義務）。

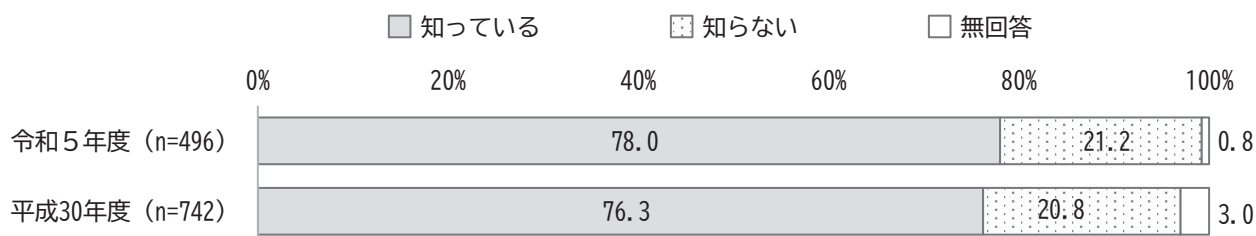
この新たな体制を整備することで、子育て家庭が孤立せず、地域全体で支え合う環境を作り出すことが期待されています。



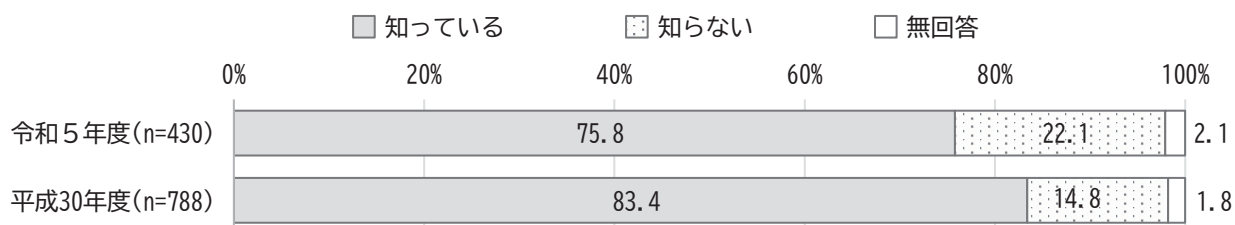
【子育てでどのような不安や悩みがあるか（就学前児童保護者）】



【休日や夜間に子どもが受診できる医療機関を知っているか（就学前児童保護者）】



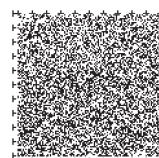
【休日や夜間に子どもが受診できる医療機関を知っているか（小学生保護者）】



方向性

本市では、全ての子育て家庭が安心して妊娠・出産・子育てを行えるよう、時代のニーズを踏まえた支援を展開していきます。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を通じて、妊産婦及びその家族が安心して子育てし、子どもや若者が健やかに成長できる環境を整備します。

令和7年4月に、母子保健部門と児童福祉部門を統合・再編し、国分寺市いずみプラザに「こども家庭センター」を設置します。母子保健・児童福祉の両機能の連携協働を深め、地域の全ての妊産婦・子育て家庭への支援を実施し、子育て支援や児童虐待への予防的な対応から、特に子育てに困難を抱える家庭への支援まで、ポピュレーションアプローチ（集団全体への働きかけ）

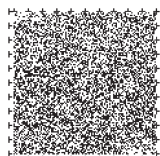


とハイリスクアプローチ（特に支援が必要な家庭への働きかけ）を両輪として対応することや、他分野との協働や妊娠期から子育て期にわたるライフステージの変化において切れ目のない支援を一体的・継続的に行います。

保健医療面においては、乳幼児等の健康診査を実施し、子どもの健康増進や病気の早期発見、子育て支援に努めるとともに、妊娠期からの健康教育や情報提供、相談事業を実施します。休日や夜間の診療体制を確保し、子育て家庭が緊急時にも医療を受けられる環境整備を進めます。

保育に関しては、保護者の就労等の有無にかかわらない保育や一時預かりなど、多様なニーズに対応するため、保育所の受け入れ体制を強化し、個別相談を通じて保護者に適切な保育サービスを提供します。質の高い保育を提供するため、保育人材の確保と定着を図るための研修や支援を進めます。

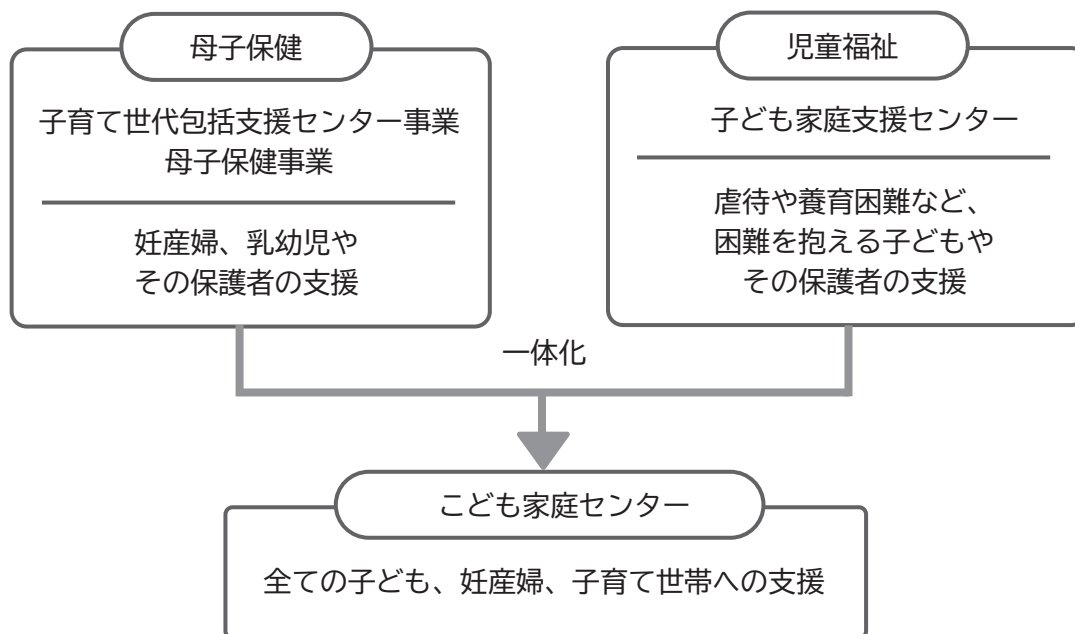
全ての子どもが健やかに成長できるよう、子育て家庭へのサービスを充実します。





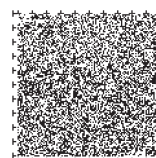
全ての子ども、妊産婦、子育て世帯を対象に、継続的・包括的支援を行う機関として、令和7年4月に「国分寺市立こども家庭センター」を国分寺市いずみプラザに設置します。

保健師・栄養士・歯科衛生士・社会福祉士・保育士などの専門職が、妊娠、出産、子育てについての相談に応じるほか、子どもの虐待やヤングケアラー支援についても、各関係機関と連携しながら、包括的に取り組みます。



▶主な事業

妊娠・出産	子育て	そのほか
●妊娠届出・母子手帳交付 ●妊婦健康診査 ●ゆりかご・こくぶんじ面接 ●両親学級 ●妊婦訪問	●離乳食講習会 ●乳幼児健康診査 ●産婦・新生児訪問 ●産後ケア事業 ●産後家事・育児支援ヘルパー派遣 ●ショートステイ	●ヤングケアラー支援 ●児童虐待に対する相談 ●養育家庭（里親）普及啓発



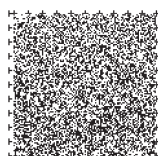
重点事業

通番 17	出産・子育て応援事業	こ家	子育て相談室
事業内容	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき「妊婦等包括相談支援事業」と「妊婦のための支援給付」を一体的に実施する。妊娠届出時面接（ゆりかご・こくぶんじ面接）、妊娠8か月アンケート、産婦・新生児訪問（乳児家庭全戸訪問）、ファーストバースデーサポート事業等を行い、妊娠期から切れ目のない支援を実施する。		
事業目標	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施し、出産や子育てに関する不安軽減を図る。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	①ゆりかご・こくぶんじ面接率	①98.7%	①100%
	②妊娠8か月アンケート回答率	②57.5%	②60%
	③ファーストバースデーサポート実施率	③99.6%	③100%

第5章 子ども・子育て支援事業計画にも記載のある事業（p.107・114・124）

通番 18	地域子育て相談機関の整備	新	こ家	子育て相談室
事業内容	子育て家庭の不安の軽減や状況把握の機会を増やすために、親子ひろば事業実施場所等の子育て家庭が日常的に相談できる場所に地域子育て相談機関を整備する。また、支援が必要な子育て家庭に対し、こども家庭センターと情報共有して必要な支援につなぎ、継続的な見守りを行う体制を構築する。			
事業目標	子育て家庭が身近に相談できる相談機関を整備することで、子育て家庭と継続的につながり、子育て家庭の孤立を防ぐ。			
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標	
	①地域子育て相談機関の設置数	—	①3か所	
	②こども家庭センターとの連携会議開催回数		②10回	

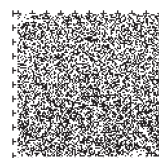
通番 19	両親学級	こ家	子育て相談室
事業内容	妊婦とその家族に、妊娠・出産・育児に関する情報（母子保健サービスの情報を含む）を提供するとともに、地域での仲間づくりの機会を提供する。		
事業目標	妊婦とその家族が、安心して出産・育児ができるよう子育てに係る不安軽減を図る。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	両親学級参加率（初妊婦の参加率）	57.9%	60.0%



通番 20	離乳食講習会	こ家	子育て相談室
事業内容	乳幼児の発達段階に応じて、1回食、2・3回食を実施する。1回食は4～6か月児の保護者を対象に、栄養講話・「なめらかにつぶした状態」の体験・冷凍方法の説明など、2・3回食は6～11か月児の保護者を対象に栄養講話・歯科講話・食材料の目安量や歯ブラシの見本の展示などを行う。また、必要に応じて、保健師や歯科衛生士等の各種相談へつなぐ。		
事業目標	保護者に対して離乳食に関する知識の普及を図り、母子の健康保持・増進に努める。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	対象月齢児がいる家庭のうち、離乳食講習会を受講した家庭の割合 ①1回食 ②2・3回食	①35.4% ②26.0%	①40% ②30%

通番 21	産後ケア事業及び産後家事・育児支援事業	こ家	子育て相談室
事業内容	産後に心身の不調や育児不安等がある者、家族等から十分な支援を受けることが困難である者に対し、医療機関と助産所において身体的・心理的ケアや育児に関する指導・相談等を通所（デイサービス）型と短期入所（ショートステイ）型で行う産後ケア事業を実施する。また、乳児期の子どもを育てる家庭の孤立や産後うつ病を防ぐため、ヘルパーを派遣する産後家事・育児支援事業を実施する。		
事業目標	妊産婦・乳幼児等の健康保持及び増進に関する包括的な支援を行うことで、育児不安や育児負担の軽減を図る。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	①産後ケア事業申請者率 ②産後家事・育児支援事業派遣世帯数	①27.5% ②85世帯	①30.0% ②100世帯

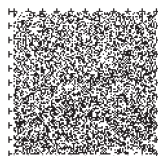
第5章 子ども・子育て支援事業計画にも記載のある事業（p.125 産後ケア事業）



通番 22	乳幼児健康診査 (3～4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査)		子育て相談室
事業内容	各専門職が対象児の疾病の早期発見や虐待予防、育児支援の視点を持って関わり、身体発育状況や栄養状況等子どもの健康状態を確認する。また、必要な保護者には育児相談の機会を設けて育児に関する情報提供をするとともに、関係機関への情報共有を行う。		
事業目標	乳幼児健康診査により、疾病の早期発見や虐待予防に努めて医療機関や児童福祉等の関係機関と連携を図るとともに、保護者が専門職に相談する機会を設けることで、育児不安の軽減を図る。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	①3～4か月児健康診査受診率 ②1歳6か月児健康診査受診率 ③3歳児健康診査受診率 (受診が困難な場合に保健師の訪問等で状況を把握できたケースを含む)	①99.7% ②99.3% ③99.2%	各健診 100%

通番 23	休日診療・休日準夜診療事業		健康推進課
事業内容	日曜日・祝日・年末年始の日中及び準夜に外来急病患者に対する診療を行う事業。医師会・歯科医師会に委託し、市内医療機関の輪番方式で実施する。		
事業目標	休日診療・休日準夜診療を実施する。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	休日診療、休日準夜診療の診療機関数	医科：2 医療機関 歯科：1 医療機関	医科：2 医療機関 歯科：1 医療機関

通番 24	乳幼児・義務教育就学児・高校生等医療費助成事業		子ども子育て支援課
事業内容	乳幼児から高等学校の就学期までの子どもの医療費の自己負担分を助成する。 *義務教育就学期から高等学校の就学期までの子どもについては、通院1回につき200円の一部負担金があります。また、市の独自事業として、高等学校の就学期までの子どもを養育している世帯への所得制限を撤廃しています。		
事業目標	高等学校の就学期までの子どもの医療費の自己負担分を助成することで、経済的な負担を軽減する。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	医療費助成の実施	実施 (参考：受給者 19,739 人)	継続実施



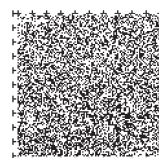
通番 25	保育コンシェルジュ事業		保育幼稚園課
事業内容	保育コンシェルジュが、保護者からの相談を受け、関係者機関との連絡・調整を行い、利用者目線で、個別ニーズに寄り添った相談・助言、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設を円滑に利用できるようサポートする。		
事業目標	保育コンシェルジュが、家庭それぞれのニーズに合った教育・保育施設等を利用できるようサポートする。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	①保育コンシェルジュの配置人数 ②サポート件数	①2人 ②670件	①2人 ②775件

第5章 子ども・子育て支援事業計画にも記載のある事業 (p. 107)

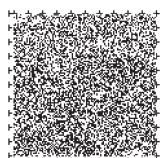
通番 26	未就園児の定期的な預かり事業	新	保育幼稚園課
事業内容	保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所、幼稚園等を利用していない主として0歳児から2歳児を保育所等で定期的に預かり、多様な他者との関わりによる様々な体験や経験を通じて、非認知能力の向上等、子どもの健やかな成長を図ることや、支援が必要な家庭をそれまで利用していなかったサービスにつなぎ継続的な支援をすることにより、在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安軽減等、子育て支援の充実を図る。国の「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」及び東京都の「多様な他者との関わりの機会の創出事業」に基づき実施する。		
事業目標	保護者の就労等の有無にかかわらず、乳幼児期から他者と関わる機会を確保し、在宅子育て家庭の孤立を防ぐ。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	実施施設数	—	12施設

第5章 子ども・子育て支援事業計画にも記載のある事業 (p. 126)

通番 27	保育人材の確保・定着のための取組	新	保育幼稚園課
事業内容	保育士等宿舍借上支援事業、保育体制強化事業、保育士等キャリアアップ事業などの施設に対する補助を実施する。また、私立保育園長会との共催による保育士等の採用に向けた相談会などの取組も実施する。		
事業目標	継続的に安定した保育所等の運営が行われるよう、保育の担い手である保育人材の確保・定着のための取組を実施する。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	補助金交付施設数 ①保育士等宿舍借上支援事業 ②保育体制強化事業	①38施設 ②26施設	①40施設 ②31施設



通番 28	基幹型保育所システム事業		保育幼稚園課
事業内容	保育士等の資質・知識向上等を図るため各種研修・職種別連絡会を実施する。また、巡回相談を実施し、一人ひとりの子どもの特性、発達状況に合った適切な保育等について専門的な視点から助言等を行う。重大事故、不適切保育の未然防止のため、定期的なサポート巡回等を実施する。保育所等と小学校との円滑な接続のため、学校訪問等を行う。		
事業目標	子ども一人ひとりの主体性を尊重し、乳幼児期の重要性や特性を踏まえた保育の質の維持・向上等を図る。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	主要事業の実施回数 ①保育に関する各種研修 ②巡回相談 ③サポート巡回	①11回 ②各施設2回 ③各施設1回	①12回以上 ②各施設2回以上 ③各施設1回以上



施策2 特に配慮が必要な子育て家庭を支援します

現状 課題

ひとり親家庭や障害のある子どもや若者、医療的ケア児がいる家庭など、様々な事情により子育てに困難を抱える家庭が存在しています。これらの家庭は、経済的な不安定さ、時間的な制約、心理的な負担等の課題に直面しています。

ひとり親家庭では、保護者が子育てと生計の維持を一人で担っているため、特に経済的に困難となっていることが多く見られ、生活の安定を図るための職業訓練や経済的自立を促進する支援が必要です。

また、障害のある子どもや若者、医療的ケア児も、その特性に応じた支援を受けられる環境を整備することが重要です。障害がある子どもや若者に対する包括的な支援体制を構築し、地域での健やかな成長を支えるためには、専門的なケアやサポートが求められます。さらに、医療的ケア児の介護は、家族の大きな負担となることが多く、保護者やきょうだいが十分な休息や生活の時間を確保することが難しい状況にあります。このため、家族の負担を軽減し、安心して生活できるようにするための支援が必要です。

このような現状を踏まえ、特に配慮が必要な子育て家庭に対しては、重層的支援体制整備事業※等を活用した支援を行っています。包括的な相談・支援体制の下、多様なニーズと特性に応じた支援をさらに充実させることで、全ての子どもが健やかに成長できる社会を目指す必要があります。

※地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う事業です。

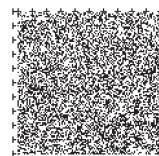
方向性

ひとり親家庭には、児童扶養手当などの経済的支援を行うとともに、自立を支援するための基盤づくりとして、就業や資格取得の支援を強化し、ひとり親が安心して生活を営むことができる環境を整えます。

障害のある子どもや若者が、保育・教育のサービスを受けられるよう障害や発達の特徴を早期に把握し、保健、福祉、教育など各分野と連携した相談支援体制を整備して、必要な障害福祉サービス等を適切に提供します。

医療的ケア児には、医療的ケア児コーディネーターを配置して専門的な支援を提供するとともに、地域における連携体制を強化します。また、医療的ケアを担う家族への負担軽減のため、訪問看護師の派遣を行い、レスパイトケア（在宅で介護をしている家族が休息を取れるようサポートするサービス）の充実を図ります。

多様なニーズと特性に応じて、各分野で連携し、特に配慮が必要な子育て家庭を支援します。

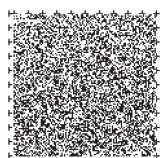


重点事業

通番 29	児童福祉分野と母子保健分野の一体的な相談支援体制の構築 新 こ家			子育て相談室
事業内容	切れ目のない一体的な相談支援体制の構築のため、母子保健分野と児童福祉分野が定期的に合同で会議を実施し、両分野の機能を踏まえた支援について検討してサポートプランを作成する。			
事業目標	母子保健分野と児童福祉分野が連携してサポートプランを作成し、妊娠期から子育て期に様々な困難を抱える家庭を支援する。			
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標	
	児童福祉分野と母子保健分野の合同会議実施回数	—	24回	

通番 30	母子・父子自立支援プログラム策定事業		生活福祉課
事業内容	ひとり親家庭等の親の自立を促進するために、ひとり親家庭等の親の相談を受け、個々の状況やニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、継続的な自立・就業支援を行う。		
事業目標	ひとり親家庭等の親を対象に、個々の状況や目標に応じた自立支援プログラムを策定し、支援する。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	自立支援プログラム策定件数	4件	10件

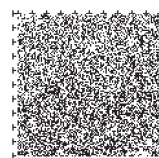
通番 31	ひとり親家庭自立支援給付金事業	生活福祉課	
事業内容	ひとり親家庭の親の就業につながる能力開発や資格取得及びひとり親家庭の児童の進学を支援するため、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の給付金を支給する。		
事業目標	ひとり親家庭に教育や職業訓練を支援するための給付金を支給することで経済的な自立の促進を図る。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	ひとり親家庭を対象とした自立支援給付金事業等の利用者数	5人	10人



通番 32	児童に対する発達相談及び支援体制の整備・充実	新	子育て相談室
事業内容	障害や発達に課題のある児童に対し、児童発達支援センターつくしんぼにおいて、児童発達支援、保育所等訪問支援など、相談から療育までの総合的な支援を行う。		
事業目標	地域における障害児支援の中核機関として、保健・教育・福祉各分野と連携し、障害や発達に課題のある児童やその保護者を地域で支える体制を構築する。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	①施設訪問等による地域支援回数 ②初回相談支援件数	①110 件 ②255 件	①302 件 ②285 件

通番 33	障害児保育事業		保育幼稚園課
事業内容	保護者が安心して希望する保育所等に児童を預けられる状況を確保し、心身に障害のある児童が、適切な環境で保育を受けられるよう支援するため、保育士等の加配を行った事業所に対し、補助を行う。		
事業目標	保育施設に対する職員の加配等にかかる補助を行い、保育事業者が障害児を受け入れやすい環境を整備する。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	障害児保育加配補助金の交付	実施 (参考：55 件)	継続実施

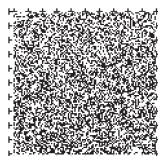
通番 34	障害児支援の提供体制の整備		障害福祉課
事業内容	児童のライフステージに応じた切れ目のない支援と、保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等と連携した支援を提供する体制を整備する。		
事業目標	児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用希望者が、個々のニーズに応じて事業所を利用できる体制を整備する。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	児童発達支援及び放課後等デイサービスの年度末月における月間の利用人数 ①児童発達支援 ②放課後等デイサービス	①198人 ②274人	①240人 ②380人



通番 35	障害児相談支援		障害福祉課
事業内容	障害児通所支援等の利用者の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画を作成する。		
事業目標	障害児相談支援を希望する全ての人が利用できる体制を構築し、相談支援の質の向上を図る。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	障害児相談支援の年度末月における月間の利用人数	91人	166人

通番 36	医療的ケア児の支援	新	障害福祉課
事業内容	医療的ケア児コーディネーター※を配置し、多分野にわたる各機関との橋渡し役を担うとともに、病院から地域生活への移行支援や、必要な地域資源の情報提供を行う。 ※保健・医療・福祉・教育等の他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割があります。		
事業目標	医療的ケア児や家族の福祉の向上を図る相談体制を構築する。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	医療的ケア児関係者会議実施回数	3回	3回

通番 37	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業	新	障害福祉課
事業内容	重症心身障害児（者）または医療的ケア児とその家族の福祉の向上のため、事業を訪問看護事業所に委託し、支援が必要な家庭に看護師を派遣して、家族等が日常的に行っている医療的ケアや療養上の行為を家族等に代わって行う。		
事業目標	重症心身障害児（者）または医療的ケア児を介護する同居の家族等の健康保持や負担軽減、就労等を支援する。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	医療的ケア児がいる世帯のうち、事業を利用した世帯の割合	—	25%





コラム

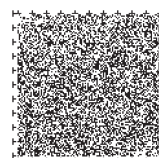
医療的ケア児とは



医療的ケア児とは、日常生活や社会生活を営むために、恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、たんの吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童のことです。

医療的ケア児の健やかな成長とその家族の離職防止のため、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切で切れ目のない支援をすることが重要です。

本市における取組については、第4章 通番36「医療的ケア児の支援」・通番37「重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業」（p. 86）に記載しています。



基本目標Ⅲ 子どもや若者、子育て当事者一人ひとりが地域で安心して 子育て子育てできる環境を整えます

施策1 子どもや若者の居場所を充実します

現状 課題

女性の就業率の増加やフルタイムでの就労形態の普及により、放課後に子どもたちが安全に、安心して過ごせる場所へのニーズが高まっています。また、その場所には、保育機能だけでなく、学習支援や多様な学びの機会の提供も必要とされています。アンケート調査によると、小学生は自宅を除くと「学校（学童保育所を含む）」「図書館、公民館、公園」を安心できる場所と感じており、12歳から18歳の中学生・高校生年代では「学校」や「インターネット空間（SNSやYouTube、オンラインゲームなど）」がホッとできる場所として挙げられています（p.42）。また、中学生・高校生年代では「家や学校以外で平日の夕方や夜まで過ごせる場所」や「静かに勉強できる場所」のニーズが高いことがわかっています。

こうした現状から、全ての子どもや若者が自由に集まり、自分らしく過ごせる居場所を地域で提供する必要が高まっています。この居場所は、物理的な場だけでなく、オンライン空間や活動など多様な形態を含むことが重要です。

さらに、居場所づくりにおいては、子どもや若者の視点を重視し、本人たちの意見を積極的に取り入れることが求められており、子どもや若者が自ら選んだ場所で自分らしく過ごすことができる環境が必要とされています。

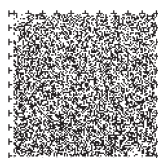
方向性

全ての子どもや若者が安心して過ごせる居場所を充実させるため、様々な子どもや若者の声を聴き、その視点に立った居場所づくりを進め、自分に合った居場所を見つけられるよう必要な情報を発信します。

既存の公設学童保育所が狭あいになっている地域では、新たな学童保育所を整備し、引き続き放課後子どもプランと連携することや、児童館ランドセル来館事業などにより、子どもたちが放課後に安全で充実した時間を過ごせる環境を整備します。

さらに、児童館や公民館、国分寺市プレイステーションなどにおいて、子どもたちが地域の人々との交流や様々な体験、学びを通じて成長し、社会性や自己肯定感を育む機会を提供します。

地域において、全ての子どもや若者が自分らしく自由に過ごせるよう、子どもや若者の居場所を充実します。



通番 38	地域の子どもの居場所づくりの推進		子ども若者計画課
事業内容	子どもや若者の視点に立って、地域資源を活用しながら居場所づくりを行い、子どもや若者に居場所の情報を届ける。		
事業目標	全ての子どもや若者が地域で安全かつ安心して過ごせる居場所づくりを行い、必要な時に必要な自身の居場所を選べる環境を整える。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	子どもの居場所づくり関係者懇談会開催回数	3回	3回



コラム

子どもや若者の居場所



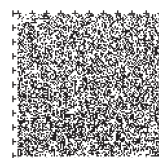
子どもや若者は地域や学校など様々な場所において、安全・安心な環境の下、大人や同年齢・異年齢の子どもや若者同士での関わりを持つことで成長します。しかし、地域コミュニティの変化等により、子どもや若者が居場所を持つことが難しくなっています。

全ての子どもや若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ち、様々な体験活動や学びを通じて、身体的・精神的に幸せな状態で成長できるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する必要があります。

居場所とは、特定の場所のみを指す言葉ではありません。場所・時間・人との関係、これら全てが、子どもや若者にとっての居場所となり得ます。どこを居場所とするか、そこでどう過ごすのかは、子どもや若者が主体的に決めていくことが大切です。

居場所づくりを推進するには、子どもや若者の視点に立って、その声を聴きながら取組を進めることが重要です。同時に、居場所づくりに取り組む団体や有識者などの意見を聴いて、ともに協力しながら進める必要があります。

また、居場所づくりに当たっては、子どもや若者同士、また幅広い地域住民との交流など、つながりを提供する視点と、個別のニーズに対応したきめ細やかな支援を提供する視点があります。障害のある子どもや若者、不登校児童・生徒など、様々な状況や特性がある子どもや若者が、身近な地域において、それぞれのライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができるよう、多様な居場所づくりに取り組む必要があります。

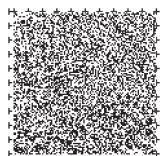


通番 39	学童保育所整備事業		子ども若者計画課
事業内容	【公設】第八小学校区について、既存の公立学童保育所が特に狭あいとなっているため、「子ども・子育て支援事業計画」及び「放課後児童対策パッケージ」に基づき、学校敷地内等に「校内交流型」※の公設学童保育所を新たに整備し、放課後子どもプラン（放課後子供教室）と連携して実施する。設計を令和6年度に、建設工事を令和7、8年度に行い、令和8年度中の開所を目指す。また、老朽化した学童保育所の修繕を必要に応じて実施する。 ※学童保育所と放課後子どもプランを統合（一の事業として行う。）することではなく、現在行われているような、同一の小学校等において両事業が実施され、プログラム等の共有を通じ、学童保育所の児童が放課後子どもプランに参加できるものをいいます。 【民設】民設民営学童保育所設置事業者を公募し、選定された事業者に対して、整備に要する経費の一部について補助を行う。		
事業目標	学童保育所の狭あい解消と入所児童の保育環境向上のため、学童保育所の整備を進める。なお、整備に当たっては、「子ども・子育て支援事業計画」及び「放課後児童対策パッケージ」に基づき、学校敷地内に「校内交流型」の公設学童保育所を新たに整備し、放課後子どもプラン（放課後子供教室）と連携して実施する。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	学童保育所（公設・民設）の施設数	34 施設	47 施設

第5章 子ども・子育て支援事業計画にも記載のある事業（p.110）

通番 40	放課後子どもプラン		社会教育課
事業内容	学校や地域、学童保育所と連携しながら、学校の施設を利用して、大人の見守りの中、校庭等で自由に遊べる「遊びの場」、特別教室等で学習できる「学びの場」、様々な体験を行い地域の方と交流する「体験・交流の場」等、子どもたちが放課後の時間を安心して過ごすことのできる居場所を提供する。		
事業目標	市内小学校全 10 校で学童保育所の児童も含む市内在住の小学生全員が参加できる「 <u>連携型</u> 」※として実施する。そのうち 8 校は「校内交流型」として実施していく。「連携型」を実施していくにあたっては、学校施設の活用方法及び学童保育所の児童の放課後子どもプラン参加方法等について適宜子ども家庭部、教育部、学校等が連携して適切に決定していく。 ※学童保育所が学校敷地内にあるかどうかにかかわらず、学童保育所の児童含む全ての市内在住の小学生が放課後子どもプランに参加できるものをいいます。		
数値目標	指標	令和 5 年度実績	令和 11 年度目標
	延べ利用人数	85, 527 人	87, 570 人

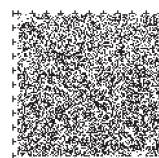
第5章 子ども・子育て支援事業計画にも記載のある事業（p.112）



通番 41	児童館における行事の充実		子ども子育て支援課
事業内容	児童館における行事等の充実や施設のPRに努め、子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所として、乳幼児期、児童期及び思春期の発達段階に応じた子どもたちの健全な遊びや健康の増進、情操を育むことを支援する。また、地域社会との連携及び地域の高齢者・学生等との多世代交流を図りながら、様々な行事等を実施することで、子どもたちの健全育成を進める。		
事業目標	地域と連携しながら、発達段階に応じた様々な行事を充実させることで、子どもの健全な遊びや健康の増進、情操を育むことを支援し、子どもたちにとって安全に安心して過ごせる居場所を提供する。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	①全児童館延べ来館者数 ②全児童館行事実施回数	①157,624人 ②1,230回	①175,000人 ②1,300回

通番 42	児童館ランドセル来館事業	新	子ども子育て支援課
事業内容	保護者の就労や介護など家庭での保育が困難な場合において、児童が下校後にランドセル等を持ったまま学校から直接児童館に来館し、児童館職員の見守りの下、放課後の時間を安全に安心して過ごすことが出来る環境を確保する。		
事業目標	市内全ての児童館において、児童の放課後の居場所の選択肢を増やすことにより公設学童保育所の狭あい状況の緩和を進め、児童が安全に安心して過ごせる居場所を提供する。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	ランドセル来館登録児童数	14人	48人

通番 43	公民館子ども対象事業		公民館課
事業内容	市内全公民館において、子どもを対象に、芸術、文化、科学、スポーツなど様々な分野の事業を実施する。		
事業目標	子どもたちが自ら公民館に興味を持ち、集うように、創意工夫して事業を充実させる。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	子ども対象事業実施数	25 事業	25 事業



通番 44	国分寺市プレイステーション事業		子ども子育て支援課
事業内容	環境整備と安全確保に必要な人数のプレイリーダーを配置し、子どもたちの遊びへの支援を行い、様々な経験ができる場所を作る。また、地域で孤立しがちな乳幼児とその保護者、妊婦等とその家族に対して、子育てする保護者と子の交流等、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。		
事業目標	国分寺市における青少年の健全育成を図るため、青少年がいきいきと安全に遊べる遊び場や乳幼児とその保護者等が、遊びと交流及び相談ができる場を提供する。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	①開場日数 ②利用者数	①268 日 ②25,574 人	①268 日 ②26,000 人



国分寺市プレイステーション

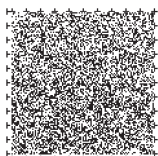


国分寺市プレイステーションは、青少年のための冒険遊び場です。子どもたちがいきいきと安全に遊べるように、プレイリーダーと呼ばれる大人が見守っています。また、親子ひろばを併設しており、乳幼児とその保護者、妊婦等とその家族が遊びや交流をすることができます。

この施設では、体を使って遊べる遊具を全て手作りしており、穴掘り、野外料理、水遊び、木工作、粘土野焼、基地作り、畑作りなど、自然の中で自由に遊ぶことができます。

〈施設概要〉

場 所：国分寺市東戸倉2丁目28番地4

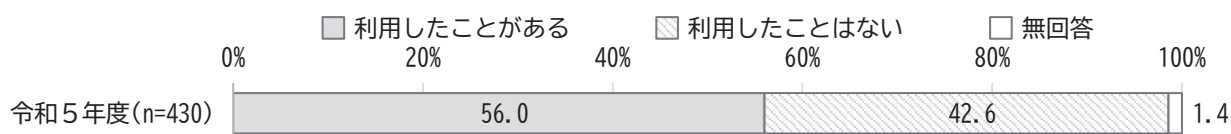


施策2 子育て家庭と地域の交流を推進します

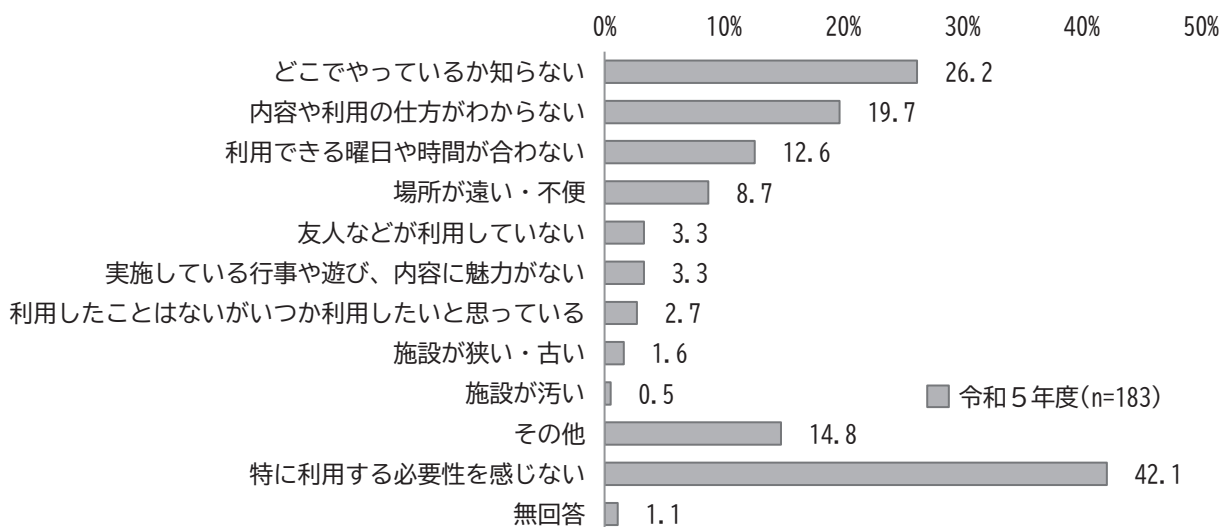
現状 課題

少子高齢化や核家族化の進行により、地域と家庭のつながりが希薄になり、子育て家庭の孤立が深刻化する懸念があります。特に、妊産婦や乳幼児期の子育て家庭の孤立は、保護者の育児不安や、育児ストレスの増大につながる可能性があります。子育て家庭が地域社会とつながり、困ったときに気軽に相談できる環境整備が必要です。また、アンケート調査によると、親子ひろばの利用について、42.6%の保護者が「利用したことがない」と回答しており、その理由として「どこでやっているか知らない」という声が多くあります。子育て家庭が利用できる支援について、必要とする情報が届くよう適切に情報発信を行う必要があります。

【親子ひろばを利用したことがあるか（就学前児童保護者）】



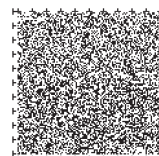
【親子ひろばを利用しない理由（就学前児童保護者）】



方向性

地域全体で子育てを支える仕組みを構築するため、地域の子育て支援活動に携わる人材の育成や専門性向上を図るとともに、地域の関係機関や子育て支援団体とのネットワークを強化し、相互の連携を促進します。

また、乳幼児やその保護者が気軽に利用できる育児相談の場や、親子で交流できる機会、園庭開放や親子で保育を体験できる場を提供するなど、地域の施設を活用し、子どもたちがいきいきと自然に触れながら安全に過ごせる環境を整えます。



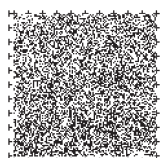
妊婦、乳幼児とその保護者の交流を促進し、適切な情報発信や支援機能を充実させることで、子育て家庭の不安感等の軽減を図るなど、子育て家庭と地域の交流を推進します。

重点事業

通番 45	地域における子育て支援体制づくり	新	こ家	子育て相談室
事業内容	子育て支援活動団体等と関係機関によるネットワークを構築し、支援活動団体等と関係機関が交流や意見交換する場を提供する。また、子育て支援活動に関心がある人を支援活動団体につなぎ、活動支援を行う。			
事業目標	子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図り、地域における子育て支援活動団体等や子育て支援の関係機関によるネットワークを構築して相互の連携を強化することで、妊産婦及び子育て家庭を支援する。			
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標	
	①交流等の場の提供回数	①2回	①3回	
	②活動支援延べ件数	②32件	②35件	
	③活動の場の提供（こっこっこ月間）	③1回	③1回	

通番 46	保育所等における地域子育て支援事業	新	保育幼稚園課
事業内容	市内の保育所等において、地域の子育て家庭を対象とした育児相談の場を設け、園庭開放や親子で保育を体験できる場を提供する。また、育児に役立つ知識など子育てに関する有用な情報を定期的に発信する。		
事業目標	育児相談の場を設けて子育て情報を提供することや、園庭開放や親子で保育を体験できる場の提供することで、地域の子育て家庭の育児不安の軽減を図る。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	地域子育て支援事業実施施設数	16施設	25施設

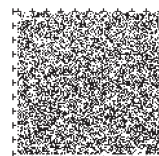
通番 47	こくぶんじ青空ひろば		子ども子育て支援課
事業内容	地域の中で孤立しがちな乳幼児とその保護者、妊婦等とその家族に対して、戸外において、安心して過ごせる場を提供することで、地域において子育てを共に見守り、支え合う環境をつくる。また、子どもたちの豊かな成長のため、児童に対しいきいきと安全に過ごせる場を提供し、併せて戸外での自主的な遊びを促して、生活に根ざした遊びを展開する等の活動を行う。		
事業目標	乳幼児及びその保護者や児童が、野外でいきいきと安全に遊べる場を提供する。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	こくぶんじ青空ひろばの利用者数	15,949 人	16,100 人

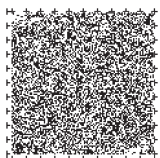


通番 48	親子ひろば事業の充実		こ家	子育て相談室
事業内容	妊婦、乳幼児とその保護者が相互に交流できる場や子育て関連情報を提供し、子育て支援の講習会や地域支援活動を実施する。また、子育てに関する相談及び援助を行う。			
事業目標	妊婦、乳幼児とその保護者の交流を促進し、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、子育ての不安感等を軽減し、子どもの健やかな育ちを支援する。			
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標	
	①親子ひろばにおける講習会等実施回数	①月1回	①月1回以上	
	②事業者連絡会実施回数	②年6回	②年10回	
	③支援者研修実施回数	③年1回	③年1回	

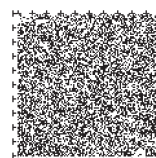
第5章 子ども・子育て支援事業計画にも記載のある事業 (p.119)

通番 49	公民館における保育・託児付事業の実施		公民館課
事業内容	公民館全5館で保育室対象事業を実施する。		
事業目標	保育・託児付の事業を実施することで、就学前の子どもがいる保護者や、公民館で活動するグループの学習活動を支援する。		
数値目標	指標	令和5年度実績	令和11年度目標
	保育・託児付き事業の実施数	31事業	31事業以上





第5章 子ども・子育て 支援事業計画



1 「子ども・子育て支援事業計画」について

第1章に記載のとおり、本計画は、「子ども・子育て支援事業計画」をはじめとして、様々な計画を包含し、複数の位置づけを持つものとなっています。

第5章では、主に子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」として、同法に定められた事業等について、各年度の量の見込み及びその確保の方策等を記載しています（一部第4章にも記載しています）。

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

本計画では、この教育・保育の提供区域について、宅地開発の人口変動等による教育・保育ニーズの状況変化にも全市域で柔軟に対応し、教育・保育の提供を行うため、前回計画同様に、市全域を1つの区域と決めました。



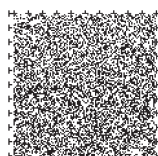
コラム

教育・保育給付認定



平成27年4月から始まった「子ども・子育て支援制度」により、幼児教育・保育施設を利用する子どもの保護者は、「支給認定」を受ける必要があります。支給認定は、子どもの年齢、保育の必要性の有無等により、3区分に分けられます。

1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、幼稚園、認定こども園での教育を希望する場合
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保護者の就労、疾病などの事由により、保育所、認定こども園等での保育を必要とする場合
3号認定	満3歳未満の子どもで、保護者の就労、疾病などの事由により、保育所、認定こども園等での保育を必要とする場合



3 人口の見込み

「子ども・子育て支援事業計画」で定めるサービスの対象となる0歳から11歳までの子どもの人口は、国分寺市人口ビジョン（第3版）（令和5年12月策定）の数値に、令和6年度実績値を反映し推計しました。

人口ビジョンでは、コホート要因法※を用いて人口推計を行っています。具体的には、令和5年4月1日住民基本台帳人口（日本人・外国人の総数）を基準とし、これに生残率、出生率及び純移動率を乗じて将来人口を算出しています。

この人口推計によると、0歳から11歳までの子どもは、令和6年度をピークに減少することを想定しています。

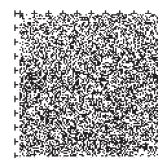
なお、0歳から5歳児までの子どもは、令和3年度をピークに減少に転じています。

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	866	857	845	836	830
1歳	916	898	889	876	861
2歳	995	916	898	889	876
3歳	1,031	1,000	921	902	894
4歳	1,064	1,041	1,010	929	910
5歳	1,065	1,069	1,046	1,015	933
6歳	1,157	1,082	1,086	1,062	1,031
7歳	1,166	1,164	1,087	1,093	1,068
8歳	1,202	1,170	1,168	1,091	1,097
9歳	1,213	1,209	1,177	1,175	1,096
10歳	1,114	1,222	1,218	1,186	1,184
11歳	1,118	1,117	1,226	1,222	1,189
0歳から5歳計	5,937	5,781	5,609	5,447	5,304
0歳から11歳計	12,907	12,745	12,571	12,276	11,969

（各年度4月1日時点）

※同年又は同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法のことです。

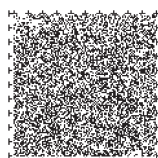


4 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等

各認定区分に応じた量については、以下のとおり見込み、確保方を定めました。

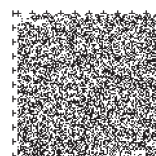
令和7年度

		令和7年度				
		1号認定	2号認定	3号認定		
				2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		3,160		995	916	866
量の見込み（A）		1,212	1,948	689	618	237
確保方策						
特定教育・保育施設	幼稚園 保育所 認定こども園	129	2,062	655	581	300
未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	1,083	－	－	－	－
特定地域型保育事業	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育等	－	－	8	8	4
企業主導型保育施設の地域枠		－	－	8	8	3
認可外保育施設	認証保育所など 上記以外の施設	－	19	14	14	8
確保方策合計（B）		1,212	2,081	685	611	315
過不足（C）＝（B）－（A）		0	133	▲4	▲7	78
3号認定保育利用率（％） （D）＝（B）／児童数（推計）		－	－	68.8	66.7	36.3
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（E）		0	0	0	0	0
確保後の過不足（C）＋（E）		0	133	▲4	▲7	78



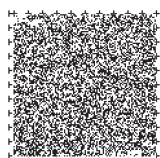
令和8年度

		令和8年度				
		1号認定	2号認定	3号認定		
				2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		3,110		916	898	857
量の見込み（A）		1,161	1,949	637	607	229
確保方策						
特定教育・保育施設	幼稚園 保育所 認定こども園	117	2,086	663	589	300
未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	1,044	－	－	－	－
特定地域型保育事業	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育等	－	－	8	8	4
企業主導型保育施設の地域枠		－	－	8	8	3
認可外保育施設	認証保育所など 上記以外の施設	－	－	6	6	3
確保方策合計（B）		1,161	2,086	685	611	310
過不足（C）＝（B）－（A）		0	137	48	4	81
3号認定保育利用率（％） （D）＝（B）／児童数（推計）		－	－	74.7	68.0	36.1
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（E）		0	0	0	0	0
確保後の過不足（C）＋（E）		0	137	48	4	81



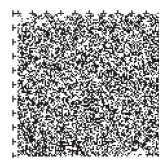
令和9年度

		令和9年度				
		1号認定	2号認定	3号認定		
				2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		2,977		898	889	845
量の見込み（A）		1,072	1,905	634	610	226
確保方策						
特定教育・保育施設	幼稚園 保育所 認定こども園	96	2,086	663	589	300
未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	976	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育等	—	—	8	8	4
企業主導型保育施設の地域枠		—	—	8	8	3
認可外保育施設	認証保育所など 上記以外の施設	—	—	6	6	3
確保方策合計（B）		1,072	2,086	685	611	310
過不足（C）＝（B）－（A）		0	181	51	1	84
3号認定保育利用率（％） （D）＝（B）／児童数（推計）		—	—	76.2	68.7	36.6
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（E）		0	0	0	0	0
確保後の過不足（C）＋（E）		0	181	51	1	84



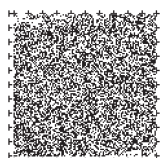
令和10年度

		令和10年度				
		1号認定	2号認定	3号認定		
				2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		2,846		889	876	836
量の見込み（A）		996	1,850	637	610	224
確保方策						
特定教育・保育施設	幼稚園 保育所 認定こども園	77	2,086	663	589	300
未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	919	－	－	－	－
特定地域型保育事業	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育等	－	－	8	8	4
企業主導型保育施設の地域枠		－	－	8	8	3
認可外保育施設	認証保育所など 上記以外の施設	－	－	6	6	3
確保方策合計（B）		996	2,086	685	611	310
過不足（C）＝（B）－（A）		0	236	48	1	86
3号認定保育利用率（％） （D）＝（B）／児童数（推計）		－	－	77.0	69.7	37.3
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（E）		0	0	0	0	0
確保後の過不足（C）＋（E）		0	236	48	1	86



令和11年度

		令和11年度				
		1号認定	2号認定	3号認定		
				2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		2,737		876	861	830
量の見込み（A）		930	1,807	636	609	222
確保方策						
特定教育 ・保育施設	幼稚園 保育所 認定こども園	61	2,086	663	589	300
未移行 幼稚園	上記以外の 幼稚園	869	—	—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育等	—	—	8	8	4
企業主導型保育施設の地域枠		—	—	8	8	3
認可外 保育施設	認証保育所など 上記以外の施設	—	—	6	6	3
確保方策合計（B）		930	2,086	685	611	310
過不足（C）＝（B）－（A）		0	279	49	2	88
3号認定保育利用率（％） （D）＝（B）／児童数（推計）		—	—	78.1	70.9	37.3
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（E）		0	0	0	0	0
確保後の過不足（C）＋（E）		0	279	49	2	88



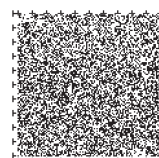
今後の方向性

1号認定に係る量の見込みに対しては、特定教育施設の幼稚園（以下「新制度幼稚園」といいます。）、未移行幼稚園及び認定こども園で確保します。

2号認定及び3号認定に係る量の見込みに対しては、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、企業主導型保育施設の地域枠及び認可外保育施設で確保することとします。

なお、待機児童の発生が見込まれるのは令和7年度のみであるため、新たな保育所整備は予定しておりません。しかし、認可保育所への入所希望者が多いことを鑑み、既存施設の認証保育所を認可保育所に移行する準備を進め、令和8年4月に認可保育所として開所することを目指します。

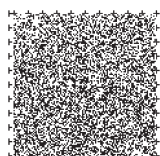
また、令和7年度に発生する見込みの待機児童については、定期利用保育やベビーシッター利用支援事業等を実施することで対応します。令和8年度以降の状況についても注視し、本計画で想定している以上に保育ニーズが見込まれることが判明した場合は、令和7年度で実施予定の対応策を含め、待機児童解消に向けた取組をすみやかに進めます。



5 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村（国分寺市）が地域の実情に応じて実施する子育て支援サービスです。地域子ども・子育て支援事業は、以下のとおりです。

事業名		ページ
(1)	利用者支援事業	107
(2)	時間外保育事業	109
(3)	①放課後児童健全育成事業（学童保育所）	110
	②放課後子供教室（放課後子どもプラン） *地域子ども・子育て支援事業ではありませんが、放課後児童健全育成事業（学童保育所）との連携等を図りながら実施する関連事業として掲載しています。	112
(4)	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	113
(5)	乳児家庭全戸訪問事業	114
(6)	養育支援訪問事業	115
(7)	子育て世帯訪問支援事業	116
(8)	親子関係形成支援事業	117
(9)	地域子育て支援拠点事業（親子ひろば事業）	119
(10)	一時預かり事業	120
(11)	病児保育事業（病児・病後児保育事業）	121
(12)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	122
(13)	妊婦健康診査事業	123
(14)	妊婦等包括相談支援事業	124
(15)	産後ケア事業	125
(16)	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） *令和7年度のみ地域子ども・子育て支援事業として実施し、令和8年度以降は新たな給付制度「乳児等のための支援給付」として全自治体で実施する予定です。	126
(17)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	127



(1) 利用者支援事業

概要

利用者支援事業は、子ども及びその保護者等、又は妊婦が、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者又は妊婦の身近な場所で、専門の職員が、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

利用者支援事業には、基本型、特定型、こども家庭センター型があり、以下の事業を実施しています。

*こども家庭センター型は本計画における新規事業です。

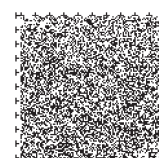
型式	該当する事業名	担当課
こども家庭センター型	こども家庭センター事業（児童福祉機能）	子育て相談室
	<u>こども家庭センター事業（母子保健機能）※</u>	
基本型	子育て応援パートナー事業	
特定型	保育コンシェルジュ事業	保育幼稚園課

※こども家庭センター事業（母子保健機能）では、母子保健事業、出産・子育て応援事業、地区保健活動等を実施しています。

現状

【か所数】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基本型	3	3	3	3
特定型	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1



量の見込みと確保方策

〈こども家庭センター型〉

【か所数】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1	1	1	1	1
確保方策（B）	1	1	1	1	1
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

〈基本型〉

【か所数】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	4	4	4	4	4
確保方策（B）	4	4	4	4	4
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

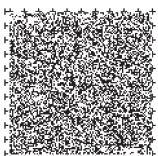
〈特定型〉

【か所数】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1	1	1	1	1
確保方策（B）	1	1	1	1	1
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

今後の方向性

本事業は必要に応じて対応できる体制を整えています。



(2) 時間外保育事業

概要

認可保育所在園児童を対象に、通常の利用日及び利用時間以外において、保育を実施する事業です。

現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	457	448	409	434

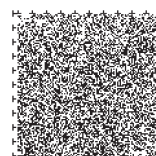
量の見込みと確保方策

【人】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	410	407	401	394	389
確保方策（B）	3,418	3,388	3,341	3,287	3,240
差引（B）－（A）	3,008	2,981	2,940	2,893	2,851

今後の方向性

本事業は、在園児童を対象に実施されるものであり、定員以上のニーズが想定されないため、確保方策は、各年度における想定保育所定員数とします。



(3) ①放課後児童健全育成事業（学童保育所）

概要

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

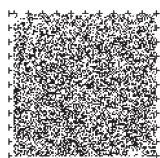
現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録児童数	1,384	1,393	1,616	1,738
定員数	1,149	1,363	1,397	1,404

量の見込みと確保方策

【人】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	2,171	2,210	2,247	2,233	2,221
低学年	1,902	1,933	1,969	1,959	1,958
高学年	269	277	278	274	263
確保方策（B）	1,483	1,593	1,753	1,833	1,913
低学年	1,459	1,568	1,727	1,807	1,887
高学年	24	25	26	26	26
過不足 （C）=（B）-（A）	▲688	▲617	▲494	▲400	▲308
低学年	▲443	▲365	▲242	▲152	▲71
高学年	▲245	▲252	▲252	▲248	▲237
当該年度までに新たに 確保する量（D）	110	160	80	80	80
低学年	109	159	80	80	80
高学年	1	1	0	0	0
確保後の過不足 （C）+（D）	▲578	▲457	▲414	▲320	▲228
低学年	▲334	▲206	▲162	▲72	9
高学年	▲244	▲251	▲252	▲248	▲237



今後の方向性

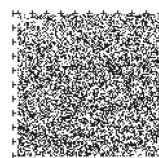
量の見込みに対する確保方策については、公設学童保育所が定員数を上回る児童の受入れを現在も行っており、各施設が狭あいな環境を解消するため、低学年の不足する分について、各年度で新たに施設を整備することで、定員を拡充します。

また、4年生から6年生については、令和3年度から試行実施として行っている民設民営学童保育所による高学年の受入れ（4年生のみ）を継続するとともに、公設学童保育所についても、定員に空きが見込まれる施設が出てきた際は、受入れ可能な施設から順次試行実施として4年生の受入れを開始します。

加えて、児童館ランドセル来館事業の利便性の向上を図るなどして、学童保育所以外でも児童の受入れが可能となる環境を整えます。

なお、本計画期間中に整備する学童保育所は、以下の予定で整備を進めます。

施設	定員	開所時期
公設学童保育所（1支援単位）第五小学校区内	30人	令和8年4月
公設学童保育所（2支援単位）第八小学校区内	80人	令和8年度中
民設民営学童保育所（1支援単位×2か所）	80人	各年度4月



(3) ②放課後子供教室（放課後子どもプラン）

概要

学校や地域、学童保育所が連携しながら、学校の施設を利用して、大人の見守りの中で自由に遊べる「遊びの場」、学習できる「学びの場」、様々な体験を行い、地域の方と交流する「体験・交流の場」等、子どもたちが放課後の時間を過ごすことのできる居場所を提供する事業です。現在、国分寺市内の小学校全10校で実施しています。

なお、本事業は、地域子ども・子育て支援事業ではありませんが、放課後児童健全育成事業（学童保育所）との連携等を図りながら実施する関連事業として掲載しています。

現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	32,186	45,630	82,192	85,527

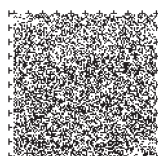
量の見込みと確保方策

【人日】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	88,540	88,720	88,810	87,570	87,570
確保方策（B）	88,540	88,720	88,810	87,570	87,570
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

今後の方向性

本事業で放課後を過ごすことを希望する児童（量の見込み）は全て受け入れていきます。



(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、子どもを預かり、必要な支援を行う事業です。

現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	26	39	61	53

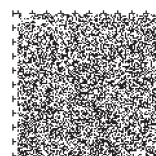
量の見込みと確保方策

【人日】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	65	65	65	65	65
確保方策（B）	361	361	362	361	361
差引（B）－（A）	296	296	297	296	296

今後の方向性

支援が必要な家庭に対応できるよう、体制を整えていきます。



(5) 乳児家庭全戸訪問事業

概要

生後120日までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等、育児上重要な事項及び産婦の健康状況・生活環境・疾病予防等、産後に必要な事項について、情報提供を行うことや、必要なときに適切なサービスへ結びつけることにより、母子の健康の保持・増進を図り、安心して育児に臨むことができるよう支援する事業です。

現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問人数	878	967	930	903

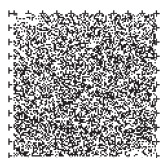
量の見込みと確保方策

【人】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	866	857	845	836	830
確保方策（B）	866	857	845	836	830
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0
確保内容	実施体制：訪問指導員又は市保健師で実施 （訪問指導員と市保健師が一緒に実施する場合あり。） 実施機関：子育て相談室 委託団体等：訪問指導員				

今後の方向性

生後120日までの乳児のいる全ての家庭に対して訪問します。



(6) 養育支援訪問事業

概要

養育支援訪問事業は、保護者が安心して出産・子育てができるよう、養育を支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、相談、指導、助言その他の支援を行い、適切な養育の実施を確保するための事業です。

現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ訪問世帯数	98	25	109	136

*令和4年度より母子保健事業による訪問相談を養育支援訪問事業として位置づけて実施しています。

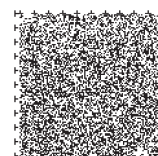
量の見込みと確保方策

【人日】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	136	136	136	136	136
確保方策（B）	136	136	136	136	136
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0
確保内容	実施体制：市職員で実施 実施機関：子育て相談室				

今後の方向性

本事業は必要なときに実施するものであるため、見込まれる量に対して訪問します。



(7) 子育て世帯訪問支援事業

概要

子育て世帯訪問支援事業は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等のいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。なお、令和4年児童福祉法改正（令和6年4月1日施行）に伴い、養育支援訪問事業のうち、育児・家事援助部分が令和6年4月に本事業へ移行しました。

現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ訪問世帯数	87	50	48	46

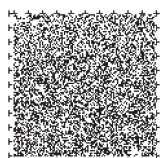
量の見込みと確保方策

【人日】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	57	57	57	57	57
確保方策（B）	57	57	57	57	57
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

今後の方向性

本事業は必要なときに実施するものであるため、見込まれる量に対して訪問します。



(8) 親子関係形成支援事業

概要

子どもとの関わり方や育児に不安等を抱える就学前児童の保護者が、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、同じ悩みや不安を抱える保護者同士で悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。なお、令和4年児童福祉法改正（令和6年4月1日施行）により、本事業を新たに本計画に位置付けます。

現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数	6	18	24	15

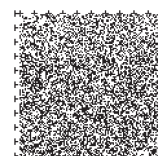
量の見込みと確保方策

【人】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	18	18	17	17	16
確保方策（B）	18	18	17	17	16
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

今後の方向性

本事業は必要に応じて対応できる体制を整えていきます。



「児童育成支援拠点事業」の取扱いについて

令和4年児童福祉法改正（令和6年4月1日施行）により、新たに創設された3つの事業①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業のうち、②については、本市では要件を満たす事業を実施しておらず、今後についても具体的な実施の目途が立っていないことから、今後の検討課題とします。

「児童育成支援拠点事業」とは、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメント※し、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保証と健全な育成を図ることを目的に実施する事業です。

※アセスメントとは、支援を必要とする子どもや家庭の状況を総合的に把握し、適切な支援計画を策定するために行う評価をいいます。具体的には、子どもの発達状況や生活環境、家庭のニーズなどを把握し、これらの情報を基に必要な支援を提供するための基礎資料を作成します。

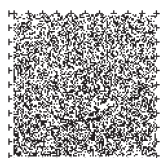


コラム 児童福祉法の改正のポイント

児童虐待の相談対応件数の増加などを受け、子育て世帯に対する包括的な支援体制強化等を行うため、令和4年6月に児童福祉法が改正されました。

この改正では、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充が図られ、市町村に対し、こども家庭センターの設置（第4章 P.77）や身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備が求められました。（第4章 P.94）

また、訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業が創設されました。（第5章 p.116～118）



(9) 地域子育て支援拠点事業（親子ひろば事業）

概要

妊婦、乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けることや、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本市では、業務委託・指定管理者など、様々な運営形態の地域子育て支援拠点事業（親子ひろば）を実施しています。

現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	26,553	35,043	48,074	54,551
実施か所数	8か所	8か所	8か所	8か所

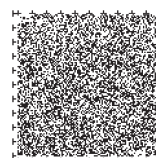
量の見込みと確保方策

【人日】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	50,700	53,821	52,886	56,446	60,430
確保方策（B）	50,700	53,821	52,886	56,446	60,430
実施か所数	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

今後の方向性

本事業を充実させることで、妊婦や乳幼児とその保護者が孤立することなく子育てできる環境を整備していきます。



(10) 一時預かり事業

概要

日常生活上の突発的な事情や社会参加等により、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かる事業です。

現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	49,021	37,489	41,424	41,820
幼稚園型	46,704	36,327	40,106	40,481
幼稚園型以外	2,317	1,162	1,318	1,339

量の見込みと確保方策

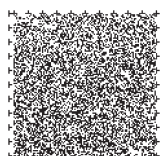
【人日】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	44,946	44,951	43,969	42,745	41,767
幼稚園型	43,610	43,610	42,630	41,405	40,425
幼稚園型以外	1,336	1,341	1,339	1,340	1,342
確保方策（B）	44,946	44,951	43,969	42,745	41,767
幼稚園型	43,610	43,610	42,630	41,405	40,425
幼稚園型以外	1,336	1,341	1,339	1,340	1,342
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0
幼稚園型	0	0	0	0	0
幼稚園型以外	0	0	0	0	0

今後の方向性

幼稚園型の量の見込みについては、在園児を対象としていることから、各幼稚園で見込まれる量について確保します。

幼稚園型以外の量の見込みについては、一時預かり事業を実施している認可保育所及び定員に余裕がある認可保育所等での新規実施等により確保します。



(11) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

概要

病院又は保育所に付設された専用スペースにおいて、病児及び病後児を一時的に預かる事業です。

現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	150	346	312	966

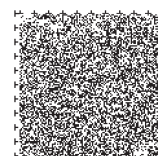
量の見込みと確保方策

【人日】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1,450	1,500	1,550	1,600	1,650
確保方策（B）	5,280	5,280	5,280	5,280	5,280
差引（B）－（A）	3,830	3,780	3,730	3,680	3,630

今後の方向性

利用希望に対応できるよう、適切に事業を実施します。



(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

概要

乳幼児や小学生等の児童を子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方（利用会員）と当該援助を行うことを希望する方（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業です。

現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	3,328	3,929	4,515	4,525

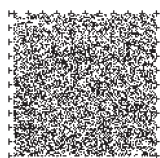
量の見込みと確保方策

【人日】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	5,324	5,172	4,995	4,910	4,800
確保方策（B）	4,950	4,986	5,023	5,060	5,097
差引（B）－（A）	▲374	▲186	28	150	297

今後の方向性

地域における育児の相互援助活動が効果的に実施される体制を整備していきます。



(13) 妊婦健康診査事業

概要

指定医療機関等において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の予防を図る事業です。

妊娠の届出の際に母子健康手帳交付と併せて、公費負担の対象となる妊婦健康診査（14回分）・超音波検査（4回分）・子宮頸がん検診（1回分）の受診票を交付します。

現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実受診人数	921	941	872	865

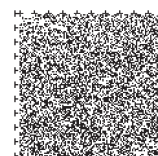
量の見込みと確保方策

【人】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	876	867	855	846	840
確保方策（B）	876	867	855	846	840
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0
確保内容	実施場所：都内契約医療機関及び助産所 （里帰り出産等都外医療機関等で受診の場合は助成金交付制度あり。）				

今後の方向性

対象者全員が受診できるように、見込まれる量に対して体制を確保します。



(14) 妊婦等包括相談支援事業

概要

妊婦及びその配偶者等を対象として、面談を通じて、妊婦の心身の状況及び生活環境等を把握します。併せて、母子保健及び子育てに関する情報提供、相談対応等により必要な援助を行います。

現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
面談実施合計回数	—	—	—	1,898

*本事業は令和5年度から本格実施しています。

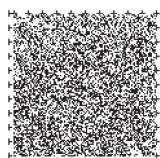
量の見込みと確保方策

【回】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1,808	1,790	1,764	1,746	1,733
妊娠届出数	876	867	855	846	840
1組当たりの面談回数	2～3回	2～3回	2～3回	2～3回	2～3回
確保方策（B）	1,808	1,790	1,764	1,746	1,733
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

今後の方向性

対象者全員と面談が実施できるよう、見込まれる量に対して体制を確保します。



(15) 産後ケア事業

概要

出産後の心身の安定や育児不安の軽減を図るとともに、母親自身のセルフケア能力を育むなど、育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援を行います。

本事業の実施方法には、「宿泊型」「デイサービス型」「アウトリーチ型」の3種類があります。

現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	—	266	646	1,060

*本事業は令和3年度から本格実施しています。

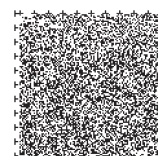
量の見込みと確保方策

【人日】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1,210	1,188	1,152	1,126	1,113
確保方策（B）	1,210	1,188	1,152	1,126	1,113
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

今後の方向性

産後も安心して子育てができるよう支援するため、令和7年度から一部事業の対象者を拡大して実施します。



(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

概要

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園制度です。

なお、本事業は、令和7年度のみ地域子ども・子育て支援事業として実施し、令和8年度以降は、新たな給付制度「乳児等のための支援給付」として全自治体で実施される予定です。

第4章では「未就園児の定期的な預かり事業」として掲載しています。

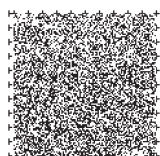
量の見込みと確保方策

【人日】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	9	9	9	24	23
0歳児	3	3	3	9	9
1歳児	3	3	3	8	7
2歳児	3	3	3	7	7
確保方策（B）	0	9	9	24	23
0歳児	0	3	3	9	9
1歳児	0	3	3	8	7
2歳児	0	3	3	7	7
差引（B）－（A）	▲9	0	0	0	0
0歳児	▲3	0	0	0	0
1歳児	▲3	0	0	0	0
2歳児	▲3	0	0	0	0

今後の方向性

本事業は、令和8年度からの本格実施に向けて必要な体制整備を行い、見込まれる量に対して必要な量を確保できるよう進めます。



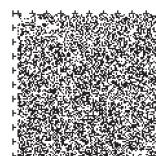
(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

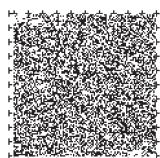
概要

全ての子どもの健やかな成長を支援することを目的とし、保護者の所得状況等を勘案して、保護者が幼稚園等へ支払う副食材料等の実費徴収費用について補助する事業です。

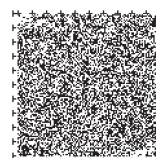
今後の方向性

保護者の負担軽減のため、引き続き国等の動向を勘案しながら本事業を実施します。





資料編



1 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定検討委員会設置要綱

令和5年3月30日

要綱第9号

改正 令和6年5月22日

(設置)

第1条 こども基本法(令和4年法律第77号)第10条(都道府県こども計画等)第2項に規定する市町村こども計画及び成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について(令和5年3月31日付け子発0331第18号厚生労働省子ども家庭局長通知)に規定する成育医療等に関する計画としての国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画(以下「計画」という。)の策定に関し必要な事項を検討するため、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、計画の策定に関し必要な事項について検討し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員13人以内をもって組織する。

- (1) 公募により選出された市民 1人以内
- (2) 識見を有する者 2人以内
- (3) 国分寺市民生委員・児童委員協議会の代表者 1人以内
- (4) 社会福祉法人国分寺市社会福祉協議会の代表者 1人以内
- (5) 市内の放課後等デイサービス事業者の代表者 1人以内
- (6) 東京都多摩立川保健所の代表者 1人以内
- (7) 東京都小平児童相談所の代表者 1人以内
- (8) 市の職員 5人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による報告をもって終了する。

2 委員が欠けたときは、後任の委員を補充することができる。

(謝礼)

第5条 市長は、第3条第2号に掲げる委員に対して、謝礼を支払うものとする。

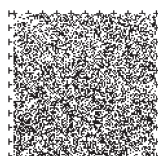
(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)



第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、子ども家庭部子ども若者計画課において処理する。

(委任)

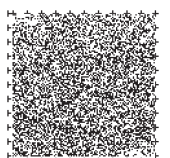
第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

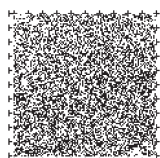


2 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定検討委員会名簿

敬称略

		氏名	所属・役職等	区分
1		新保 友恵	公募により選出された市民	第3条第1号
2	◎	入江 優子	国立大学法人東京学芸大学 教育インキュベーション推進機構 こどもの学び困難支援センター 准教授	第3条第2号
3	○	永野 咲	学校法人武蔵野大学 人間科学部 社会福祉学科 准教授	第3条第2号
4		鈴木 恵子	国分寺市民生委員・児童委員協議会	第3条第3号
5		前田 住栄	社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会 総務課 課長	第3条第4号
6		畠中 浩樹	社会福祉法人けやきの杜 放課後等デイサービス ルーチェ／第2ルーチェ 統括教室長	第3条第5号
7		佐藤 文	東京都多摩立川保健所保健対策課 課長代理 (～令和6年3月31日)	第3条第6号
		尾形 佳代	東京都多摩立川保健所保健対策課 課長代理 (令和6年4月1日～)	第3条第6号
8		波田 桃子	東京都小平児童相談所 所長	第3条第7号
9		平原 直樹	市民生活部人権平和課 課長	第3条第8号
10		石丸 明子	子ども家庭部子育て相談室 室長 (～令和6年3月31日)	第3条第8号
11		坂本 岳人	子ども家庭部保育幼稚園課 課長 (～令和6年3月31日) 子ども家庭部子育て相談室 室長 (令和6年4月1日～)	第3条第8号
12		桑野 正樹	子ども家庭部子ども子育て支援課 課長 (～令和6年3月31日) 子ども家庭部保育幼稚園課 課長 (令和6年4月1日～)	第3条第8号
13		山元 めぐみ	子ども家庭部子ども子育て支援課 課長 (令和6年4月1日～)	第3条第8号
14		關 友矩	教育部学校指導課学校教育担当 課長	第3条第8号

* 委員長は「◎」、副委員長は「○」で表示



3 国分寺市子ども・子育て会議設置条例

平成25年12月24日

条例第55号

改正 平成26年12月25日条例第43号

令和2年9月30日条例第23号

令和3年6月4日条例第23号

令和5年3月30日条例第9号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、及び国分寺市における子ども・若者育成支援（子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第1条（目的）に規定する子ども・若者育成支援をいう。第3条第5号において同じ。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国分寺市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

（令和3年条例第23号・令和5年条例第9号・一部改正）

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(所掌事務)

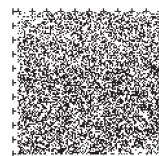
第3条 会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、法第31条（特定教育・保育施設の確認）第2項に規定する事項
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第43条（特定地域型保育事業者の確認）第2項に規定する事項
- (3) 国分寺市の子ども・子育て支援事業計画に関し、法第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）第7項に規定する事項
- (4) 国分寺市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況に係る事項
- (5) 国分寺市における子ども・子育て支援及び子ども・若者育成支援に関する施策に関し、市長が必要と認める事項

（令和2年条例第23号・令和3年条例第23号・一部改正）

(組織)

第4条 会議は、次に掲げる委員12人以内をもって組織し、市長が委嘱する。



- (1) 公募により選出された市民 3人以内
 - (2) 識見を有する者 2人以内
 - (3) 子どもの保護者 3人以内
 - (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 4人以内
- (任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 会議は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、子ども家庭部子ども若者計画課において処理する。

(平成26年条例第43号・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

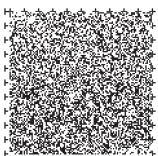
(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年条例第45号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略



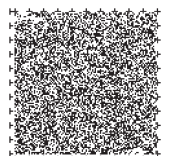
附 則（平成26年条例第43号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第23号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年条例第23号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年条例第9号）
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

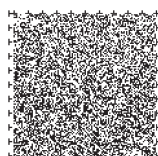


4 国分寺市子ども・子育て会議名簿

敬称略

		氏名	所属・役職等	区分
1		追谷 優希	公募により選出された市民 (～令和6年4月28日)	第4条第1号
2		山本 一二郎	公募により選出された市民	第4条第1号
3		渡辺 雅之	公募により選出された市民	第4条第1号
4	◎	川喜田 昌代	学校法人峯徳学園埼玉学園大学 人間学部子ども発達学科 大学院子ども教育学研究科 准教授	第4条第2号
5	○	田嶋 大樹	国立大学法人東京学芸大学 教育インキュベーション推進機構 こどもの学び困難支援センター 講師	第4条第2号
6		矢山 浩輔	市内保育施設に通う子どもの保護者 (国分寺市保育園保護者の会連合会 代表)	第4条第3号
7		殿下 順子	市内幼稚園に通う子どもの保護者	第4条第3号
8		双木 良	市内学童保育所に通う子どもの保護者 (国分寺市学童保育所保護者会連合会 会長)	第4条第3号
9		関口 幹雄	国分寺市私立保育園園長会 (社会福祉法人千春会千春第二保育園 園長)	第4条第4号
10		福羅 和子	国分寺市私立幼稚園協会 (学校法人渡邊学園白鳥幼稚園 園長)	第4条第4号
11		原 弘和	株式会社アンジェリカ	第4条第4号
12		相馬 千鶴	社会福祉法人AnnBee (児童発達支援事業anto)	第4条第4号

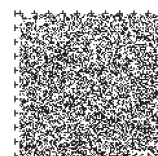
* 会長は「◎」、副会長は「○」で表示



5 計画策定の検討経過

(1) 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定検討委員会

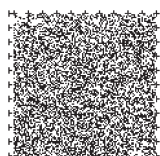
日付	回数	主な内容
令和5年度		
令和5年8月3日	第1回	・本会議の役割について ・計画策定スケジュールについて ・国などの動向について ・市民意向調査（案）について
令和5年8月28日	第2回	・市民意向調査について ・子どもの意見聴取について
令和6年3月18日	第3回	・基礎調査報告について ・アンケート調査結果報告について ・子ども・若者への意見聴取の実施概要報告について
令和6年度		
令和6年5月31日	第1回	・子ども・若者の意見聴取実施結果について ・関係団体ヒアリング実施結果について ・計画骨子案について
令和6年7月23日	第2回	・計画骨子案について
令和6年8月30日	第3回	・計画素案について
令和6年10月22日	第4回	・計画素案について ・計画素案（概要版）について
令和7年2月3日	第5回	・国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画案に係るパブリック・コメントの実施結果について（報告） ・市長への報告について



(2) 国分寺市子ども・子育て会議

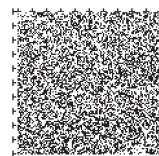
日付	回数	主な内容
令和5年度		
令和5年11月27日	第5回	・国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画について
令和6年度		
令和6年8月27日	第2回	・国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（子ども・子育て支援事業計画）について
令和6年9月17日	第3回	・国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（子ども・子育て支援事業計画）について
令和6年10月15日	第4回	・国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（子ども・子育て支援事業計画）に係る答申について

*本計画の策定に係る会議及び内容のみを抜粋して記載しています。



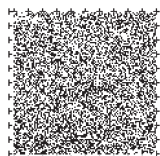
用語	解説
あ行	
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態のことをいいます。

か行	
家庭的保育事業	家庭的保育者の居宅やその他の場所で、少人数（定員5人以下）を対象に家庭的な雰囲気で行われる保育のことです。子ども・子育て支援新制度では、市町村の認可事業として位置づけられています。
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法に基づき、有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして国に設置された会議のことです。また、地方公共団体には、条例により地方版子ども・子育て会議が設置されています。
子ども・子育て関連3法	平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のことです。この関連3法に基づき、平成27年より「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条により、市町村が5年を一期として定めることとされている計画です。この計画では、市町村が取り組む子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と円滑な実施について定めます。
子ども・子育て支援新制度	平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための新制度のことで、平成27年度にスタートしました。ポイントとしては、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供として、認定こども園制度の改善、②地域の子育て支援を一層充実させる、③「施設型給付」、「地域型保育給付」の創設が挙げられます。
子ども・子育て支援法	平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」の一つで、全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として定められた法律です。子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化した新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図るものです。



さ行	
児童発達支援センター	児童福祉法に定める児童福祉施設の一つで、障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設です。
児童福祉法	全ての児童が心身ともに健やかに生まれ育つ環境の整備を目的とした日本の法律です。18歳未満の子どもを対象とし、児童の最善の利益を優先して考慮することを基本理念としています。この法律では、児童福祉施設の設置基準、児童相談所の役割、要保護児童への支援など、児童福祉に関する様々な規定を定めています。
スクールソーシャルワーカー	学校をベースにしたソーシャルワーク（福祉）的なアプローチによって、子どもたちの生活の質を高めるためのサポートをする人のことです。活動の基本的な姿勢は、子どもの人格を尊重し、子どもの利益を最優先に考えた関わりをし、困難な状況を改善するために、子どもを取り巻く様々な方（家族・教員・友人など）や地域の環境にも注目し、それらの関係の中で問題を解決するための活動をする専門家です。

た行	
地域型保育事業	19人以下の少人数の単位で、主に3歳未満児の保育を行います。市の定めた基準による認可事業で、以下の4類型（地域型保育）を行う事業をいいます。 〈類型〉 ・家庭的保育……………家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。 ・小規模保育……………少人数（定員6人～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。 ・居宅訪問型保育………障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅において1対1で保育を行います。 ・事業所内保育……………会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。
特別支援教育	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。平成19年4月から、学校教育法に位置づけられ、全ての学校において、障害のある幼児・児童・生徒の支援をさらに充実していくこととされています。



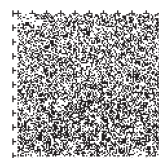
な行	
認可外保育施設	児童福祉法に基づき市町村が設置を届け出た施設及び同法に基づき民間事業者等が都道府県知事の認可を受け設置した「認可保育所」以外の子どもを預かる施設のことです。同法第59条の2に基づき、都道府県知事への届出が必要になります。
認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設のことです。認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう、「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地域裁量型」の4つの種類があります。

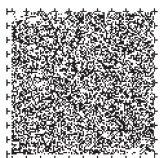
は行	
ひきこもり	仕事や学校に行かず、かつ、家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態のことです。
放課後等デイサービス	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く。）に就学している障害児に対して、放課後及び夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための各種療育、社会との交流促進、創作活動や余暇活動支援等を行うとともに、放課後等の居場所を提供する通所サービスです。

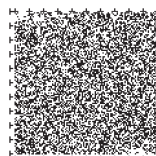
ま行	
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され社会福祉の増進に努める無報酬の非常勤地方公務員です。地域において、生活上の問題、家族問題、児童福祉などあらゆる分野の相談に応じ、助言・調査などを行います。

や行	
要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のことです。

ら行	
療育	発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助することです。









国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画 (令和7年度～令和11年度)

発行 令和7年2月
編集・発行 国分寺市 子ども家庭部 子ども若者計画課

185-8501 国分寺市泉町二丁目2番18号
電話 042-325-0111 (内線2601)
E-mail kowakakei@city.kokubunji.tokyo.jp

